

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

鎌倉女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1. 使命・目的等	6
基準2. 学生	13
基準3. 教育課程	43
基準4. 教員・職員	61
基準5. 経営・管理と財務	77
基準6. 内部質保証	89
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準A. 地域連携・社会貢献	96
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	133
エビデンス集（データ編）一覧	133
エビデンス集（資料編）一覧	133

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

鎌倉女子大学は、学祖・松本生太によって京浜女子家政理学専門学校として昭和18(1943)年横浜市に創設された。戦時下でありながら、家庭においても社会においても女性の役割が重視される今日の時代の到来を見通し、それ以来一貫してわが国の女子教育の普及・向上に邁進してきた。

戦災で灰燼に帰した学園の再建のため、創設者は、第2代学長である学父・松本尚と共に本拠地を古都鎌倉に移した。この地において本学は、本格的に教育内容並びに教育環境を整備・拡充し、その校名も昭和時代の京浜女子大学、そして平成元(1989)年鎌倉女子大学と変更を重ね、幼稚部・初等部・中等部・高等部・短期大学部・大学・大学院の一貫教育を行うことができる総合学園として完成、現在に至っている。

本学の建学の精神は、教育の理念・教育の目標・教育の姿勢・教育の方法・教育の体系の五つの教育的課題を包含すると同時に、これらが構造的に配置されているところに、その特徴をもつ。

本学の教育の理念は、「感謝と奉仕に生きる人づくり」におかれている。人間は、自然との、家族との、社会との、歴史との、文化との、更には人間性を超える絶対者との関わりの中、一個の自分を支えもつ存在である。この動かし難い事実を真摯に耳を澄まし、思いを馳せる人こそ、自ずとすべての存在に対する感謝と奉仕に生きる人といえよう。こうした教育の理念は、ベネディクトゥスの「祈り且つ働け」(ora et labora)以来、ルネサンスを経て、現代に至るまでの西洋の歴史に一貫して受け継がれてきている教育の理念に合致し、人類普遍の教育の理念を喝破したものといつて良い。内に向かつては清らかな感謝の心を醸成し、外に向かつては逞しい奉仕の活動を促す、これこそが、教育が求める永遠の理念に他ならない。

本学の教育の目標は、「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」におかれている。人間は、家庭生活を営む上でも社会生活を営む上でも、知識を獲得し、技術を修得し、道義を涵養することを必要とする。殊に学校の役割は、専門職による高い知識の提供、高い技術の伝達、高い道義の開発にあり、人間は、こうした知の圏域に他者と共に生きることによって、頑是ない赤子から、自らの個性を発見しつつ、成熟した人格へと成長することができる。また、学校は、知的資源を蓄積することによって、人々の生涯学習過程に貢献することができる。そのために、学校は、教育内容を保証する研究にまた注力しなければならない。しかし、教育も研究も、理念を欠いては、その意味や価値を失うものであり、それ故理念こそ、学校の活動を方向づけ、根拠づける導きの糸なのである。

本学の教育の姿勢は、「人・物・時を大切に」におかれている。教育者は教育者として、被教育者は被教育者として、互いに邂逅し、共に教育の場を形成し、相互に人・物・時を大切にする精神として切磋琢磨しなければならない。人間の知への根源的な欲求と師弟同行こそ、実際に教育を推進し、理念に導かれつつ目標を達成する具体的力なのである。

本学の教育の方法は、「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」におかれている。ぞうきんとは、身体的な学び方を、辞書とは頭腦的な知り方を意味している。実践と理論、体験と知識、生活と学問を統合した学び方・知り方を緊張と調和の関係におき、これらを相互に補完し、両者を統合するところに、人間は、真実をリアルに掴み取ることができる。

本学の教育の体系は、「徳育・知育・体育の調和」におかれている。教育は、人間が潜在させる知情意の可能性すべてにかかわる知育・徳育・体育の三位一体によって構成される必要がある。己を磨く勾玉・己を写す鏡・己を鍛える剣が生命を生み育む緑の天地を背景に配置されている校章のモチーフは、こうした教育の体系を具象化したものである。

さて、21世紀は、新しい知識・情報・技術・価値が登場すると同時に、これまで培ってきたそれらすべてのものが揺らぎ、あるいは崩れる可能性を孕んだ世紀になろう。生産と消費が瞬く間に繰り返される時代にあつて、時として教育が理念や目標を見失い、教育者が自覚や自信を喪失する不安に晒される時代になろう。その不安は、将来に対して未決定状態におかれ、選択肢が多様であるがゆえに、却ってまた悩みも深い青少年ほど著しいものがある。

そうであればこそ、教育は、生きる手掛かりとなる価値をモデルとして示す必要がある。本学にあつては、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に、だれもが「一礼の姿勢」をとる慣わしになっている。また、『論語』の「吾日に三たび吾が身を省みる」の教えに倣い、朝・昼・夕べ、日に3度鳴り響く「修養の鐘」の音に合わせて黙想する慣わしになっている。幼児期の幼子の心から青年期の多感な心まで時機に応じて、しかし一貫して行われる形を整えることによって心を整える教育こそ、本学が創立以来実践してきたものであり、あらゆる価値が液状化し、若人が生きることに手探り状態に陥りつつある今日こそ、最も必要とされる教育の形式と考える。

鎌倉女子大学の教育研究の責務はまた、新しい世紀に向けてますます重要であることを確信する。

をとめらを 教ふるといふ 大ききわさ
命をかけて なさしめたまへ

松本千枝子（学園の母・学祖松本生太夫人）の歌

………国民の一半を占める女性の教養如何は国家の消長に関する事洵に大なるものあり 即ち 国家は偉大なる母によりてつくられ 正しき国民は正しき母により生まれる

偉大なる母 正しき女性は 子女の教育に俟つものなり 特に科学教育の必要なる今日に於いては母としての女性の科学的教養の必要 亦一層切なるものあり

………科学教育の普及と向上とを図り 以て 日本固有の優雅なる性情を涵養するとともに毅然たる日本婦人の本領を發揮せしめ指導的婦人を養成する

京浜女子家政理学専門学校・設立趣意書

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和18(1943)年4月	京浜女子家政理学専門学校を設置。
昭和20(1945)年5月	戦災により校舎・施設等が全焼。焼け残った学寮などを利用し、教育を継続。
昭和21(1946)年1月	京浜女子家政理学専門学校を現在の鎌倉市岩瀬の地に再建。
昭和23(1948)年4月	京浜女子家政理学専門学校附属中学校を設置。
昭和25(1950)年4月	学制改革に伴い京浜女子短期大学(家政科・保健科)を設置。 京浜女子短期大学附属高等学校を設置。 京浜女子短期大学附属中学校と名称変更。 京浜女子短期大学附属幼稚園を設置。
昭和26(1951)年4月	京浜女子短期大学附属小学校を設置。
昭和29(1954)年4月	京浜女子短期大学幼稚園教員養成所を設置。
昭和32(1957)年4月	京浜女子短期大学に初等教育科を増設。保健科を家政科に統合。
昭和34(1959)年4月	京浜女子大学を設置し、家政学部家政学科を設置。 上記設置に伴い、各併設校の名称を変更(京浜女子大学短期大学部、同高等部、同中等部、同初等部、同幼稚部、同幼稚園教員養成所)。
昭和36(1961)年5月	神奈川県教育委員会の委託により、現職の小学校教諭のための聴講生課程を開設(昭和59(1984)年度まで)。
昭和37(1962)年4月	京浜女子大学短期大学部に初等教育科第2部を増設。
昭和39(1964)年4月	京浜女子大学家政学部 に 児童学科 を増設。
昭和41(1966)年4月	京浜女子大学家政学部家政学科を 家政学専攻 と 管理栄養士専攻 の二専攻に分離。
昭和43(1968)年4月	京浜女子大学家政学部 に 食物栄養学科 を増設。
昭和43(1968)年5月	神奈川県教育委員会の委託により、現職の小学校講師のための研修生課程を開設(昭和56(1981)年度まで)。
昭和54(1979)年3月	京浜女子大学幼稚園教員養成所を募集停止。
昭和60(1985)年3月	京浜女子大学家政学部食物栄養学科を募集停止。
平成元(1989)年4月	京浜女子大学を 鎌倉女子大学 に名称変更。 (鎌倉女子大学、同短期大学部、同高等部、同中等部、同初等部、同幼稚部、同幼稚園教員養成所)
平成 7(1995)年2月	二階堂学舎を開設(鎌倉市二階堂)。
平成 9(1997)年1月	山ノ内学舎を取得(鎌倉市山ノ内)。
平成11(1999)年3月	鎌倉女子大学幼稚園教員養成所 を廃止。
平成12(2000)年3月	鎌倉女子大学家政学部食物栄養学科 を廃止。
平成12(2000)年4月	鎌倉女子大学に学術研究所、生涯学習センターを設置。
平成13(2001)年4月	鎌倉女子大学短期大学部に専攻科(家政専攻、初等教育専攻)を設置。
平成14(2002)年3月	鎌倉女子大学家政学部児童学科 を募集停止。
平成14(2002)年4月	鎌倉女子大学 に 児童学部 を増設。 児童学科 、 子ども心理学科 を設置。
平成15(2003)年3月	鎌倉女子大学家政学部家政学科(家政学専攻、管理栄養士専攻) を募集停止。 鎌倉女子大学短期大学部家政科を募集停止。

鎌倉女子大学

平成15(2003)年4月	大船キャンパスを開設。鎌倉女子大学、同短期大学部が移転。 鎌倉女子大学家政学部家政学科、管理栄養学科を設置。
平成17(2005)年3月	鎌倉女子大学短期大学部家政科を廃止。 鎌倉女子大学家政学部家政学科を募集停止。 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第2部を募集停止。
平成17(2005)年4月	鎌倉女子大学家政学部に家政保健学科を設置。 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第1部を同短期大学部初等教育学科に名称変更。
平成18(2006)年3月	鎌倉女子大学短期大学部専攻科（家政専攻）を廃止。
平成18(2006)年4月	鎌倉女子大学大学院児童学研究科を設置。
平成19(2007)年3月	鎌倉女子大学家政学部児童学科を廃止。 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第2部を廃止。
平成19(2007)年4月	鎌倉女子大学児童学部に教育学科を増設。
平成21(2009)年3月	鎌倉女子大学家政学部家政学科を廃止。
平成21(2009)年4月	鎌倉女子大学に教育学部を増設。教育学科を設置。
平成22(2010)年3月	鎌倉女子大学児童学部教育学科を募集停止。
平成24(2012)年7月	鎌倉女子大学学術研究棟を竣工。
平成26(2014)年3月	鎌倉女子大学児童学部教育学科を廃止。

2. 本学の現況

・大学名

鎌倉女子大学

・所在地

大船キャンパス 神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号
 岩瀬キャンパス 神奈川県鎌倉市岩瀬1420
 二階堂学舎 神奈川県鎌倉市二階堂890-1
 山ノ内学舎 神奈川県鎌倉市山ノ内1301

・学部及び研究科の構成

		入学定員	編入学定員	収容定員
家政学部	家政保健学科	80	-	320
	管理栄養学科	120	-	480
児童学部	児童学科	170	-	680
	子ども心理学科	50	-	200
教育学部	教育学科	80	20	360

	入学定員	収容定員
大学院 児童学研究科 児童学専攻（修士課程）	10	20

鎌倉女子大学

・ 学生数、教員数、職員数

学生数（令和3(2021)年5月1日現在）

		1年	2年	3年	4年	計
家政学部	家政保健学科	114	110	111	101	436
	管理栄養学科	127	122	127	132	508
児童学部	児童学科	193	186	233	205	817
	子ども心理学科	59	62	70	75	266
教育学部	教育学科	94	92	131	119	436
計		587	572	672	632	2,463

	1年	2年	計
児童学研究科 児童学専攻	5	1	6

教員数（令和3(2021)年5月1日現在）

大学 学部・学科等の名称	専任教員等					助手	非常勤	
	教授	准教授	講師	助教	計			
家政学部	家政保健学科	9	5	1	0	15	2	24
	管理栄養学科	7	8	6	0	21	8	16
児童学部	児童学科	10	10	3	0	23	0	61
	子ども心理学科	6	5	1	0	12	0	21
教育学部	教育学科	9	10	4	0	23	0	24
学術研究所		2	1	1	0	4	0	0
計		43	39	16	0	98	10	146

大学院 研究科・専攻等の名称	専任教員等					助手	非常勤
	教授	准教授	講師	助教	計		
児童学研究科 児童学専攻	11	5	0	0	16	0	9

※大学院は、学部の教員が兼ねている教員数。

※大学・大学院の非常勤教員数は、同一法人内の短期大学部初等教育学科の専任教員を含む。また、1人の兼任教員が複数の学科を担当する場合はそれぞれカウントしている。

職員数（令和3(2021)年5月1日現在）

	専任職員	常勤嘱託職員	臨時職員	派遣職員
大学	56	7	10	15
短期大学部	13	0	5	0
併設校	11	7	1	0
計	80	14	16	15

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
■ 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
■ 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。
■ 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものであるか。

鎌倉女子大学の建学の精神は、教育の理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」・教育の目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」・教育の姿勢「人・物・時を大切に」・教育の方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」・教育の体系「徳育（仁）・知育（知）・体育（勇）の調和」の五つの教育的課題を包含すると同時に、これらが構造的に配置されているところに、その特徴をもつ。

大学の使命・目的については、建学の精神を踏まえ、「鎌倉女子大学学則（以下『大学学則』という）」第3条第1項において、「日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、高度にして専門的な学術及び応用の教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

これらの建学の精神及び大学の使命・目的を踏まえ、学部・学科ごとの教育目的は、大学学則第3条第2項～第4項において【表1-1-1】のとおり定められている。

【表1-1-1】学部・学科の教育目的

家政学部は、科学的教養と優雅な性情を以って健全で多様性に富む生活世界を創造するとともに、健康で文化的な人間の生存とその形式を追求することのできる学術知見と方法を教育研究し、家政・健康栄養等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。
家政保健学科は、家政学及び保健学の幅広い領域における横断的理解を基礎とし、衣食住、消費経済、健康、教育などの生活課題についての教育研究を通じて、時代に合ったライフスタイルを創造、提案できる人材を養成することを目的とする。
管理栄養学科は、人間の生命と尊厳を尊重し、食と栄養、健康と医療、福祉と教育にわたる分野における

健康管理及び栄養教育についての教育研究を通じて、国民の健康生活の維持増進に貢献できる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。
児童学部は、科学的教養と優雅な性情を以って自然的・社会的・文化的環境に身をおく児童の生活・発達・教育・心理・活動等に関する学問的理解を推進するとともに、その知情意にわたる調和的育成を目指す教育研究を展開し、教育・心理・児童福祉等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。
児童学科は、教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化に関する総合的な教育研究を通じて、児童の育成支援に資する知見と方法、時代や社会のニーズに対応できる高度な実践力を備えた人材を養成することを目的とする。
子ども心理学科は、「児童の権利に関する条約」に規定された18歳未満の子どもの心・行動・成長を心理学の観点から理解し、その援助方法についての教育研究を通じて、子どもの心の問題を臨床的側面から援助できる人材を養成することを目的とする。
教育学部は、科学的教養と優雅な性情を以って生涯学習過程を生きる人間の存在・成長・目的等に関する多角的理解を推進するとともに、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を行うことを通じて、自他に対する教育力を培い、教育・文化等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。
教育学科は、わが国の伝統や文化を尊重し、異文化が育む多様な価値への尊敬と間文化論的理解を基礎とし、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、深い教育学的人間理解と専門性の高い教授スキルを兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

大学院の使命・目的についても、建学の精神を踏まえ、「鎌倉女子大学大学院学則（以下『大学院学則』という）」第2条第1項において、「鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

これらの建学の精神及び大学院の使命・目的を踏まえ、研究科の教育目的は、大学院学則第2条第2項において、「児童学研究科は、児童関連諸科学についての専門的学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以って健やかに生まれ、育まれなければならない児童の幸福と成長に貢献できる、高度な専門性と豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。」と定められている。

以上のとおり、建学の精神、大学及び大学院の使命・目的、学部・学科及び研究科の教育目的をそれぞれ具体的に明文化するとともに簡潔に文章化している。

なお、これらを掲載する各種媒体においては、すべて統一した表現となっており、一貫性が保たれている。

エビデンス集（資料編）	【資料1-1-1】～【資料1-1-3】
-------------	---------------------

1-1-③ 個性・特色の明示

■ 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育と創設以来の実学の伝統にある。

「建学の精神」は、1年次の必修科目であり、本学の建学の精神に対する理解を深めるとともに、アクティブラーニングも一助として組み入れ、その精神を体得していく科目となっている。

建学の精神における教育の目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」の実現を骨子とした授業科目として、「建学の精神実践講座」を開設し、1年次から4年次までの各学年で必修としている。「建学の精神実践講座」では、「女性のライフデザイン」「OG講演」「女性としてのマナー」「女性の自立と就労」など、女性としての生き方・働き方に関わる授業を通じて、現代の女性の生き方について主体的に考え、また、「鎌倉史跡めぐり」「芸術鑑賞」など、本物の芸術・文化に触れる授業を通じて、女性の中にある豊かな感性を育み、教養を高めることが可能となっている。

このような建学の精神を基調とした、女子大学ならではの授業科目として、「女性と文化」「女性と健康」などを開設している。「女性と文化」は、1年次に担当し、日本文化の基底に認められる女性性を踏まえ、日本の歴史・文化・思想の中で女性はどのように語られてきたのかを振り返るとともに、諸外国との比較を交え、今日のグローバル化した時代の課題を意識しながら、文化創造の主体としての女性の可能性を探っていこうとする科目である。具体的には、「女性と家族」「女性と仕事」「女性と生死」「時代性と女性観」「女子教育の歴史と現状」「アメリカと日本の文化・女性」「女性と文化の国際比較」などを取り上げている。「女性と健康」は、2年次に担当し、女性の身体的及び精神的発達経過や社会的環境の変化への理解を踏まえ、現代社会に生きる女性と健康に焦点を当てながら、女性のウェル・ビーイングを考える科目である。具体的には、「女性のライフサイクルとメンタルヘルス」「アンチエイジング」「職場における女性の健康」「女性と栄養」などを取り上げる。「女性と文化」「女性と健康」は、いずれもオムニバスの形式をとり、できるだけ多様な視点で、多様な事柄を取り上げ、深さと広がりをもった女性論を展開する科目となっている。

また、本学の教育研究の特徴は、実学の伝統にあるが、この点は創設から現在に至るまでの学部・学科構成と教育内容に表れている。各学科のカリキュラムにおいては、家政・養護・栄養・衛生・教育・保育・心理といった分野で活躍する専門職を目指す学生のための「免許・資格プログラム」と、一般企業などで活躍しようとする学生のための「企業学習プログラム」を配置している。

建学の精神を基調とする女子大学ならではの教育については、大学の使命・目的において、また、実学教育については、学部・学科の教育目的において表現されており、本学の個性・特色は使命・目的及び教育目的に反映されている。

エビデンス集（資料編）	【資料1-1-4】～【資料1-1-8】
-------------	---------------------

1-1-④ 変化への対応
■ 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

これまで、社会のニーズに対応するために学部・学科を改組拡充し、使命・目的及び教育目的の見直しを行ってきた。

平成14(2002)年4月には我が国初の児童学部を設置し、児童学科と子ども心理学科を開

設した。平成15(2003)年4月には家政学部家政学科を改組拡充し、家政学科と管理栄養学科を設置し、さらに平成17(2005)年4月には家政学科を改組し、家政学と保健学に力点を置いた家政保健学科を設置した。平成19(2007)年4月には児童学部に教育学科を開設し、これを拡充、平成21(2009)年4月に教育学部を設置し、教育学部教育学科とした。これは、両学部の役割分担を明確化するとともに、時代の要求に適った学校教員を養成するところにある。また、平成18(2006)年4月には児童学研究科を設置した。現在の学部・学科及び研究科の構成は、いずれも本学のコアコンピタンスを踏まえ、社会のニーズに対応したものである。

さらに、教育の質保証に関する法令の改正や指針の公表を受けて、教学マネジメントの確立に向けた取組みの一環として、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

平成28(2016)年3月31日には学校教育法施行規則が改正され、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」が公表された。平成30(2018)年12月には文部科学省中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論が開始され、令和2(2020)年1月22日には「教学マネジメント指針」が公表された。

本学ではこれらの動向を注視しながら教学マネジメントの確立に向けた取組みを検討し、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的と三つのポリシーの見直し並びにアセスメントプランの策定を一体的に行った。使命・目的及び教育目的に関しては、これまでは大学全体の使命・目的、学部の教育目的を定めていたが、新たに学科の教育目的も定め、令和2(2020)年4月1日に大学学則を改定した。これは、三つのポリシーを大学全体・学部・学科という三つの単位で定めていたことを受けて、その拠り所となる使命・目的及び教育目的についても同一の単位で示すことにより一貫性を確保することを意図したものである。

以上のとおり、学部・学科の改組拡充や教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応している。

エビデンス集(資料編)	【資料1-1-9】～【資料1-1-16】
-------------	----------------------

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の個性・特色については、使命・目的及び教育目的に適切に反映しているが、今後、学内において不断に内省、また充実を図るとともに、学外に対してもわかりやすく情報発信していく。また、使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーの見直しや次期中期計画の策定の際にあわせて点検・評価を行うとともに、社会情勢や社会的要請などに対応し、必要に応じて見直しを図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

■ 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

使命・目的及び教育目的は、大学学則第3条及び大学院学則第2条において明文化している。大学学則及び大学院学則の改定にあたっては、学長がそれぞれ教授会、児童学研究科委員会の意見を聴き、その意見を踏まえて理事会へ具申する。理事会は、学長の具申に基づき、改定の決定を行う。

現行の規定は、令和元(2019)年度に三つのポリシーの見直し及びアセスメントプランの策定とあわせて使命・目的及び教育目的の見直しを行った結果、令和2(2020)年4月1日に改定したものである。この一連の見直しと学則の改定に際しては、学部長会議において十分な検討を行った後、学長が教授会及び児童学研究科委員会に諮り、最終的に理事会において学則の改定を決定した。なお、学部長会議、教授会、児童学研究科委員会には、教員のみならず事務職員も出席している。

以上のことから、使命・目的及び教育目的は、役員と教職員が審議過程に関与し制定・改定しており、その理解と支持を得ている。

エビデンス集（資料編）

【資料1-2-1】～【資料1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

■ 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

大学及び大学院の使命・目的、学部・学科及び研究科の教育目的は、「履修の手引」に掲載することによって学生・教職員が手軽に確認できるようにするとともに、ホームページにも掲載し、学内外に周知している。

また、使命・目的及び教育目的の基となる建学の精神についても、ホームページ、大学案内をはじめ、あらゆる機会・媒体を通じて、情報発信を図り、学内外に周知している。学内においては、図書館棟の展示サロンに建学の精神に関する資料などを展示している。学生に対しては、入学前の段階から、オープンキャンパスにおいて建学の精神について説明した上で、入試において学校推薦型選抜を中心に建学の精神に対する理解度を確認している。入学後には、学部1年次の必修科目「建学の精神」、大学院1年次の必修科目「建学の精神特論」において、学長の執筆した「知と心の教育－鎌倉女子大学『建学の精神』の話」（北樹出版）を教科書として、学長自らが建学の精神について説明し、試験も課して指導している。この最終試験の答案の一部を機関誌「緑苑」に掲載することで、在学生や教職員、また同窓会幹部に対しても情報発信している。教職員に対しては、採用時の面接において建学の精神を理解していることを確認するほか、内定後には、前述の学長の著書を配布している。社会一般に対しては、就職センター及び教職センターがそれぞれ発行する求人案内などを通じて情報発信するほか、高等学校教員対象の進学懇談会や高校訪問な

ど直接説明する機会も設けている。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

エビデンス集（資料編）	【資料1-2-5】～【資料1-2-13】
-------------	----------------------

1-2-③ 中長期的な計画への反映

■ 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。

大学及び大学院の使命・目的、学部・学科及び研究科の教育目的を達成するため、「中期計画（2018年度～2022年度）」を策定している。この計画においては、23の項目を設定し、各項目における「目標」、「目標」を達成する上での「課題」、「課題」に対する具体的な「年度計画」を掲げている。計画の冒頭には、大学及び大学院の使命・目的と三つのポリシーを掲載しており、中期計画が本学の使命・目的を達成するために策定されたものであることを示している。

エビデンス集（資料編）	【資料1-2-14】
-------------	------------

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

■ 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。

三つのポリシーについては、平成25(2013)年度にディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーの策定並びにアドミッションポリシーの見直しを行い、平成26(2014)年度に公表、平成27(2015)年度入学生より運用してきた。

その後、平成29(2017)年4月1日施行の学校教育法施行規則の改正に伴う三つのポリシー策定・公表の義務化、平成30(2018)年12月からの文部科学省中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論などを受けて、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的と三つのポリシーの見直し並びにアセスメントプランの策定を一体的に行った。

三つのポリシーの見直しに際しては、文部科学省のガイドラインを踏まえ、特に学科のディプロマポリシーについて、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学修経験と創造的思考力」という四つの観点から、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化することとした。これらの四つの観点及び資質・能力の設定にあたっては、既にシラバスの中で、「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」として示していた項目を取り入れる形とした。また、各学科の個性及び自主性を尊重しつつ、三つのポリシーの内容が学科間で不調和を来さないよう留意した。

三つのポリシーの拠り所となる使命・目的及び教育目的については、これまで大学の使命・目的、学部の教育目的を定めていたところを、新たに学科の教育目的を定めることで、大学全体、学部ごと、学科ごとに定めている三つのポリシーとの関係性を明確にし、整合性を持たせた。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

エビデンス集（資料編）	【資料1-2-15】～【資料1-2-16】
-------------	-----------------------

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

■ 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。

使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究上の基本組織として、家政学部家政保健学科・管理栄養学科、児童学部児童学科・子ども心理学科、教育学部教育学科の3学部5学科、大学院児童学研究科児童学専攻の1研究科1専攻を置いている。

エビデンス集（資料編）	【資料1-2-17】～【資料1-2-19】
-------------	-----------------------

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえて策定されたものであり、三つのポリシーの拠り所になるものであるため、学内外への周知については、建学の精神及び三つのポリシーとあわせてより効果的な情報発信の方法を検討していく。また、「中期計画（2018年度～2022年度）」は、冒頭に使命・目的及び教育目的を掲載することによりその関係性を明示しているが、令和5(2023)年度からの次期中期計画の策定にあたっては、使命・目的及び教育目的をより反映したものになるよう、教育調査企画室において調査し、学部長会議において検討を行っていく。

【基準1の自己評価】

使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的かつ明確に定められており、本学の個性・特色が適切に表現されている。建学の精神と使命・目的及び教育目的は、ホームページ、「履修の手引」、授業科目「建学の精神」、大学案内、機関誌「緑苑」など、あらゆる機会・媒体を通じて情報発信を図り、学内外に周知している。

学部・学科の改組拡充などを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応するとともに教育研究組織との整合性を確保している。見直しに際しては、役員と教職員が審議過程に関与することで、その理解と支持を得ている。令和元(2019)年度には、使命・目的及び教育目的と三つのポリシーの見直しを一体的に行ったため、その関係性が明確になっている。使命・目的と三つのポリシーは、「中期計画（2018年度～2022年度）」の冒頭に掲載され、その計画に反映されている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
■ 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

大学全体、学部及び募集単位である学科ごとのアドミッションポリシーを明確に定めている。現行のアドミッションポリシーは、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づいて見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このアドミッションポリシーは、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項において明示している。また、オープンキャンパス、高等学校教員を対象とした進学懇談会、学外進学相談会、高等学校校内ガイダンス、高校訪問、随時受け付けている学校見学・入試相談など、様々な機会を利用して受験生やその保護者、高等学校教員に周知している。

<大学院>

大学院全体及び募集単位である児童学研究科のアドミッションポリシーを明確に定めている。大学院のアドミッションポリシーについても、大学と同様に、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づいて見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このアドミッションポリシーは、ホームページや大学院案内において明示するとともに、学部生を対象とした大学院入試説明会や個別相談などの機会を通して周知している。

エビデンス集（資料編）	【資料2-1-1】～【資料2-1-6】
-------------	---------------------

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
■ アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。
■ 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

<大学>

文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に基づき、「入学者選抜規則」に則り、公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施している。

学部の入試制度として、「総合型選抜（学部・専願制／高大接続）」「学校推薦型選抜（学部・専願制／一般）」「学校推薦型選抜（指定校）」「学校推薦型選抜（併設校）」

「一般選抜（学部／特待生チャレンジ）」「一般選抜（学部）前期・後期」「一般選抜（共通テスト利用）前期・後期」「社会人特別選抜」を設けており、多様な方法による入学者選抜を実施している。

各入試種別の「求める人材」において、アドミッションポリシーへの理解度や適合性に関する項目を設定しており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

殊に近年の文部科学省の慌ただししい高大接続改革の動向を注視し、アドミッションポリシーに基づき学力の3要素を多面的・総合的に評価する入試制度の設計を行ってきた。

「総合型選抜（学部・専願制／高大接続）」は、平成29(2017)年度入試から開始した「A0入試（高大接続重視型）」を前身としており、文部科学省の高大接続改革の動向にいち早く対応した入試である。この入試では、調査書、集団討論、プレゼンテーション、小論文、面接という五つの審査によって、アドミッションポリシーとの適合性と学力の3要素を多面的に測っている。また、ルーブリック評価を導入し、各審査で評価する能力等と配点を公開することで、評価の公正性を確保している。

令和3(2021)年度入試からは、「学校推薦型選抜」「一般選抜」についても評価尺度の多元化やアドミッションポリシーに関する評価の導入などの変更を行った。「学校推薦型選抜」の3方式ではこれまで面接及び調査書による選抜を行ってきたが、「学校推薦型選抜（併設校）」「学校推薦型選抜（指定校）」では面接を集団討論に変更し、「学校推薦型選抜（学部・専願制／一般）」では面接に加えて小論文を新たに導入した。「学校推薦型選抜（指定校）」の集団討論に関しては、各学科のアドミッションポリシーに関するテーマで討議を行うこととした。「一般選抜（学部／特待生チャレンジ）」「一般選抜（学部）前期・後期」ではすべての学科の受験生に対して試験教科の国語を必須とした上で、20～30字程度の記述問題を導入し、「思考力・判断力・表現力」をみることとした。さらに、「一般選抜（学部／特待生チャレンジ）」では各学科の合格者のうち成績上位者から特待生を選抜するにあたって、調査書の「特別活動の記録」「指導上参考となる諸事項」「総合的な学習の時間の内容・評価」「備考」を通じて、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を加味することとした。

入学者選抜に関する体制については、「入試委員会規程」に基づき、入試委員会を設置している。入試委員会は、学校教育法施行規則第143条に定める教授会の専門委員会と位置付けており、学生の入学・編入学・再入学・転入学に関する事項については入試委員会の議決をもって教授会の議決に代えている。入学試験の合否判定にあたっては、学長が入試委員会の意見を聴いて合格者を決定し、教授会に報告することとしている。入試委員会においては、選抜方法の公正性・妥当性について検証を行っている。特に、平成30(2018)年度には、入試種別ごとの入学後のGPA平均、平成29(2017)年度より開始した新入試（現在の「総合型選抜（学部・専願制／高大接続）」）で入学した学生の学力の3要素の伸長度を分析し、選抜方法の妥当性を検証した。また、大学入学共通テストの実施に関しては、「大学入学共通テスト実施委員会規程」に基づき、大学入学共通テスト実施委員会による体制としている。

入試問題の作成については、「一般選抜（共通テスト利用）前期・後期」を除くすべての入試種別において、本学が自ら行っている。学長は、入試・広報センターの原案に基づき、問題作成者を指名している。機密性を確保する観点から、学長をはじめとする学内の

教員で内部校正を行っている。なお、「一般選抜（学部／特待生チャレンジ）」「一般選抜（学部）前期・後期」においては、併設短期大学部と共通の入試問題のため、問題作成者には短期大学部所属教員も含む体制としている。

なお、障害のある学生に対する受入れにおける配慮としては、障害や疾病のある受験生に対して、申請に基づく特別措置を講じており、これを学生募集要項及びホームページにおいて周知している。

エビデンス集（資料編）	【資料2-1-7】～【資料2-1-20】
-------------	----------------------

<大学院>

「入学者選抜規則」に則り、公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施している。

研究科の入試制度として、「一般選抜入試」「社会人特別選抜入試」「内部推薦入試」を設けており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

入学者選抜に関する体制については、「入試委員会規程」に基づき、入試委員会を設置している。入試委員会は、学校教育法施行規則第143条の規定を準用し、児童学研究科委員会の専門委員会と位置付けており、学生の入学・再入学・転入学に関する事項については入試委員会の議決をもって児童学研究科委員会の議決に代えている。入学試験の可否判定にあたっては、学長が入試委員会の意見を聴いて合格者を決定し、児童学研究科委員会に報告することとしている。

以上により、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。

エビデンス集（資料編）	【資料2-1-21】～【資料2-1-27】
-------------	-----------------------

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■ 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

<大学>

大学全体の定員充足状況は、【表2-1-1】のとおりである。令和3(2021)年度の入学定員充足率は1.17倍、収容定員充足率は1.21倍であり、例年、良好な水準を維持している。

【表2-1-1】大学全体の定員充足状況（過去5年間）

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
入学定員	500	500	500	500	500
入学者数	610	630	658	580	587
入学定員充足率	1.22	1.26	1.32	1.16	1.17
収容定員	2040	2040	2040	2040	2040
在籍学生数	2440	2465	2512	2468	2463
収容定員充足率	1.20	1.21	1.23	1.21	1.21

学科ごとの定員充足状況は、エビデンス集（データ編）【共通基礎】のとおりである。過去5年間において、毎年度すべての学科で入学定員・収容定員をともに充足している。

入学定員を80人以下に設定している小規模な学科については、収容定員充足率が高くなる傾向があるが、超過分の実数は少数である。家政学部家政保健学科においては、令和

3(2021)年度の入学定員充足率は1.43倍、収容定員充足率は1.36倍となった。児童学部子ども心理学科においては、令和3(2021)年度の入学定員充足率は1.18倍、収容定員充足率は1.33倍となった。定員超過への対応策として、これまでも「学校推薦型選抜（併設校）」（旧「併設校推薦入試」）の推薦基準の厳格化や一部指定校の指定解除を行ってきた。しかし、平成28(2016)年度からの私立大学の定員管理の厳格化や令和3(2021)年度入試における大学入学共通テストの導入をはじめとする大学入試制度の変更に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入学手続き状況が変動し入学者数の予想が一層困難になっており、2学科において定員超過に至った。このような中でも、子ども心理学科については、3年連続で入学者数を抑えており、定員超過の状況は改善されつつある。

収容定員超過の学科においては、教育の質を維持するため、クラスサイズへの配慮や教職員による授業支援の強化に努めている。

家政学部家政保健学科においては、選択科目が多く、専門分野の範囲が広いことから、1クラスの受講者は平均40人弱と少ない状況である。特に、実験・実習や外国語の科目では1クラスを平均22人で行うとともに、授業内容や状況に応じて助手を配置し、安全面の配慮や教育効果の維持に努めている。受講者は年度によって異なるため、人数が多い場合には追加開講する措置をとり、授業の質を保证するように配慮している。

児童学部子ども心理学科においては、全学年で40人以下のクラス編成となっており、実験・演習や外国語の科目では、1学年を3分割あるいは2クラスを更に2分割して、教育の質の保証に配慮している。2年次の必修科目である「心理学実験」では、1学年を3グループに分け、教員3人がそれぞれのグループで講義を行うことによって、すべての学生が同じ学びを少人数でできるようにするとともに、授業補助を行う助手1人を配置している。4年次の「心理演習①②」は、公認心理師資格の取得にあたっての必修科目のため、学生15人に対して1人の教員を配置し、教育効果の向上に努めている。

<大学院>

児童学研究科の定員充足状況は、エビデンス集（データ編）【共通基礎】のとおりである。入学定員が10人という小規模な研究科ということもあり、入学定員・収容定員ともに充足していない状況が続いており、令和3(2021)年度の入学定員充足率は0.5倍、収容定員充足率は0.3倍である。

平成30(2018)年度入学生より、併設する子ども心理学科とともに公認心理師養成カリキュラムに対応し、学内に対しては「大学院オープンクラス」や「大学院英語文献講読会」を通じて大学院進学支援を行い、学外に対してはホームページに大学院紹介動画を掲載するなど広報を見直してきた。入学者の確保に向けて教育・広報の両面において継続的に取り組んできたことにより、令和3(2021)年度入試では、公認心理師資格の取得を希望する受験者が増加し、過去3年間に於いて入学者数が最も多くなっている。

以上により、入学定員及び収容定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】
エビデンス集（資料編）	【資料2-1-28】～【資料2-1-29】

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

令和元(2019)年度の三つのポリシーの見直しの際、文部科学省のガイドラインを踏まえ、学力の3要素に基づくアドミッションポリシーへの変更も検討したが、入試制度の設計上また受験生への影響を考慮し、大幅な変更は見送ることとした。高等学校の新学習指導要領が適用される生徒が入学する令和7(2025)年度入試からの運用を目指し、令和5(2023)年度中に学部長会議及び教授会において審議を行うことを計画している。

「学修環境・行動調査」の設問に三つのポリシーの活用状況を測るための項目を設定しているが、令和2(2020)年度調査では8割近くの学生がアドミッションポリシーを参照して入学したと回答していることから、現在の周知方法は有効であるといえる。今後も、毎年度の「学修環境・行動調査」の結果をもとにアドミッションポリシーの活用状況について点検しながら、様々な機会や広報媒体を通じて周知を図っていく。

令和3(2021)年度入試は新入試制度での実施となったため、アドミッションポリシーに沿った適切な入試が行われたかの検証を入試委員会において行っていく。また、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議状況など、高大接続改革の動向を引き続き注視しながら、入試制度の適切な改定を行っていく。

家政保健学科及び子ども心理学科の定員超過の是正については、今後の志願動向を踏まえて、学校推薦型選抜の推薦基準などの見直しを検討していく。

<大学院>

入学者選抜については、平成28(2016)年度から開始した内部推薦入試の受験実績がないため、内部進学者の増加に向けた方策とあわせて、入試委員会において見直しを検討していく。

定員未充足の状況の改善のためには、学内の連携強化による内部進学者の増加を中心に据えながら、他大学の学部生や社会人が本大学院で学ぶことのメリットを明確にした上で教育・広報の両面から取り組む必要がある。学内の学部生に対しては、大学院入試説明会や「大学院オープンクラス」を通じた大学院側からの進学支援を強化することはもちろん、学部のオリエンテーションや進路指導の機会を通じて、学部1年次の早期の段階から就職だけでなく大学院進学という選択肢を積極的に伝え、成績優秀者が内部進学する流れを作っていく。あわせて、公認心理師を希望する受験生の増加を踏まえて、子ども心理学科との連携のもと、公認心理師資格養成カリキュラムの充実を図っていく。他大学の学部生に対しては、本大学院には小学校教諭・幼稚園教諭・特別支援学校教諭の専修免許状を置いているが、入学前に教員免許を取得していない場合でも学部教職課程の履修により一種・二種免許状を取得できる点や公認心理師試験受験資格について積極的に広報していく。また、研究科と入試・広報センターが連携し、学外の大学院進学希望者に向けた効果的な広報について検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

■ 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

<大学>

教員による学修支援として、クラスアドバイザーを中心とした学科単位の学修支援体制を構築している。クラスアドバイザーは、各学科各学年のクラスごとに配置され、年度開始時をはじめとする定期的な個人面談を通じて、担当するクラスの学生の履修状況や成績、免許・資格の取得希望や実習状況、生活状況等を把握している。教務担当教員は、各学科に最低2人が配置され、学科固有の教務事務の担当としてカリキュラムや免許・資格に精通している。履修登録期間には、クラスアドバイザー及び教務担当教員が、学生の免許・資格必修科目の単位取得状況について詳細に確認し、必要に応じて指導している。履修状況をはじめとする学生の情報は、学科会において情報共有し、クラスアドバイザー、教務担当教員などの教員間の連携によって、学科全体で支援する体制を整えている。

さらに、管理栄養学科においては、管理栄養士国家試験対策室を設置し、学科独自の学修支援を行っている。管理栄養士国家試験対策室では、国家試験を受験する学生全員に個人面談を実施し、到達度に応じた指導を行うほか、臨時学習相談にも応じている。

事務部署の職員による学修支援として、教務部及び教職センターは、各学科の教員との連携のもと、オリエンテーションの運営や学外実習等の授業科目における指導を行っている。

教務部教務課及び教務部学務課は、「履修の手引」や「オリエンテーション資料」といった履修指導に必要な資料を作成するとともに、各学科の教員との連携のもと、年度開始時のオリエンテーションの運営支援を行っている。

教務部免許・資格指導課は、各免許・資格に係る専門的知識を有する教員や各学科の学外実習指導担当者との連携のもと、学外実習に関するオリエンテーション・報告会の運営、実習中や前後における指導を行っている。また、「企業等インターンシップ」に関するオリエンテーション・報告会を科目担当教員と協働して運営している。

教務部の学習・実習指導員は、科目担当教員の指示に基づき、学習・実習中における教員の補佐、学外実習先訪問、実習先での実習生指導を行っている。また、学外実習日誌などでの文章の作成に不安を感じている学生に対しては、文章作成力の向上を目的とした個別指導も行っている。

教職センターは、教務部免許・資格指導課が行う教育実習・養護実習・保育実習の指導に協力するとともに、各学科の科目担当教員と連携した「教職等インターンシップ」に関する説明会・報告会の運営、「教職実践演習」「保育・教職実践演習」におけるフィールドワークの実施など、教職課程に関する指導を行っている。

学修支援全般に関する事項は教務委員会、学外実習における学修支援に関する事項は免許・資格指導委員会、教職課程における学修支援に関する事項は教員養成カリキュラム委員会において審議している。各委員会において教員と事務職員の双方を構成員とすることで、教学部門と事務部門が情報共有した上で、より効果的な学修支援を検討することが可能となっている。

以上のとおり、教職協働による全学的な学修支援体制を構築している。

<大学院>

教員による学修支援として、クラスター主任と教務担当教員を配置し、定期的な面談を通して、履修指導のほか、実習・進路・生活面での指導を行っている。また、各学生に対して研究指導担当教員を置き、修士論文のための研究指導を個別に行っている。

事務部署の職員による学修支援として、免許・資格指導課による「心理実践実習」の指導などを研究科教員との連携のもとで行っている。

学修支援に関する事項は、児童学研究科委員会において審議しており、構成員として教員、事務担当として事務職員を置く協働体制となっている。

エビデンス集（資料編）	【資料2-2-1】～【資料2-2-15】
-------------	----------------------

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

■ 障がいのある学生への配慮を行っているか。

「障害学生に対する支援の基本方針」を定め、「学生生活の手引」及びホームページに掲載している。

障害のある学生への支援体制については、障害学生修学支援検討委員会を置き、障害のある学生への支援に関する協議・検討を行っている。令和2(2020)年度には7回開催し、個別の事例への合理的配慮内容の検討を行った。学生センターは、相談窓口として、支援の申し出があった場合の対応手順を適切に定めた上で、対応を行っている。また、学生センターには障害学生支援アドバイザーを置き、障害のある学生に対する支援に関する業務について、専門的な見地から相談、指導及び助言にあたっている。障害のある学生に対しては、学生センター、保健センター、教務部、総務部総務課、各学科の連携のもと、組織的な学修支援を行っている。特に、精神障害の学生に対しては、教室の座席の配慮、授業中の服薬許可等、発達障害の学生に対しては、注意事項の文書伝達等の合理的配慮を行っている。また、聴覚障害の学生に対しては、音声認識文字化アプリとその関連機器を用いて対応するとともに、学生ノートテイクによる支援も行っている。

支援者向けの研修として、学生に対しては、「ノートテイク講習会」を実施している。教職員に対しては、令和元(2019)年度には「聴覚障害の理解・『ノートテイク勉強会』の運営について」をテーマとする「学生センターSD研修会」を実施するとともに、日本学生支援機構主催の「令和元年度 障害学生支援理解・啓発セミナー」への職員派遣を行った。令和3(2021)年4月には教職員対象の「音声認識文字化アプリ『UDトーク』オンライン講習会」を実施し、聴覚障害学生が利用しているツールの活用法についてのスキルアップを図った。

エビデンス集（資料編）	【資料2-2-16】～【資料2-2-25】
-------------	-----------------------

■ オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、すべての専任教員は、異なる曜日に週2回、1講時から5講時の範囲内で各90分を設定している。学生に対しては、「学生生活の手引」及び「オリエンテーション資料」において制度を明示するとともに、各セメスターの

はじめにポータルサイト上で各教員のオフィスアワーの曜日・時間を公開することにより周知している。オフィスアワー以外にも、教員は授業の空き時間を利用して積極的に学生の質問・相談に応じている。各教員のメールアドレスをポータルサイト上で公開し、メールによる連絡・相談も可能としている。

非常勤教員は、オフィスアワーを設定していない。そのため、学生に対しては、授業の前後に連絡をとること、メールアドレスを公開している教員に関してはメール連絡も可能であること、公開していない教員に関しては教務課窓口相談することを周知している。

エビデンス集 (資料編)	【資料2-2-26】～【資料2-2-30】
--------------	-----------------------

■ 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

教員の教育活動を支援するため、TA、助手・非常勤職員を適切に活用している。

TAについては、全学科の1年次を対象とする総合教育科目「女性と文化」の授業において、大学院生が学部生の学修支援に従事している。具体的な支援内容としては、講義資料の準備・配布、出欠確認、レポート・リアクションペーパーの回収・整理、ディスカッションに関する支援、教室の準備・片付け、学習相談への対応などである。TAには Semester 終了後にTA報告書の提出を求めており、TAによる学修支援に対する自己評価の結果を引き継ぐことで効果的な支援を行っている。

助手・非常勤職員については、演習・実験・実習を伴う授業における事前準備、後片付け、教員の補佐等を行っている。家政学部家政保健学科には「被服学実験」等の実験・実習の補助を担当する助手2人、管理栄養学科には「生化学実験」ほか10科目の専門基礎科目系実験・実習及び「臨床栄養学実習」ほか7科目の専門科目系実習の補助と学修支援を担当する助手8人、大学・短期大学部全体の演習・実習等の補助を担当する非常勤職員2人を配置し、適切に活用している。

エビデンス集 (資料編)	【資料2-2-31】～【資料2-2-32】
--------------	-----------------------

■ 中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。

<大学>

中途退学、休学及び留年への対応については、学科単位で丁寧な対応を行っている。

中途退学、休学及び留年を未然に防ぐため、科目担当教員は、担当科目において出席状況や成績に問題のある学生を発見した場合、クラスアドバイザーに報告している。報告を受けたクラスアドバイザーは、学生と面談を行い、学修、進路、生活、心身の健康、対人関係などの悩みがないか確認している。その後、クラスアドバイザー、教務担当教員、学科長で協議し、必要に応じて保証人や関連部署とも連携し、早期解決できるように努めている。

中途退学・休学の意向を示した学生に対しては、クラスアドバイザーを中心に、ゼミナール担当教員、教務担当教員などの複数の教員で面談を重ね、必要に応じて保証人とも相談するなど、時間をかけて最良の結論を導き出すよう努めている。最終的に中途退学・休学を選択した場合、学生は「退学願」「休学願」、クラスアドバイザーは「退学に関する経過報告」「休学に関する経過報告」を教務部学務課に提出することとしており、中途退

学・休学理由の詳細な記録を残している。

休学・留年した学生に対しては、変則的な履修となるため、クラスアドバイザーと教務担当教員が連携し、個別に学修支援を行っている。

このような出席状況や成績に問題のある学生、中途退学・休学の意向を示した学生、休学・留年した学生に関する情報は、個人情報に留意しつつ必要に応じて学科会において各教員に共有され、実態の把握や原因分析、改善の検討を行うなど、学科全体で丁寧な対応を行っている。

さらに、学科単位の丁寧な対応に加えて、大学全体での組織的な対応として、教務部において各年度の中途退学・休学者の人数・理由を一覧にまとめ、これをもとに学部長会議において原因分析や改善の検討を始めた。

中途退学・休学・留年の状況は、【表2-2-1】のとおりである。朝日新聞社と河合塾による共同調査「ひらく 日本の大学」の令和2(2020)年度調査結果報告によると、卒業までの退学率の私立大学平均は8.2%である。本学は、退学率・休学率・留年率については非常に低い水準、標準修業年限卒業率については非常に高い水準を維持しており、学科単位の丁寧な対応及び学部長会議における組織的な対応が功を奏しているといえる。

【表2-2-1】大学全体の中途退学・休学・留年状況（過去3年間）

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
※学生数（5月1日現在）	※2,465	※2,512	※2,468
退学者数	28	9	12
退学率	1.1%	0.4%	0.5%
休学者数	7	5	1
休学率	0.3%	0.2%	0.0%
留年者数	2	1	3
留年率	0.1%	0.0%	0.1%
標準修業年限卒業率	96.0%	96.5%	94.9%

【令和2(2020)年度の算出方法（※他の年度も同様に計算）】

- ・退学率=2020年度退学者数÷2020年度在学生数(2020年5月1日現在)
- ・休学率=2020年度休学者数÷2020年度在学生数(2020年5月1日現在)
- ・標準修業年限卒業率=(2021年3月卒業生数-卒業生数(編入学)-卒業生数(留年))÷2017年4月入学者数

<大学院>

大学院においても、退学等に関する相談に対しては、教務担当教員、研究指導担当教員及びクラスター主任が、繰り返し面談を行うなど、複数の教員で対応する体制としている。学生の状況については、児童学研究科委員会において他の教員にも周知し、今後の指導についての検討材料としている。過去3年間において、休学者・留年者はおらず、退学者は1人のみである。

エビデンス集（データ編）	【表2-3】
エビデンス集（資料編）	【資料2-2-33】～【資料2-2-36】

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援については、教職協働により様々な対応を行う体制となっているが、学生生活支援、キャリア支援の体制とあわせて図表化し、相談内容に応じた窓口や制度について学生にわかりやすく示していくことを令和3(2021)年度の学部長会議において検討する。

障害学生支援の事例が多様化し、コロナ禍における遠隔授業の受講に関する支援の必要も生じたため、引き続き障害学生学修支援検討委員会において個別事例への対応を検討するとともに、事例を集約して今後の対応に活用していく。視覚・聴覚といった身体的な障害だけでなく、精神障害や発達障害も含めた様々な障害に対する組織的な支援体制を整えているが、教職員にその障害に対する知識が不足している場合もあるため、様々な障害に対する具体的な対応について知識を得るためのSD研修を実施していく。

令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の結果から、オフィスアワーを利用して教員に授業等の相談をする学生、オフィスアワーの時間以外に相談する学生は、それぞれ20%弱である。オフィスアワーの日時の設定は教員の裁量に委ねられており、たまたま設定した日時が多くの方が授業を受けている時間帯に重なる場合があるため、授業時間割への配慮や学生が利用しやすい時間帯での設定を促していく。

中途退学、休学及び留年については、クラスアドバイザーや教務担当教員が中心となって、学科会で情報共有しながら丁寧な対応を行っており、退学率・休学率・卒業率のデータを見ても、これらが有効に機能しているといえる。これに加え、令和3(2021)年度からは、学部長会議において、各学科の情報を集約した組織的な対応を始めたところであり、次年度以降も継続して行い、大学全体としての学生支援の改善につなげていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

■ インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

<大学>

社会的・職業的自立に関する支援体制については、委員会組織としてキャリア教育推進委員会、就職委員会、教職委員会、事務組織としてキャリア教育推進室、就職センター、教職センターを置き、各学科との連携を図りながら教育課程内外を通じてキャリア支援を行う体制を整備している。

キャリア教育に関する全学的な方針として、【表2-3-1】のとおり「キャリア教育ポリシー」を定め、令和2(2020)年度より運用している。

【表2-3-1】鎌倉女子大学 キャリア教育ポリシー

鎌倉女子大学は、建学の精神に基づき、以下のように教育活動全体を通じてキャリア教育を行う。

1. 「建学の精神に基づく特色ある教育」を通じて、豊かな教養と感性を育み、生涯にわたり自らのキャ

リアを主体的に形成していくことのできる女性を養成する。

2. 「深い教養を育む学士課程教育」を通じて、基礎的・汎用的能力をはじめとする学士力を形成し、社会の多様な場面に柔軟に対応できる、自立した社会人を養成する。
3. 「学部・学科の専門教育」を通じて、健全な職業観や専門的な知識・技能を身につけ、専門分野での学びを生かして様々な職域において活躍できる、自立した職業人を養成する。

「キャリア教育ポリシー」は、①建学の精神に基づく特色ある教育を通じた女性としてのキャリア教育、②学士課程教育を通じた社会人としてのキャリア教育、③学部・学科の専門教育を通じた職業人としてのキャリア教育、という三つの柱で構成している。

建学の精神に基づく特色ある教育については、総合教育科目において「建学の精神実践講座」を開設し、必修科目として全学科の各学年に配当している。「鎌倉史跡めぐり」「芸術鑑賞」など、本物の芸術・文化に触れる授業では、学生は豊かな教養と感性を育てている。「女性のライフデザイン」「OG講演」「女性としてのマナー」「職業と倫理（企業の福祉）」「職業と倫理（自己分析）」「女性の自立と就労」「職業と倫理（ホスピタリティマインド）」「消費生活と法律」「社会保障と法律」「税に関する教養」など、女性としての生き方・働き方に関わる授業では、学生は生涯にわたり自らのキャリアを主体的に形成していく力を身に付けている。

学士課程教育については、各学科のディプロマポリシーに示した汎用的技能をはじめとする学士力を形成するための4年間のプログラムを構築している。学生は、学士力の形成と同時に、分野や職種にかかわらず社会的自立に向けて必要な能力を身に付けている。

学部・学科の専門教育については、全学科に「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を配置し、就業体験を行う授業科目として学外実習・「企業等インターンシップ」「教職等インターンシップ」を開設するとともに、各学科が教育課程内外において専門教育と職業との接続を意識した学習の機会を多く設定している。

「免許・資格プログラム」は、多彩な免許・資格を複数取得することを可能にするための履修モデルであり、「企業学習プログラム」は、企業に関する知識やビジネスで求められる技術等を修得するための履修モデルである。「企業学習プログラム」では、プログラム修了者に「履修証明書」（学修証明書）を交付している。

学外実習は、各学科の「免許・資格プログラム」のうち、多数の免許・資格の必修科目となっており、自身の希望する職域におけるインターンシップとして機能している。例えば、各種教員免許に関する「教育実習」「養護実習」、栄養士・管理栄養士に関する「校外実習」「臨地実習」、保育士に関する「保育実習」、公認心理師に関する「心理実習」、学芸員に関する「博物館実習」等がある。

「企業等インターンシップ」は、全学科の3年次を対象に、総合教育科目の科目区分「社会と産業」における選択科目として開設しており、「企業学習プログラム」においても重要な授業科目として位置付けられている。学生が自身の専攻分野及び将来のキャリアと関連した一般企業や行政機関の中からインターンシップ先を選択し、就業体験を行う授業科目となっている。

「教職等インターンシップ」は、全学科の2・3年次を対象に、専門教育科目における選択科目として開設している。学生が自身の希望する進路に応じて、学科で指定した小学校、中学校、児童福祉施設、博物館、教育行政機関の中からインターンシップ先を選択し、就

業体験を行う授業科目となっている。

専門教育と職業との接続を意識した学習として、各学科は、各授業科目や課外講座において、職場体験、職業人講演、演習や実習などを多く取り入れている。

学生は、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」に沿った4年間の体系的な履修、就業体験を行う授業科目、専門教育と職業との接続を意識した学習を通じて、将来の職業に関するキャリアデザインをしながら、健全な職業観や専門的かつ実践的な知識・技能を身に付けている。

その他のキャリア支援として、就職センターが一般企業や公務員への就職を中心とする進路全般に関して、教職センターが教員・保育士への就職に関して、学科や外部機関との連携のもと、様々な取組みを行っている。

就職センターでは、1年次春 semester の「新入生進路オリエンテーション」、2年次春 semester の「プレ進路・就活オリエンテーション」、2年次秋 semester の「進路・就活準備オリエンテーション」、1～3年次の各学年において受検を必須としている「進路基礎力診断」とその解説講座を実施し、低学年からのキャリア支援を意識している。3年次春 semester の「進路希望登録オリエンテーション」においては、学生全員に「Career Guidebook」「就職活動ワークブック」を配布し、それ以降、学生の希望進路や就職活動時期に合わせた就職支援企画を展開している。また、正課外におけるインターンシップや課題解決型学習などの体験的な学習活動を推進し、学生の社会的・職業的自立に向けて必要な能力の向上を支援している。正課外のインターンシップとしては、「就職センター利用型インターンシップ」「個人参加型インターンシップ」があり、「インターンシップ説明会」「インターンシップマナー研修講座」などを通じて指導・支援を行っている。正課外のPBL(Problem Based Learning)講座としては、企業との連携のもと、1・2年次を対象とした「商品企画入門実践講座」を実施し、汎用的技能及び企業の実務に即した実践的な知識・技能の向上を支援している。

教職センターでは、公立の教員・保育士を目指す学生に対しては、「教員・公立幼保採用試験対策講座」として、「ベーシック・ラーニング」と「アドバンス・ラーニング」から構成されるカリキュラムを編成し、校種・自治体に応じた個別対策を実施している。

「ベーシック・ラーニング」は、オンデマンド講座を中心に1年次から受講できるようにしており、「アドバンス・ラーニング」は、3年次秋 semester 終了後の合宿から始まり4年次の二次対策まで主に対面形式で実施している。また、3・4年次には、公立学校、公立幼稚園・保育所・認定こども園、私立幼稚園・保育所・認定こども園の三つの進路別に、採用試験・就職活動ガイダンス、4年次の学生による合格者・内定者報告会、採用試験模擬試験などを実施している。さらに、神奈川県立総合教育センターや神奈川県立青少年センターとの連携のもと、教員としての資質向上を目的とした「教職教養特別講座」や「小学校理科授業実践講座」を実施するほか、教員としての心構えや就業までの過ごし方について指導する「就業前特別講座」を企画するなど、就業後も見据えた支援を行っている。

＜大学院＞

キャリア形成を支援する授業科目として、児童学クラスター、子ども心理学クラスター、学校教育学クラスターにそれぞれ「児童学フィールド研究」「子ども心理学フィールド研究」「学校教育学フィールド研究」を必修科目として開設している。「フィールド研究」

では、併設校の幼稚部・初等部、療育センター等との連携のもと、教育現場での観察や臨床経験をもとに分析・考察を行っている。大学院生は、専門的な考察や教員との議論を通じて、希望する職域の現場への理解や就業意識を向上させることが可能となっている。

エビデンス集（資料編）	【資料2-3-1】～【資料2-3-18】
-------------	----------------------

■ 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

<大学>

就職・進学に対する相談・助言については、各学科、就職センター、教職センターが連携を図りながら組織的に行う体制を整備している。

各学科においては、クラスアドバイザー及びゼミナール担当教員が、学生の進路選択や就職活動に関する第一次的な指導・支援を行っている。クラスアドバイザーは、1・2年次の学生に対して、各年次開始時の個人面談を通じて、進路指導を行っている。ゼミナール担当教員は、3・4年次の学生に対して、企業や職種に関する情報提供、応募書類の添削、応募先に応じた面接指導など、就職活動に関する個別支援を行っている。また、クラスアドバイザー及びゼミナール担当教員に加えて、各学科独自の相談・助言体制も整備している。家政保健学科においては、免許・資格担当教員及び科目担当教員が専門性を生かして該当する免許・資格の取得や就職に関する相談・助言を行っている。管理栄養学科においては、国立病院で管理栄養士の採用試験に携わっていた教員を就職委員として配置し、国立病院機構の採用試験に向けての助言や模擬面接等を就職センターと連携して実施している。児童学科においては、採用試験受験支援担当(教授・幼保)の教員を配置し、学科の教員採用試験の受験者に対して、自治体別にチームレッスンをしている。子ども心理学科においては、一般企業就職、公務員就職、教員就職、大学院進学に関してそれぞれ専門的に相談を受ける教員を配置し、「公務員(心理・福祉職)受験対策ガイダンス」のほか、大学院進学支援として英語文献講読会を実施している。教育学科においては、授業支援システム「manaba」上に、学科の3・4年次の学生と教員、就職センター職員、教職センター職員をメンバーとするコース「Future Career Team」を設け、掲示板機能を利用して就職・企業就職及び大学院進学に関する相談・助言を行っている。

就職センターには、教員1人、事務職員5人、キャリアカウンセラー2人を配置し、一般企業や公務員への就職を中心とする進路全般に関する支援を行っている。経験豊富なキャリアカウンセラーが中心となり、就職相談対応、応募先に応じた書類添削や面接指導等、学年を問わず個別支援を行っている。3年次秋Semesterには、一般企業や公務員への就職を希望する学生全員を対象として、30分程度の個人面談を実施し、面談内容を進路決定までの個別支援に活用している。また、障害のある学生に対する就職支援における配慮として、「Career Guidebook」に「障害のある学生の就職活動」という項目を設けて情報提供するとともに、障害種別・状況に応じた個別支援を実施している。

教職センターには、教員10人、事務職員7人のほか幼稚園・保育所就職アドバイザー6人を配置し、教員・保育士への就職に関する支援を行っている。校長・園長などの実務経験のある教員が中心となり、教員・保育士への就職に関する相談対応、受験する自治体等に合わせた面接・論作文・模擬授業等の個別指導を行っている。特に、幼稚園・保育所・認定こども園への就職を希望する学生全員を対象として、模擬面接等も含めた個人面談を实

施している。

就職委員会及び教職委員会において、各学科と就職センター及び教職センターが情報共有を図ることで、より効果的な相談・助言を行うことが可能となっている。

これらの就職・進学に対するきめ細かい相談・助言体制の確立、また、前述の「キャリア教育ポリシー」に基づくキャリア教育、就職センター及び教職センターによるキャリア支援の充実により、就職率や保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の就職者数に関する各種ランキングにおいて、本学は例年上位に位置しており、高い水準を維持している。

【表2-3-2】「大学ランキング」（朝日新聞出版）の本学掲載状況

	2020年版	2021年版	2022年版
「就職率ランキング(規模別)」：卒業生300人以上1000人未満	97位 (98.43%)	23位 (99.65%)	68位 (98.82%)
「資格、採用試験ランキング」：幼稚園教員	4位 (68人)	2位 (94人)	4位 (81人)
「資格、採用試験ランキング」：幼稚園就職率	11位 (12.07%)	6位 (16.32%)	5位 (14.14%)
「資格、採用試験ランキング」：保育士	6位 (75人)	11位 (66人)	8位 (70人)
「資格、採用試験ランキング」：保育士就職率	27位 (13.32%)	—	32位 (12.22%)
「資格、採用試験ランキング」：幼稚園教員+保育士	4位 (143人)	3位 (160人)	4位 (151人)
「資格、採用試験ランキング」：小学校教員	44位 (83人)	38位 (82人)	20位 (99人)
「資格、採用試験ランキング」：小学校教員就職率	34位 (14.74%)	—	29位 (17.28%)
「資格、採用試験ランキング」：特別支援学校教員	—	—	19位 (15人)

<大学院>

大学院の学生はそれぞれの専門分野への就職希望が多くなるため、その専門性に合致した研究指導担当教員が中心となり、進路選択に関する指導・助言を行っている。免許・資格を生かした就職も想定されるため、入学当初には教務担当教員が履修指導とあわせて就職相談に対応している。

エビデンス集（データ編）	【表2-4】 【表2-5】 【表2-6】
エビデンス集（資料編）	【資料2-3-19】～【資料2-3-24】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

キャリア教育については、本学の特色の一つとして全学で重点的に取り組んでおり、令和2(2020)年度から「キャリア教育ポリシー」を運用し、令和3(2021)年度にはキャリア教育・FD委員会から分離・発展させる形でキャリア教育推進委員会を設置した。「キャリア教育ポリシー」は、本学における教育活動を、女性・社会人・職業人としてのキャリア教育という三つの視点から整理したものである。キャリア教育推進委員会においては、「キ

「キャリア教育ポリシー」の三つの項目の内容をそれぞれ具体化して整理し、体系的なプログラムを構築していく。令和3(2021)年度には「建学の精神実践講座」及び「企業学習プログラム」の見直しを検討していく。

インターンシップについては、学外実習・「企業等インターンシップ」「教職等インターンシップ」「就職センター利用型インターンシップ」「個人参加型インターンシップ」、企業等との連携プログラムについては、学科の産学連携プロジェクト、ゼミナール単位で参加する「神奈川経済同友会産学チャレンジプログラム」、就職センターの「商品企画入門講座」を実施し、教育課程内外において就業体験と産学連携を推進してきた。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「企業等インターンシップ」「神奈川経済同友会産学チャレンジプログラム」、学科の産学連携プロジェクトの多くが中止となったため、就職センターでは、秋以降に実施される短期のインターンシップを紹介するなどして、参加希望者へのサポートを行った。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、オンラインインターンシップといった新しい手法での就業体験も視野に入れながら、学生の安全を考慮して可能な範囲で実施していく。

就職・進学に対する相談・助言体制については、学修や学生生活に関する相談・助言体制とあわせて図表化し、相談内容に応じた窓口や制度について学生にわかりやすく示していくことを令和3(2021)年度の学部長会議において検討する。

＜大学・大学院共通＞

現在、在校生・卒業生・教職員の間で情報交換ができるコミュニケーションサイト「CNS（コミュニケーション・ネットワーク・サービス）」等を利用して、学科や就職センターが独自の卒業生ネットワークを構築し、在学生との交流、リカレント教育、就職・転職支援などを行っている。今後、卒業後も見据えた在学生へのキャリア支援を強化していくためにも、各学科・研究科、就職センター、教職センター、情報教育推進室が連携し、卒業生ネットワークのシステムについて再検討し、全学的な仕組みを整備していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

■ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか。

学生サービス、厚生補導のために、委員会組織として学生生活委員会、事務組織として学生センター学生課、学生相談室、保健センターを設置し、連携を図りながら組織的な学生支援を行っている。

学生生活委員会は、「学生生活委員会規程」に基づき、学生生活に関する事項について審議している。構成員は、学生センター長、学生課長、学生相談室長、研究科担当教員、学科担当教員、危機管理対策担当教員であり、教職協働体制のもと、学生センターと各学

科・研究科の情報共有の場としても機能している。

学生センター学生課には、事務職員9人を配置し、学校行事、課外活動、奨学金など、学生生活全般に関する支援を行っている。

学生相談室には、臨床発達心理士の資格を有する教員1人、カウンセラーとして臨床心理士・公認心理師の資格を有する職員4人を配置し、心理面に係る専門的な支援を行っている。開室時間は、月曜日から金曜日の10時から19時までとしている（令和3(2021)年5月1日現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10時から17時までに短縮中）。

保健センターには、医師免許を有する教員1人、保健師免許を有する職員2人を配置し、定期健康診断の実施のほか、健康相談、救急処置、保健指導などの支援を行っている。開室時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までとしている。

エビデンス集（データ編）	【表2-9】
エビデンス集（資料編）	【資料2-4-1】～【資料2-4-4】

■ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的支援については、本学独自の奨学金・学費減免の制度を充実させるとともに、日本学生支援機構奨学金をはじめとする外部の奨学金等の制度とあわせて、学生センター学生課が窓口となり支援を行っている。

本学独自の奨学金・学費減免の制度として、「フリースタ奨学金（給費）」「スペリオール奨学金（給費）」「特待生奨学金」「島っ子応援奨学金（予約型）」「鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置」を設けている。

「フリースタ奨学金（給費）」は、「フリースタ奨学金規程」に基づき、経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ本学の建学の精神に則り、他の学生の模範となる学生に対して、年間24万円を給費する。

「スペリオール奨学金（給費）」は、「スペリオール奨学金規程」に基づき、本学の建学の精神に則り、他の学生の模範となり、かつ優秀な成績を修めた学生に対して、年間24万円を給費する。

「特待生奨学金」は、「特待生奨学金規程」に基づき、「一般選抜（学部／特待生チャレンジ）」「大学院入試Ⅰ期（一般選抜）」の受験生の中から成績優秀者に対して、1年次には64万円、2年次以降には32万円を給費する。

「島っ子応援奨学金（予約型）」は、「島っ子応援奨学金（予約型）規程」に基づき、沖縄県及び島しょ地域出身で経済的支援を必要とする入学希望者に対して、入学手続時納入金から43万円の学費減免措置を講じている。

「鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置」は、「鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置規程」に基づき、自然災害その他の災害の突発的な理由により学費の納入が極めて困難になった学生に対して、学費減免措置を講じている。令和2(2020)年度には「令和2年7月豪雨に係る鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置」を行った。

外部の奨学金等の制度としては、日本学生支援機構奨学金、地方自治体や民間の育英団体の奨学金、保育士修学貸付制度のほか、令和2(2020)年4月から開始され、本学も対象校として認定されている「高等教育の修学支援新制度」などがある。

令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的支援が必要になった学生に対して、本学独自の「経済的に困難な学生を対象とする遠隔授業受講環境整備支援制度」「鎌倉女子大学奨学金(緊急支援)」「経済的に困難な学生を対象とする教材購入支援制度」「経済的に困難な学生を対象とする『Wi-Fiルーター貸与』制度」を設けるとともに、外部の奨学金等の制度とあわせて学生に案内し支援を行った。

エビデンス集(データ編)	【表2-7】
エビデンス集(資料編)	【資料2-4-5】～【資料2-4-22】

■ 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

学生の課外活動への支援については、学生センターが中心となり、クラブをはじめとする学友会活動やボランティア活動などに対する支援を行っている。

学友会活動に関しては、「学友会に関する規程」に基づき、学生が自主的に運営する学友会に、クラブ、学園祭実行委員会、卒業準備委員会、グリーンプロジェクトといった団体を設置している。クラブには、文化部21団体、体育部14団体、同好会5団体があり、各団体に部長として専任教員、必要に応じてアドバイザーとして教職員を置き、指導・助言を行っている。グリーンプロジェクトは、建学の精神「感謝と奉仕に生きる」を実践する地域社会への貢献活動を行うプログラムであり、地域の清掃活動を行う「クリーンアップ隊」、学食メニューを考案し売上の一部を寄付する「グリーンテーブル」等の団体がある。学生センター学生課では、学友会の所属団体に対して、活動費の出納管理、活動場所の調整、活動内容の紹介、発表機会の提供、研修などを行っている。活動内容の紹介としては、4月の「学友会WEEK」の開催、リーフレット・紹介映像の作成がある。発表機会の提供としては、毎週木曜日の「コミュニティモールコンサート」の開催がある(令和3(2021)年5月1日現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中)。研修としては、各団体の代表学生を対象とした「学友会リーダーズミーティング」を年2回実施し、危機管理などをテーマとした講座やワークショップを通じて、リーダーシップの開発を図っている。

ボランティア活動に関しては、学生センター学生課が、活動費の出納管理、ボランティア説明会の実施、ボランティア情報の提供を行っている。

表彰制度として、大学学則第49条及び大学院学則第43条に基づき、毎年度の学位記・修了証書授与式の際に学生個人又は団体を表彰している。表彰の種類は、「松本生太記念賞」「松本尚記念賞」「学友会活動賞」であり、課外活動の活性化に寄与している。

【表2-4-1】表彰状況(過去3年間)

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
松本生太記念賞	教育学科 1人	該当者なし	該当者なし
松本尚記念賞	該当者なし	該当者なし	管理栄養学科 8人 教育学科 1人 児童学科 1人
学友会活動賞	沖縄舞踊愛好会 18人 バドミントン部 2人 ダンス部 17人	沖縄舞踊愛好会 23人 バドミントン部 6人 フラダンス部 23人	沖縄舞踊愛好会 13人 フラダンス部 32人 バレーボール部 4人

エビデンス集（データ編）	【表2-8】
エビデンス集（資料編）	【資料2-4-23】～【資料2-4-33】

■ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学生センター学生課、学生相談室、保健センター、各学科・研究科が連携を図りながら適切に行っている。相談の窓口を多数置くことにより、学生が気軽に相談しやすい環境を整えている。

学生センター学生課は、奨学金をはじめとする学生生活全般に関する相談の窓口となっており、心的相談を受けて学生相談室でのカウンセリングを促すなど、学生相談に関する連携において中心的な役割を担っている。令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症関連の学生からの連絡窓口も担い、報告され収集した情報を保健センター及び総務部と共有している。

学生相談室は、心理面に係る相談の窓口となっており、必要に応じて各学科・研究科とも連携し、専門医療機関につなげる措置も行っている。令和2(2020)年度における相談件数は、277件である。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、開室時間を短縮して電話相談を中心にしたこともあり、令和元(2019)年度の483件から減少した。

保健センターは、心身に係る健康相談の窓口となっており、令和2(2020)年度における学生の健康相談は、身体面・精神面合わせて104件であった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのキャンパス入構制限の影響で、令和元(2019)年度の294件から減少した。修業上又は学生生活を安全に送る上で、特に健康情報の共有と具体的な支援が必要な場合は、学生本人の了解のもと、各学科・研究科や学生センターに連絡をとっている。また、心的な悩みを抱える学生に対しても、学生相談室やクラスアドバイザー等と連携をとりながら対応し、必要に応じて専門医療機関への紹介も行っている。

各学科においては、クラスアドバイザー及びゼミナール担当教員が、学生が所属するクラス及びゼミナールの担当教員という身近な存在として、履修・進路・学生生活等、学生が抱える様々な問題に対する相談の窓口となっている。特に、児童学科・子ども心理学科・教育学科においては、毎年度、一定数の3年次編入学を受け入れていることから、学年のクラスアドバイザーとは別に編入生担当のクラスアドバイザーを配置し、きめ細かい対応を行っている。学生の情報は、学科長と共有し、必要に応じて学科会で周知し、学生指導につなげている。

研究科においても、クラスター主任、教務担当教員及び研究指導担当教員が、履修・進路・生活面に関する相談の窓口となっており、各教員が得た学生の情報は、必要に応じて研究科長と共有及び児童学研究科委員会において周知している。

学科・研究科内及び部署間の情報共有にあたっては、本人の同意を得て行うこと、デジタルデータの場合はパスワードをかけて管理すること、紙面の場合は回収することなど、守秘義務及び個人情報の取り扱いに留意している。

ハラスメントの相談窓口は、学生センター（学生相談室、学生課）及び保健センターとし、「学生生活の手引」を通じて学生に周知している。

エビデンス集（資料編）	【資料2-4-34】～【資料2-4-37】
-------------	-----------------------

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生活支援については、学生センター学生課、学生相談室、保健センター、各学科・研究科による連携体制を整え十分に機能しているが、学修支援、キャリア支援の体制とあわせて図表化し、相談内容に応じた窓口や制度について学生にわかりやすく示していくことを令和3(2021)年度の学部長会議において検討する。

新型コロナウイルス感染症に関する学生生活支援については、引き続き、学生センターと保健センターが中心となり、ポータルサイトや保健センター情報サイトを通じた最新情報の提供や、キャンパスにおける「新しい生活様式」の実践に関する指導を行っていく。

経済的支援については、令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的支援が必要になった学生に対して、新たに本学独自の奨学金等の制度を設け、外部の奨学金等の制度とあわせて案内を行った。これらの経済的支援に対する学生の意見・要望や家計急変の実情について、令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄などを通じて把握・分析し、新型コロナウイルス感染症に関する経済的支援の改善・拡充を検討していく。また、従来のフリージア奨学金やスペリオール奨学金に関しても、採用学生の学修状況等を調査し、奨学金がどのように影響しているのか等の検証を行い、支援方法を見直していく。

課外活動への支援については、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学友会活動をはじめとする課外活動が大きく制限されることとなった。そこで、学生センターではオンラインによる活動支援を模索し、「Microsoft Stream」に「学友会チャンネル」を開設して活動紹介の映像を公開するほか、動画配信による学園祭「オンラインみどり祭」の実行を支援し発表の機会を提供するなどしてきた。引き続き、学内外の感染状況を注視しながら活動停止・再開に係る適切な判断を行うとともに、令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄やクラブ主将面談等を通じて課外活動に対する学生の意見・要望を把握しながら新たな支援方法を検討していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

■ 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

■ 施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。

本学は、平成15(2003)年に開設した大船キャンパスをメインキャンパスとし、岩瀬キャンパスの一部も利用している。大船キャンパスは、神奈川県鎌倉市大船に位置し、JR大船駅から徒歩8分の地にある。大船キャンパスの校舎は、事務管理棟、教室棟、実習棟、音楽棟、アリーナ棟、食堂棟、図書館棟及び学術研究棟の8棟で構成されている。岩瀬キャンパスは、大船キャンパスから徒歩15分ほどの地にあり、運動場として、新グラウンド（面積9,226㎡）を有している。また、研修施設として、JR鎌倉駅からバス10分の地にある二階堂学舎及びJR北鎌倉駅から徒歩3分の地にある山ノ内学舎を有している。校地及び校舎は短期大学部と共用しているが、校地面積（66,365㎡）は、大学設置基準上必要な校地面積（20,400㎡）だけでなく、それに短期大学設置基準上必要な校地面積（4,000㎡）を加えた面積（24,400㎡）も大きく上回っている。同様に、校舎面積（35,970㎡）は、大学設置基準上必要な校舎面積（13,552㎡）と短期大学設置基準上必要な校舎面積（3,350㎡）を合算した面積（16,902㎡）を上回っている。施設・設備は、大学設置基準のほか、教職課程認定基準、管理栄養士学校指定規則、指定保育士養成施設指定基準といった免許・資格に関する基準も十分に満たしている。体育施設としては、大船キャンパスのアリーナ棟に、767.5㎡のアリーナを整備している。また、アリーナ棟には多目的ホール、表現スタジオといった多様な目的に使用できる施設も備えている。多目的ホールは、壁が可動式のステージになっており、ステージを収納すれば室内運動もできるため、クラブ活動や空き時間の学生の利用等、有効に活用されている。

施設・設備の安全性については、大船キャンパスのすべての建物が平成15(2003)年1月以降の竣工であり、建築基準法の新耐震基準に適合している。

施設・設備の運営・管理については、施設管理部施設課が中心となり、必要に応じて専門業者へ業務を委託しながら、適切に実施している。設備管理に関しては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、電気事業法、水道法、消防法、大気汚染防止法等の関係法令に則った点検・検査を年間計画に基づき実施している。清掃や警備に関しては、専門業者に委託し、総務部総務課及び施設管理部施設課が全体を管理している。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】
エビデンス集（資料編）	【資料2-5-1】～【資料2-5-7】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

大船キャンパスには、8棟の校舎を囲むように東山、東山庭園、グリーンスクエア、縦の木の道、菩提樹の道を配置し、緑豊かな学修環境を整備している。東山の自然には、数多くの野生動物が生息し、そのふもとのビオトープとともに教育研究活動に有効活用されている。

食堂棟1階のカンティーン、2階のカフェテリアには、それぞれ258席、104席を設け、東山の自然を眺めながらゆっくりと食事を楽しむことのできる空間となっている。日替わりのランチセットなどに加え、管理栄養学科の学生が考案したメニュー「ヘルシースター」が提供され、専門教育の実践の場としても活用されている。

教室棟1階のコミュニティモールは、1階から5階までが吹き抜けとなっており、天井から自然光が注ぎ込む開放的な空間となっている。毎週木曜日には、学友会の所属団体によるコンサートが開かれ、有効活用されている（令和3(2021)年5月1日現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中）。

教室棟1階から5階、実習棟2階、音楽棟1階・2階、アリーナ棟1階から3階、学術研究棟2階には、ラウンジやホワイエを設置し、学生の自習や休憩等に活用されている。特に、教室棟1階「マルチメディア・ラウンジ」、2階「ラウンジ・ゼミ室A」、3階「ラウンジ・ゼミ室C」は、ラーニング・コモンズとして、グループ学習のできる空間となっている。音楽棟1階の「フィットネスラウンジ」には、有酸素系の運動機器を10台設置し、学生の健康維持に役立っているほか、クラブの活動に有効活用されている。学術研究棟2階のラウンジは、学生と教員のコミュニケーションを促進する場として機能している。

実習施設については、実習棟と音楽棟を中心に、免許・資格の取得に必要な実験・実習や演習を行うための施設・設備を整備し、有効活用している。

家政系の実習施設としては、中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）の取得に必要な調理実習を行うための「調理学実習室」、住居学系の授業で図面や模型の作成を行うための「住居デザイン実習室」、洋服のデザインや作成を行うための「被服・衣料実習室」などがある。養護教諭一種免許状の取得に関する実習施設としては、学校の保健室を再現した「養護実習室」、車いすを使用した看護実習を行うための「保健系多目的実習室」などがある。

栄養系の実習施設としては、大量調理における作業工程や衛生管理を学ぶための「給食経営管理実習室」、食べ物のおいしさに関わる色や硬さや味を数値化する実験・実習を行うための「栄養学・調理科学実験室」、加工食品を作りその性質を調べるための「食品学実習室」、生化学や衛生学の実験を行うための「衛生学実験室」などがある。

児童・教育系の実習施設としては、幼稚園・保育園の保育室を再現した「保育演習室」、ベビーベッドや乳児バスを備えた「保健系多目的実習室」、図画工作などの造形活動に必要な技能を養うための「工作室」「美術室」、個人練習用の36台の電子ピアノを備える「音楽演習室」などがある。

心理系の実習施設としては、集団心理学の実験やグループ討議が行える「集団心理学実験室」、カウンセリングや箱庭療法の演習に使用する「心理療法室」などがある。

エビデンス集（資料編）	【資料2-5-8】～【資料2-5-10】
-------------	----------------------

■ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

図書館は、「図書館規程」に基づき、教育研究及び学修上必要な図書、雑誌その他の資料を収集、整理及び保存し、学生及び教職員が十分に利用できる環境を整えている。

蔵書数は、図書20万3,513冊、雑誌1,935種類、視聴覚資料7,235タイトルを所蔵するほか、電子書籍1,869タイトル、電子ジャーナル2,148種類、データベース15種類も利用可能となっており、十分な学術情報資料を確保している。視聴覚資料に関しては、令和2(2020)年度に遠隔授業での利用に対応するため、電子視聴覚資料として別途オンライン配信動画を98タイトルに増加させた。資料の収集については、図書館運営委員会の各学科

の図書選定委員が授業科目の関連図書のほか教育・研究上必要な資料を選定しており、図書館カウンターでは学生からの資料購入希望も受け付けている。資料の提供にあたっては、図書館ホームページを通じて所蔵資料の検索・予約、利用状況の確認、電子書籍・電子ジャーナル・データベースの利用ができるよう、図書館システムを整備している。また、国立情報学研究所の図書館間相互貸借サービスNACSIS-ILLを通じた他の大学の図書館等の文献複写・現物貸借、神奈川県図書館協会の大学間相互利用、鎌倉市図書館との相互利用を行っているほか、「鎌倉女子大学機関リポジトリ」を構築し、「鎌倉女子大学紀要」「鎌倉女子大学学術研究所報」を保存・公開している。

施設・設備は、地上3階建てで、延べ床面積1,986㎡であり、適切な規模となっている。閲覧室としては、2階閲覧室、3階閲覧室、個人閲覧室3室及びグループ閲覧室2室を設置している。閲覧座席数は276席であり、十分な数の座席を備えている。館内機器として、資料検索・文書作成用の据え置きノートパソコン10台、館内貸出用のノートパソコン10台、iPad15台、レーザープリンタ3台、オンデマンドプリンタ1台、コピー機2台、プロジェクター2台、可動式ホワイトボード大1台・小3台等を配備するほか、無線LAN環境を整備している。令和2(2020)年度には学生が図書館でも遠隔授業を受けられるようパソコン接続用のマイクやイヤフォンを新たに備えた。

開館時間は、平日は8時10分から20時までとし、1講時の授業が開始する8時40分以前にも、最終の授業が終了する19時10分以降にも利用できるようになっている。土曜日は授業が行われませんが、授業期間中のみ8時40分から16時まで開館している（令和3(2021)年5月1日現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、土曜日は休館中）。試験期間中の開館時間の延長も実施しており、令和元(2019)年度には各セメスターの試験期間中の5日間、開館時間を50分間延長した（令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延長なし）。

運営にあたっては、教員1人、司書資格を有する事務職員6人の計7人を配置し、利用者に対する支援体制を整備している。

利用状況については、令和元(2019)年度の年間入館者数は41,756人、貸出冊数は21,581冊であったが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのキャンパス入構制限の影響で、年間入館者数は7,259人、貸出冊数は6,537冊と大きく減少した。

なお、大学院については、教室棟5階の大学院講義室の近くに文献室を設置し、研究に必要な図書3,394冊（収容可能冊数約4,200冊）を別置きし、大学院生にとっての利便性の向上を図っている。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】【表2-11】
エビデンス集（資料編）	【資料2-5-11】～【資料2-5-17】

■ 教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。

IT施設については、三つの情報処理演習室とマルチメディア・ラウンジを整備している。第1情報処理演習室及び第2情報処理演習室には、それぞれ60台のパソコンを設置し、第3情報処理演習室には、64台のパソコンを設置している。情報教育や語学教育のみならず管理栄養士養成課程や教員養成課程などの専門教育の授業においても活用し、授業のない時

間には学生が自由に使用できるようにしている。マルチメディア・ラウンジには、46台のパソコン及び大型モニターを設置し、学生が自由に利用できる空間として、自習やグループ学習等に有効活用されている。また、学生が任意のタイミングで出力できるオンデマンドプリンタを設置し、プリントアウトやコピーができる環境を整備している。利用時間は、いずれも授業期間中の平日8時30分から19時30分までとしている。

ICTを活用した授業環境については、教室にプロジェクター80台及びノートパソコン60台を設置し、貸出用のICT機器として、ノートパソコン、書画カメラ、デジタルビデオカメラ、ペンタブレット、iPad等を整備するほか、ネットワークサービスや授業支援システムとして、「Office365」「manaba」「respon」等を提供している。コロナ禍における遠隔授業の実施にあたっては、Web会議システム「Zoom」の導入、Webカメラ58台の設置、27教室への有線LANの配線を行った。また、ネットワークトラフィックの増加への対応として、インターネットアクセス回線の増設を行った。

IT施設の整備に関する体制については、委員会組織として情報教育推進委員会、事務組織として情報教育推進室を設置している。情報教育推進委員会は「情報教育推進委員会規程」に基づき、情報環境に関する事項を審議し、IT施設の整備を行っている。情報教育推進室には、教員1人、事務職員5人を配置し、学生のIT施設の利用や、教員のICTを活用した授業に関する支援を行っている。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】【表2-12】
エビデンス集（資料編）	【資料2-5-18】～【資料2-5-23】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

■ 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

施設・設備の利便性については、平成15(2003)年竣工の建物は神奈川県「福祉の街づくり条例」、平成24(2012)年竣工の建物は神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、エレベータ、多機能トイレの設置及びスロープの整備を行ったため、バリアフリーに配慮したものとなっている。

エビデンス集（資料編）	【資料2-5-24】
-------------	------------

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

■ 授業を行う学生数（クラスサイズ等）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

<大学>

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるよう、各学科各学年にクラスを設定し、クラスを基本単位として、1授業当たりの学生数を調整している。1クラスは40～50人程度となるよう、入学定員に応じて、家政保健学科・子ども心理学科・教育学科では2クラス、管理栄養学科では3クラス、児童学科では4クラスに設定している。

授業科目は、その特性に応じて、あらかじめ履修人数の上限を設定しており、複数クラスを合同にする、1クラスを2分割するなどして、クラスサイズを適切に管理している。講義を中心とする科目では100人以内、演習・実験・実習・実技を中心とする科目では50人程度を基本としている。「英語①②」「英語コミュニケーション①②」では、より教育効

果を上げるには20人程度の少人数での実施が望ましいとの判断から、クラスを2分割している。同様に、各学科の1年次の必修科目である「スタートアップセミナー」も、アカデミックスキルの修得を目的とした演習中心の授業のため、クラスを2分割している。

定員超過によって1クラス40～50人程度とならない場合があるが、各学科で教育の質を保つための工夫を行っている。家政保健学科においては、収容定員超過の傾向はあるが、選択科目が多く専門分野の範囲が広いことから、クラスサイズは平均40人弱となっており、特に実験・実習や外国語の科目のクラスサイズは平均22人となっている。管理栄養学科においては、栄養士養成施設指導要領第8に基づき、1学年3クラスとし、栄養士免許・管理栄養士国家試験受験資格の取得にあたっての必修科目では、クラス単位で授業を行っている。児童学科においては、児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第6号及び「保育士資格課程履修規程」第6条に基づき、保育士資格の取得に関する演習形式の授業科目では、50人以下に設定している。また、3年次の学生数が多いため、Aクラスを前半・後半に分けてクラスアドバイザーを2人配置した実質5クラス体制としている。子ども心理学科は、収容定員超過の傾向はあるが、全学年で40人以下のクラス編成となっており、特に実験・演習や外国語の科目では、1学年を3分割あるいは2クラスを更に2分割している。教育学科では、小学校教諭一種免許状の取得にあたっての必修科目は、原則、クラスごとの開講となっており、特に「理科①」や「図画工作①」では、2クラスを更に2分割している。また、1年次の必修科目である「基礎演習」では、1学年を7グループに分割して、7人の教員が授業を担当している。

<大学院>

大学院では、1学年の人数が少ないことに加えて、個々の学生がそれぞれ選択した研究科目群を中心に研究テーマに基づく履修を行うため、教育効果を十分に上げられるようなクラスサイズとなっている。

エビデンス集（資料編）	【資料2-5-25】～【資料2-5-29】
-------------	-----------------------

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の運営・管理については、定期点検・検査の結果を踏まえて長期保全計画を年度ごとに見直しながらか計画的な修繕を行うとともに、LED照明などの省エネ効果の高い設備機器への更新や吊り天井等の非構造部材の耐震化についても引き続き検討していく。また、「学修環境・行動調査」等を通じてくみ上げた学生の意見・要望を踏まえて、関係部署と連携し、施設・設備の改善に反映していく。

図書館については、学生や教職員に対する遠隔授業支援として、オンラインで利用可能な資料の収集を集中的に行うとともに、閲覧室における遠隔授業の受講環境の整備について検討していく。また、オンライン資料の増加に伴い、学外からそれらのコンテンツにアクセスできる手段の導入と学生に対する利用教育の方法について検討する。

ICT環境については、インターネットアクセスネットワークを含む無線LANネットワークのキャンパス内での利用が大幅に増大する見込みのため、SINETの加入やネットワーク機器の更新等、計画的な整備を検討していく。また、対面・遠隔・ハイブリッド授業等、様々な授業方法に対応できるようにICT機器等の整備を進めていく。

授業を行う学生数については、遠隔授業やハイブリッド授業や同時中継といった新たな

授業方法の教育効果を検証しながら、引き続き授業科目の特性に応じて履修人数の上限を設定し、履修者が多い場合にはクラスを増やすという対応を行っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

■ 学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。

学修支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修環境・行動調査」を実施するほか、各学科と事務部署による人的支援体制を整備し、学部長会議、各学科・部署などにおいて対応を検討した上で、学修支援の改善に反映している。

「学修環境・行動調査」については、学事調査研究センターが全学生を対象として毎年度11月から1月にかけて実施している。調査の設問に「学修支援・学生生活支援・キャリア支援に関する項目」を設け、学修支援に対する満足度を把握するとともに、自由記述欄を通じて学修支援に関する意見・要望をくみ上げている。学部長会議においては、調査の集計結果をもとに、全学的な対応を検討している。学部長会議における検討結果、自由記述欄でくみ上げた個別の意見・要望に関しては、各学科や関係部署にフィードバックされ、学修支援の改善に反映している。

各学科と事務部署による人的支援体制については、各学科の教員、教務部や教職センター等の各部署の窓口において、日常的に学生の意見・要望をくみ上げ、必要に応じて学科・部署間で連携しながら、学修支援の改善に反映している。

また、令和2(2020)年度春semester終了時においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全学的に導入した遠隔授業の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、遠隔授業に関する学生の意見・要望をくみ上げ、秋semesterにおける遠隔授業の円滑な実施に向けて準備を整えた。

学修支援に対する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、聴覚障害学生への音声認識文字化アプリによる授業支援、学内プリンタのサービス拡充による遠隔授業支援などがある。

聴覚障害学生の入学にあたって学科の教務担当教員が聞き取りを行った際、音声認識文字化アプリ「UDトーク」を使用した授業の受講希望があったことを受けて、学科会において検討した上で、学科と学生センターが連携し、「UDトーク」と「Zoom」を利用して即時的に字幕を付ける授業を実施できるようにした。その後、他の聴覚障害学生に対する支援

にも活用しており、令和3(2021)年4月には教職員対象の「音声認識文字化アプリ『UDトーク』オンライン講演会」を実施するなど、大学全体の組織的な対応へと発展している。

令和2(2020)年度の遠隔授業に関するアンケート調査の自由記述欄において、「授業資料の印刷が多すぎて困る」「印刷代金がかかる」等の意見があったことを受けて、学内で利用可能なプリンタについて、学生が無料で印刷できる量を増やすという対応を行い、遠隔授業支援の改善に反映した。

エビデンス集（資料編）	【資料2-6-1】～【資料2-6-6】
-------------	---------------------

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

■ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

学生生活支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修環境・行動調査」を実施するほか、各学科と事務部署による人的支援体制を整備し、学部長会議、各学科・部署などにおいて対応を検討した上で、学生生活支援の改善に反映している。

「学修環境・行動調査」の設問に「学修支援・学生生活支援・キャリア支援に関する項目」を設け、経済的支援、課外活動に関する支援、学生相談・心身の健康に関する支援に対する満足度を把握するとともに、自由記述欄を通じて学生生活支援に関する意見・要望をくみ上げている。学部長会議においては、調査の集計結果をもとに、全学的な対応を検討している。学部長会議における検討結果、自由記述欄でくみ上げた個別の意見・要望に関しては、各学科・関係部署にフィードバックされ、学生生活支援の改善に反映している。

各学科と事務部署による人的支援体制については、各学科の教員、学生センターや保健センター等の各部署の窓口において、日常的に学生の意見・要望をくみ上げ、必要に応じて学科・部署間で連携しながら、学生生活支援の改善に反映している。

また、令和2(2020)年度春 semester においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業の開始にあたり、学生のパソコン等の保有状況や自宅のインターネット環境を把握するためのアンケート調査を実施し、遠隔授業に関する学生の意見・要望をくみ上げた。

学生生活支援に対する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、コロナ禍におけるボランティア活動支援、遠隔授業受講環境整備のための経済的支援などがある。

令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄において、コロナ禍ではあるが、「ボランティアに参加したい」「ボランティア活動に関する情報がほしい」等の意見があった。これに対して、学生センターでは、令和3(2021)年7月にコロナ禍におけるボランティア活動の方法等について、オンラインでの説明会を開催することを決めた。

令和2(2020)年度の遠隔授業に関するアンケート調査の結果、約3割の学生は通信量に制限がある回線を利用していること、3%の学生はインターネット回線がない状況にあるということ、また、データ通信の容量が増えて通信料が高額になってしまうことへの不安を抱えている学生がいることが明らかになった。これに対して、経済的理由により遠隔授業の受講に適したインターネットの接続環境を準備することが困難な学生が、修学の機会を逸

することのないよう、通信環境を整備する費用の一部を補助する制度を設けた。

エビデンス集（資料編）	【資料2-6-1】～【資料2-6-6】
-------------	---------------------

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

■ 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

施設・設備に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修環境・行動調査」を実施するほか、各学科と事務部署による人的支援体制を整備し、学部長会議、各学科・部署などにおいて対応を検討した上で、施設・設備の改善に反映している。これに加え、図書館に関しては、「図書館利用アンケート」を実施するほか、館内に意見箱を設置し、図書館運営委員会において対応を検討した上で、館内設備や図書館サービスの改善に反映している。

「学修環境・行動調査」の設問に「施設・設備に関する項目」を設け、講義室、実習室・実験室・演習室、図書館、情報設備、体育・表現系施設、飲食施設、トイレに対する満足度を把握するとともに、自由記述欄を通じて施設・設備に関する意見・要望をくみ上げている。学部長会議においては、調査の集計結果をもとに、全学的な対応を検討している。学部長会議における検討結果、自由記述欄でくみ上げた個別の意見・要望に関しては、各学科・関係部署にフィードバックされ、施設・設備の改善に反映している。

各学科と事務部署による人的支援体制については、各学科の教員、教務部・学生センター・図書館・情報教育推進室等の各部署の窓口において、日常的に学生の意見・要望をくみ上げ、必要に応じて学科・部署間で連携しながら、施設・設備の改善に反映している。

図書館に関しては、学生を対象とした「図書館利用アンケート」を毎年度実施するほか、館内に意見箱を常時設置している。アンケートには、利用頻度、利用目的、不足していると思うもの、利用満足度を把握するための設問と自由記述欄を設け、このアンケート結果や意見箱の文書を通じて、図書館に関する意見・要望を把握している。図書館運営委員会においては、これらをもとに対応を検討した上で、館内設備や図書館サービスの改善に反映している。

施設・設備に対する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、住居デザイン実習室の改修、充電保管ロッカー等の設備の導入の検討、図書館における資料貸出数の拡充などがある。

平成30(2018)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄において、「住居デザイン実習室の椅子が硬く座りにくい」といった意見が13件寄せられたことを受けて、平成30(2018)年度末から令和元(2019)年度にかけて、家政保健学科の学科会において対応を検討した。その後、学科・教務部・施設管理部の連携のもと、改修工事が行われ、令和2(2020)年度より新しい設備となった。

令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄においては、「パソコン等を持ち込んで学習する際に、充電できるところがほしい」という意見があったため、充電保管ロッカー等の設備を導入することを検討している。

図書館に関しては、平成30(2018)年7月の館内意見箱と平成30(2018)年12月の「図書館

利用アンケート」において「貸出冊数を増やしてほしい」という要望が4件寄せられたため、平成31(2019)年4月より利用規則を改定し、図書貸出冊数を6冊から8冊へ、視聴覚資料貸出タイトル数を2タイトルから5タイトルへ増やした。また、令和元(2019)年5月に館内意見箱に寄せられた1件の要望に応じ、3階閲覧室の24台のキャレルに荷物を掲げるためのフックを設置した。

エビデンス集(資料編)	【資料2-6-1】～【資料2-6-7】
-------------	---------------------

2-6全体 キャリア支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

■ キャリア支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、キャリア支援の改善に反映しているか。

キャリア支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修環境・行動調査」「【卒業学年対象】進路・就職に関するアンケート」「卒業生調査」を実施するほか、各学科と事務部署による人的支援体制を整備し、学部長会議、就職委員会、各学科・部署などにおいて対応を検討した上で、キャリア支援の改善に反映している。

「学修環境・行動調査」の設問に「学修支援・学生生活支援・キャリア支援に関する項目」を設け、就職・教職・進学に関する支援に対する満足度を把握するとともに、自由記述欄を通じてキャリア支援に関する意見・要望をくみ上げている。学部長会議においては、調査の集計結果をもとに、全学的な対応を検討している。学部長会議における検討結果、自由記述欄でくみ上げた個別の意見・要望に関しては、各学科・関係部署にフィードバックされ、キャリア支援の改善に反映している。

「【卒業学年対象】進路・就職に関するアンケート」については、就職センターが4年次を対象に、卒業2か月前に実施している。現在決定している進路・職種、入学時に考えていた進路からの変更の有無、進路変更の時期・理由、就職活動で重視する条件、結婚・出産と就業に関する意識、学生時代に成長したと思う社会人基礎力、就職活動で力を入れておけば良かったこと、就職活動で役に立ったこと等についてアンケート調査を行い、集計結果を次年度の就職委員会で検討し、就職支援企画の改善の参考にしている。

「卒業生調査」については、平成28(2016)年度及び令和2(2020)年度に就職センターが卒業後3・5・7年の卒業生を対象に実施した。「【卒業学年対象】進路・就職に関するアンケート」と同様の設問(ただし、進路変更に関する設問は除く)のほか、仕事のやりがい、女性が働き続けるために必要なこと、新卒で就職して何年で離職したか等の設問を追加してアンケート調査を行った。このアンケート調査のデータは様々な形で集計し、調査終了の数か月後には調査報告会を行い、各学科・関係部署で情報共有を行っている。

各学科と事務部署による人的支援体制については、各学科の教員、就職センターや教職センター等の各部署の窓口において、日常的に学生の意見・要望をくみ上げ、必要に応じて学科・部署間で連携しながら、キャリア支援の改善に反映している。

キャリア支援に対する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、就職支援企画の紹介のためのガイダンスの実施、役員面接を想定した男性面接官による面接指導の実施、就職カウンセリング希望者の増加に対応した添削サービスの増強、「教員・公立幼保採用試験対策講座」の再編成などがある。

令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の自由記述欄において、「就職に関してどのような支援講座があって、どの講座に参加すればよいかのわからない」という意見があったことを受けて、就職センターでは、令和3(2021)年4月に「就職支援企画の紹介&あなたに合った選び方」というガイダンス及び録画配信を新たに実施した。

就職センター窓口では、令和2(2020)年度において「役員面接を想定した練習をしたい」との要望が3件、「就職カウンセリング希望者の急増によりES添削が受けられない」という意見が10件寄せられたことを受けて、外部のキャリアコンサルタントに依頼し、男性面接講師による個別面接指導及びES添削サービスの増強を行った。

就職センター窓口では、令和2(2020)年度において「教員・公立幼保採用試験対策講座」について、「コロナ禍でも対策講座を実施してほしい」等の要望が5件ほどあった。これを受けて、令和2(2020)年11月に対策講座を再編成し、オンデマンド講座を中心とした「ベーシック・ラーニング」と対面形式を中心とした「アドバンス・ラーニング」による構成とすることで、学生個人の学習進度や授業の空き時間に合わせて受講できるようにした。

エビデンス集(資料編)	【資料2-6-1】～【資料2-6-6】，【資料2-6-8】～【資料2-6-9】
-------------	---

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生の意見・要望をくみ上げるシステムについては、「学修環境・行動調査」を年1回実施し、学修支援、学生生活支援、キャリア支援、施設・設備のすべてにわたって、満足度を把握するための設問と自由記述欄を設け、全学体制で対応を行っている。「学修環境・行動調査」は、平成26(2014)年度に開始して以降、実施体制や設問項目の見直しを重ねた結果、PDCAサイクルが確立されてきている。これに加えて、各学科の教員や事務部署において、対面で日常的に個別の意見・要望をくみ上げるほか、「図書館利用アンケート」「【卒業学年対象】進路・就職に関するアンケート」など、各部署の支援内容に特化した詳細なアンケートも実施し、くみ上げた意見・要望を改善に反映している。改善事例が多数あることから、これらのシステムは有効に機能していると判断できるため、引き続き、各学科・関係部署の連携のもとで、学生の意見・要望への対応を行っていく。今後、学生の意見・要望に対する改善や対応がどのように行われたかについて、学生に明示することも検討していく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッションポリシーを策定・周知するとともに、これに基づき学力の3要素を多面的・総合的に評価する入試制度の設計を行っており、入試委員会による体制のもと、公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施している。過去5年間において、毎年度すべての学科で入学定員・収容定員をともに充足しており、大学全体の定員充足率は、例年、良好な水準を維持している。

学修支援については、障害のある学生に対する支援を含め、教職協働による全学的な支援体制を整備するとともに、オフィスアワー制度の全学的な実施、TA及び助手・非常勤職員の活用も行っている。中途退学・休学・留年に関しては、クラスアドバイザーを中心と

する学科単位の丁寧な対応、学部長会議における組織的な対応により、退学率・休学率・留年率は非常に低い水準、標準修業年限卒業率は非常に高い水準を維持している。

キャリア支援については、「キャリア教育ポリシー」に基づき、女性・社会人・職業人という三つの視点からキャリア教育を展開するとともに、就職センター及び教職センターにおいて、低学年次からの充実したキャリア支援を行っている。また、各学科、就職センター、教職センターが連携を図りながら、就職・進学に対する相談・助言を組織的に行う体制を確立している。

学生サービスについては、学生センター学生課、学生相談室、保健センターを設置し、各学科・研究科と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心的支援・生活相談も含めた組織的な学生支援を行っている。学生センターでは、奨学金などの経済的な支援、クラブやボランティアなどの課外活動に対する支援を行っている。

学修環境の整備については、大学設置基準などの各種法令に則り、バリアフリーにも配慮した施設・設備を整備している。緑豊かで快適な学修環境を整備し、図書館やIT施設も含め、有効活用されている。授業を行う学生数に関しては、各学科各学年に設定したクラスを基本単位として、授業科目の特性に応じて、クラスを合同又は分割することにより、適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援・学生生活支援・学修環境・キャリア支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修環境・行動調査」を実施するほか、各学科と事務部署による人的支援体制を整備し、学部長会議、各学科・部署などにおいて対応を検討した上で、改善に反映している。

以上のことから、基準2「学生」を満たしていると評価する。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

■ 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

大学全体、各学部及び各学科のディプロマポリシーを明確に定めている。現行のディプロマポリシーは、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的に基づき、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーとの一貫性に考慮しながら見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このディプロマポリシーは、ホームページをはじめ、学生・教職員に配布する「履修の手引」や受験生等に配布する学生募集要項を通じて、学内外に公表している。学生に対しては年度始めのオリエンテーションにおいて、教員に対しては年度開始前の「教務研修会」「非常勤講師懇談会」において、直接説明する機会も設けている。

<大学院>

大学院の使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえ、大学院全体及び児童学研究科のディプロマポリシーを明確に定めている。大学院のディプロマポリシーについても、大学と同様に、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的に基づき、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーとの一貫性に考慮しながら見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このディプロマポリシーは、ホームページをはじめ、「履修の手引」や大学院案内を通じて、学内外に公表している。また、年度始めのオリエンテーションや修士論文の指導の機会を通じて、学生に周知している。

エビデンス集（資料編）

【資料3-1-1】～【資料3-1-4】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

■ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

<大学>

1) 単位認定基準の策定

単位認定基準については、大学学則第37条において、授業科目を履修し、試験に合格し

た者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。試験に関する事項は、大学学則第38条及び「試験規程」において定めている。

成績評価基準については、大学学則第35条に基づき、「履修規程」第12条において、【表3-1-1】のとおり明示している。

【表3-1-1】成績評価基準

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価」の欄において、評価方法及び評価の割合をあらかじめ明示している。評価方法に関しては、シラバスに示した「到達目標」を評価するにふさわしい方法を指定するとともに、試験、課題提出、実技、成果物提出、発表、実践、グループワーク、受講状況のうち必ず3種類以上の方法を用いることとしており、多角的・総合的な成績評価を行っている。

他の大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第40条・第40条の2・第41条に定め、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものに関しては、合わせて60単位を超えない範囲としている。編入学前に短期大学等において修得した単位の認定については、「3年次編入学取扱規程」第8条により、62単位を上限としている。

他の大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定としては、「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」に基づく併設短期大学部との単位互換、「首都圏西部大学単位互換協定書」に基づく他の加盟校11校（令和3(2021)年4月1日現在）との単位互換、「中学校英語教員養成特別プログラムに関する協定書」に基づく玉川大学における科目等履修により修得した単位の認定を実施している。

大学以外の教育施設等における学修の単位認定としては、「学校法人鎌倉女子大学及び学校法人誠心学園間の交流事業に関する協定書」に基づき、国際フード製菓専門学校における学修を家政保健学科及び管理栄養学科の授業科目「製菓実習」「製パン実習」の履修とみなし、単位認定を行っている。

入学前の既修得単位等の認定としては、「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部による鎌倉女子大学高等部からの単位互換履修生受入れに関する覚書」に基づく高大連携授業の単位認定などを行っている。

2) 進級基準の策定

進級基準については、従来、単位の取得状況が不十分な場合も進級させ、次年度も同じクラス環境のもとでクラスアドバイザーが指導することが学生の学修意欲を引き出すのに有効であるとの判断から、進級要件を設けていなかった。しかし、高等教育の修学支援新制度において適格認定（学業成績等）の基準が必要であったことに加え、学生に開講学年での適切な履修を促すことができるという理由から、令和2(2020)年度入学生より、2年次から3年次への進級要件を設定した。進級要件は、3学期以上在学していること、認定単位数を含めて50単位以上を修得していることの2点とし、大学学則第47条の2に定めている。

3) 卒業認定基準の策定

卒業認定基準については、大学学則第48条において、本学に4年以上在学し、総合教育科目30単位以上（児童学部児童学科においては34単位以上）、専門教育科目94単位以上（児童学部児童学科においては90単位以上）を修得することを卒業要件として定めている。各学科の卒業要件単位数は、「履修規程」別表Ⅱにおいて定めている。

学位授与の要件については、「学位規程」第4条第1項において、本学の学部学科を卒業した者に学士の学位を授与することを定めている。

4) 単位認定基準・進級基準・卒業認定基準の周知

これらの単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、「履修の手引」やオリエンテーションなどを通じて、学生に周知している。

エビデンス集（データ編）	【表3-2】 【表3-4】
エビデンス集（資料編）	【資料3-1-5】～【資料3-1-22】

<大学院>

1) 単位認定基準の策定

単位認定基準については、大学院学則第29条の2において、授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。試験に関する事項は、大学院学則第30条において定めている。

成績評価基準については、大学院学則第29条において、「合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）」と定めている。

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価」の欄において、評価方法及び評価の割合をあらかじめ明示している。

他の大学院等における授業科目の履修により修得した単位、入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第32条・第34条に定め、本大学院において修得した単位以外のものに関しては、それぞれ10単位を超えない範囲としている。

2) 修了認定基準の策定

修了認定基準については、大学院学則第42条において、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修士課程の修了要件として定めている。また、修了要件単位数を設定するとともに、「学位規程」第6条第7項に基づき、学位論文に係る評価の基準を定めている。

学位授与の要件については、「学位規程」第4条第2項において、本大学院の修士課程を修了した者に修士の学位を授与することを定めている。

3) 単位認定基準・修了認定基準の周知

これらの単位認定基準、修了認定基準については、「履修の手引」やオリエンテーショ

ンなどを通じて、学生に周知している。

エビデンス集（データ編）	【表3-2】
エビデンス集（資料編）	【資料3-1-23】～【資料3-1-29】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

■ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

<大学>

1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用については、各教員が各授業科目のシラバスに示した成績評価方法に即して、到達目標を達成できているかを評価し、大学学則に示した成績評価基準に基づき、各授業科目における学生の成績を決定している。

成績評価の客観性・公平性を保つための工夫として、GPA制度を導入し、各授業科目のGPA平均値を2.3～2.7程度と設定することで、科目間の成績評価の不均衡をなくしている。

GPAの活用状況としては、クラスアドバイザーによる学修指導、免許・資格の取得に必要な学外実習の参加要件、「特待生奨学金」の支給条件、「スペリオル奨学金」や表彰の選考などに活用している。

他の大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、シラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で各学科の教育課程に照らして単位の認定にふさわしいか、また、免許・資格に関連する科目の場合は単位を授与した大学等が免許・資格の養成機関であるかを確認し、教務委員会及び学部長会議の議を経て、教授会において決定している。

2) 進級基準の厳正な適用

進級基準の厳正な適用については、令和2(2020)年度入学生より、2年次から3年次への進級要件を設定したため、まだ進級判定を行っていない。進級判定の手順としては、2年次の成績確定後、教務部学務課において、在学期間を確認の上、学科ごとに学生の取得単位数一覧を作成し、これをもとに教務委員会、学部長会議、教授会の順に審議し、教授会において決定することとしている。また、2年次を6回在学となる場合には、退学勧告を行うこととしている。

3) 卒業認定基準の厳正な適用

卒業認定基準の厳正な適用については、大学学則第48条の2・第48条の3及び「学位規程」第7条において、卒業の認定及び学位の授与の手続きを定めている。これらの規定に則り、卒業学年の成績確定後、まず学科長・教務担当教員・クラスアドバイザーによって卒業要件の充足状況を確認し、学科会に諮っている。学科会においては、卒業要件充足者に各学科の学士課程の修了及び卒業を認定できると判断した後、ディプロマポリシーを基準に学士の学位を与えるのにふさわしいかを確認している。続いて教務委員会、学部長会議、教授会の順に審議し、最終的には学長が教授会の議を経て決定している。

エビデンス集（資料編）	【資料3-1-30】～【資料3-1-40】
-------------	-----------------------

<大学院>

1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用については、大学と同様、各教員が各授業科目のシラバスに示した成績評価方法、大学院学則に示した成績評価基準に基づき、行っている。

他の大学院等における授業科目の履修により修得した単位、入学前の既修得単位の認定については、シラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で、研究科の教育課程に照らして単位の認定にふさわしいか、また、免許・資格に関連する科目の場合は単位を授与した大学院等が免許・資格の養成機関であるかを確認し、児童学研究科委員会、大学院委員会の順に審議し決定する。

2) 修了認定基準の厳正な適用

修了認定基準の厳正な適用については、大学院学則第42条の2・第42条の3及び「学位規程」第5条～第7条において、課程の修了の認定及び学位の授与の手続きを定めている。これらの規定に則り、主査1人・副査1人以上から構成される修士論文審査会において、学位論文に係る評価の基準に基づき、修士論文の審査、口頭試問又は筆答試問による最終試験を行っている。続いて修士論文審査会の報告に基づき、最終的には学長が児童学研究科委員会及び大学院委員会の議を経て決定している。

エビデンス集（資料編）	【資料3-1-41】～【資料3-1-43】
-------------	-----------------------

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

「学修環境・行動調査」の設問に三つのポリシーの活用状況を測るための項目を設定しているが、令和2(2020)年度調査では、6割の学生がディプロマポリシーを意識して学修したと回答しているものの、カリキュラムポリシーの活用状況（8割近くの学生がカリキュラムポリシーを参考に履修）と比較するとやや低い数値となっている。そのため、年度始めのオリエンテーションでのディプロマポリシーそのものの説明だけでなく、個々の授業科目の履修を通じてディプロマポリシーを日常的に意識できるような工夫が必要である。現在、シラバスに「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」という項目を設け、個々の授業科目とディプロマポリシーとの関係を示しているが、この点についても、オリエンテーションにおいて学生に対してわかりやすく説明していく。

<大学院>

学位論文に係る評価の基準については、令和元(2019)年度に学内審議を経て策定し、令和2(2020)年度入学生より運用しているが、令和3(2021)年度に「学位規程」との整合性を図り、学生にとってより理解しやすい形にした。ディプロマポリシーとあわせて、修士論文の指導の機会を通じて、学生に周知を図っていくとともに、厳正な適用を行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

■ 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

大学全体、各学部及び各学科のカリキュラムポリシーを明確に定めている。現行のカリキュラムポリシーは、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的、ディプロマポリシーに基づいて見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このカリキュラムポリシーは、ホームページをはじめ、学生・教職員に配布する「履修の手引」や受験生等に配布する学生募集要項を通じて、学内外に公表している。学生に対しては年度始めのオリエンテーションにおいて、教員に対しては年度開始前の「教務研修会」「非常勤講師懇談会」において、直接説明する機会も設けている。

<大学院>

大学院の使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえ、大学院全体及び児童学研究科のカリキュラムポリシーを明確に定めている。現行のカリキュラムポリシーは、大学と同様に、令和元(2019)年度に使命・目的及び教育目的、ディプロマポリシーに基づいて見直しを行い、令和2(2020)年度に公表し、令和3(2021)年度入学生より運用しているものである。

このカリキュラムポリシーは、ホームページをはじめ、「履修の手引」や大学院案内を通じて、学内外に公表している。また、年度始めのオリエンテーションや修士論文の指導の機会を通じて、学生に周知している。

エビデンス集（資料編）

【資料3-2-1】～【資料3-2-4】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

■ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。

現行のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーとの整合性に留意しながら一体的に策定したものである。

学部においては、シラバスに「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」という項目を設けるとともに、カリキュラムとディプロマポリシーの対応表を作成することにより、カリキュラムポリシーに沿って配置された各授業科目とディプロマポリシーとの関係を明示している。

以上のことから、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーとの一貫性が確保されている。

エビデンス集（資料編）

【資料3-2-5】～【資料3-2-6】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

■ カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

<大学>

大学全体のカリキュラムポリシーの1・2において、「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野からなる「総合教育科目」と学部・学科固有の「専門教育科目」の二つの区分により教育課程を編成し、学修課程の体系的性及び順次性に配慮して科目を配置することを示している。

各学科のカリキュラムポリシー1・2においては、「総合教育科目」については、8分野にそれぞれ卒業要件単位数を設け、幅広い知識と豊かな教養を養うこと、「専門教育科目」については、学科固有の科目を体系的・系統的・総合的に配置し、専門的知識・技能等を養うことを示している。

これを踏まえて、各学科のカリキュラムポリシー4～8においては、「専門教育科目」の4年間の教育課程の体系として、①初年次教育として必修科目「スタートアップセミナー」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成すること、②1年次に学科固有の必修科目を置き、学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養うこと、③2年次以降に学科固有の科目を置き、専門的知識・技能等を養うこと、④3年次及び4年次に必修科目として「総合研究」を置き、2年間の継続的な学修・研究を通じて専門性を深めること、⑤3年次又は4年次に学外実習等の体験的な活動を通じて、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養うことを示している。

これらのカリキュラムポリシーに基づき、各学科においてナンバリングを導入するとともに専門教育科目に関するカリキュラムチャートを策定することで、教育課程の順次性・系統性を明確化している。科目ナンバーは、「学科コード」、学問領域を示す「領域コード」、学修段階を100～400番台の4段階により表す「水準コード」から構成される。これらに加え、家政保健学科及び子ども心理学科の専門教育科目については、幅広い学問領域を具体的に分類するための「分野コード」も付している。また、総合教育科目については、学科間で「領域コード」及び「水準コード」を統一している。これらの科目ナンバー及びカリキュラムチャートは、「履修の手引」において明示している。

以上のような教育課程の体系的な編成に加え、大学全体のカリキュラムポリシー2及び各学部のカリキュラムポリシー2に基づき、基礎的学力、教養的知性、倫理性、身体性を培う「リベラルアーツスタディーズ」と学部・学科の専門力を養う「プロフェッショナルスタディーズ」の縦軸と、各種免許・資格の取得に向けての「免許・資格プログラム」と一般社会で広く活躍できる資質・能力を養う「企業学習プログラム」の横軸を重層的・複合的に組み合わせた教育課程の編成を行っている。これを踏まえて、各学科のカリキュラムポリシー9・10において、「免許・資格プログラム」では、免許・資格を取得する上で必要な科目を含む幅広いプログラムを置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養うこと、「企業学習プログラム」では、専門分野での学びと企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して専門分野での学びと関連する企業等で活躍できる資質・能力を養うことを示している。各プログラムを構成する授業科目は、「履修の手引」において明示している。

エビデンス集（データ編）	【表3-1】
エビデンス集（資料編）	【資料3-2-7】～【資料3-2-10】

＜大学院＞

研究科のカリキュラムポリシー1・2・4において、専攻共通科目、児童学総合研究科目群（クラスター）、子ども心理学研究科目群（クラスター）、学校教育学研究科目群（クラスター）によって教育課程を編成することを示している。また、各研究科目群（クラスター）は、クラスター共通科目及びクラスター固有の分野によって構成され、児童学総合研究科目群は、初等教育分野・幼児教育分野・健康福祉分野・表現文化分野の4分野、子ども心理学研究科目群は、発達臨床分野・学校教育臨床分野の2分野、学校教育学研究科目群は、初等教育分野・表現文化分野・学校教育臨床分野の3分野とすることを示している。大学院全体のカリキュラムポリシー1・2及び研究科のカリキュラムポリシー3においては、学生自身が選択した研究科目群（クラスター）を中心としながら、各自の学問的関心に応じて他の研究科目群（クラスター）を併修し、その学修成果を学位論文として結実させることを示している。

これを踏まえて、研究科のカリキュラムポリシー5・6において、2年間の教育課程の体系として、第1～2セメスターでは、入学時に提出した研究計画に基づいて、研究指導担当教員のもとで2年間の研究計画を立てるとともに、研究を遂行するに必要な基礎的知識・技能を蓄えること、第3～4セメスターでは、文献・資料・データの収集とそれらの読解と解釈、調査と分析を通じて、作成された研究計画に基づき研究を進め、修士論文に結実させることを示している。

これらのカリキュラムポリシーに基づき、ナンバリングを導入するとともにカリキュラムチャートを策定することで、教育課程の順次性・系統性を明確化している。科目ナンバーは、「研究科コード」、学問領域を示す「領域コード」、学修段階を500～600番台の2段階により表す「水準コード」から構成される。これらの科目ナンバー及びカリキュラムチャートは、「履修の手引」において明示している。

以上のような教育課程の体系的な編成に加え、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、特別支援学校教諭専修免許状、公認心理師試験受験資格、学校心理士受験資格、臨床発達心理士受験資格、認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格の課程を設置している。各免許・資格の取得に必要な授業科目は、「履修の手引」において明示している。

エビデンス集（資料編）	【資料3-2-11】～【資料3-2-13】
-------------	-----------------------

■ シラバスを適切に整備しているか。

シラバスは、すべての授業科目において作成している。ただし、研究科の「児童学特別研究」については、修士論文に関する指導を行うという科目の特性上、シラバスに準ずるものとして、「履修の手引」やその他の配布資料において研究指導に関する計画を明示している。

シラバスの記載事項として、到達目標、ディプロマポリシーの各項目との対応関係、授業計画（各回の授業の内容・方法、準備学習・発展学習の内容・時間を含む）、成績評価の方法などを設定しており、適切な内容になっている。到達目標に関しては、「～できる

(ようになる)」など、達成状況を測定できるような表現を用いて記述することで、適切な成績評価につなげている。

シラバスの執筆に際しては、授業科目を担当する教員に対して、「シラバス作成の手引」を配布し、執筆にあたっての留意事項を示すことで、標準化を図っている。「シラバス作成の手引」は、毎年度、執筆の方法や留意事項については教務部教務課において、また、「成績評価の表記」「到達目標の記述に適した動詞」「授業方法の表記例」など使用語句についてはFD委員会において、見直しを行っている。

同一名称で複数の授業科目が開設されている場合、シラバス執筆担当者が中心となり、ポータルサイト上で作成したシラバス案、電子メール、打合せなどを通じて、教員間で相互の主体性を尊重しつつ記載内容のすり合わせを行っている。

各教員の執筆完了後には、研究科長、学科長、教務担当教員等の第三者によるシラバスチェックを行っている。

エビデンス集（資料編）	【資料3-2-14】～【資料3-2-17】
-------------	-----------------------

■ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

単位制度については、大学学則第12条及び大学院学則第7条において、1単位を修得するために必要な学修量、授業形態に応じた1単位当たりの授業時間数を適切に定めた上で、「履修の手引」において、各授業科目の単位数を明示している。

単位制度の実質化のための工夫として、シラバスにおける教室外学修の指示、CAP制の導入を行っている。

シラバスにおける教室外学修の指示に関しては、シラバスに「授業時間以外に必要な学習時間の目安」及び「準備学習・発展学習」の項目を設け、授業時間外の学習内容・方法・時間を具体的に指示することで、学生の学修時間を確保できるようにしている。

CAP制に関しては、「履修規程」第7条に基づき、学部において、各セメスターの履修登録単位数の上限を24単位に設定している。ただし、学外実習や他学科専門教育科目など、一部の授業科目をCAP制の対象から除外している。これは、主に学外における学習や集中講義といった形式であり、通常の授業時間と重複しないことが理由である。また、免許・資格の取得に必要な科目については、自学科の開設科目の場合はCAP制の対象とし、他学科に開設された専門教育科目の場合はCAP制の対象から除外している。令和2(2020)年度の修得単位状況のデータは、CAP制の対象から除外した授業科目も含めた修得単位のため、一部の学科・学年において1年間の修得単位が51単位以上となっているが、CAP対象科目のみの修得単位状況のデータにおいては、すべての学科・学年で1年間の修得単位数が50単位以下となっている。児童学科・教育学科においては、幼保一体化、幼小接続教育、小中・中高一貫教育、インクルーシブ教育に対応できる保育士・教員の養成という社会的要請から、複数の免許・資格の取得を推奨していること、また、学外実習の参加前に関連科目を履修することが望ましいことが主な理由である。子ども心理学科においては、学科の教育課程の履修を基本として、学科の専門性を生かせる進路の選択肢を広げるため、他学科の免許・資格の取得を認めていることが主な理由である。これらの免許・資格の取得にあたっては、学外実習が必須となっており、その参加要件としてGPAの基準を設定していることから、厳格な成績評価のもと、教育の質を担保している。

エビデンス集（データ編）	【表3-4】 【表3-3】
エビデンス集（資料編）	【資料3-2-18】～【資料3-2-24】

3-2-④ 教養教育の実施

■ 教養教育を適切に実施しているか。

本学では、従来、「教養教育科目」「総合教育科目」「専門教育科目」の三つの科目区分を設定し、教養教育は「教養教育科目」及び「総合教育科目」において実施すると考えてきた。しかし、日本学術会議が平成22(2010)年4月5日に発表した「提言 21世紀の教養と教養教育」にあるように教養という概念が変遷し、また、中央教育審議会が平成20(2010)年12月24日に取りまとめた「学士課程教育の構築に向けて（答申）」にあるように学士課程教育という概念が登場してきた。これに伴い、本学においても、学士課程教育全体を通して教養を備えた専門的な人材を育成するという観点から、全学的なカリキュラムの見直しを行い、特定の科目区分に「教養」という語を用いるのは適さないと判断した。そこで、平成26(2014)年度より「総合教育科目」「専門教育科目」の二つの科目区分に変更し、教養教育は「総合教育科目」及び「専門教育科目」からなる学士課程教育全体を通して実施することとした。

教養教育の実施体制としては、各学科の学科長及び教務担当教員と教務部職員で構成される教務委員会を置いている。教務委員会は、「総合教育科目」及び「専門教育科目」における授業科目及び担当教員の配置等について検討している。これらの教務委員会における検討事項は、学部長会議又は全学教育課程会議、教授会の議を経て、最終的には学長が決定している。

エビデンス集（資料編）	【資料3-2-25】
-------------	------------

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

■ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

<大学>

授業の方法については、大学学則第14条において適切に定めている。その上で、大学全体のカリキュラムポリシー3において、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置することを示すとともに、各学科のカリキュラムポリシー3において、実践力を養うことを重視した授業方法の工夫について示している。これを踏まえて、演習・実習・実験を中心とする授業科目を多数設置するとともに、学外での体験学習を行う授業科目として、各学科において学外実習、「教職等インターンシップ」「企業等インターンシップ」「サービスマーケティング」「SAE」等を設置している。

教授方法の改善を進めるための組織体制については、「FD委員会規程」に基づき、FD委員会を設置している（FD活動の詳細については、4-2-②に記述）。FD委員会では、「シラバス作成の手引」の「授業方法の表記例」という項目において、アクティブラーニングの技法に含まれる授業方法を示すことで、各教員がシラバス執筆の段階で発表、討論、課題解決型学習（PBL）といったアクティブラーニングの導入を検討できるようにしている。

課題解決型学習（PBL）に関しては、各学科の3・4年次の必修科目である「総合研究」（ゼミナール）において、企業や地域社会と連携したPBLを積極的に取り入れている。特に、一般社団法人神奈川経済同友会の会員企業・団体と神奈川県内参加大学との産学連携による学生の人材育成を目的とした課題解決型研究コンペティション「神奈川産学チャレンジプログラム」には、平成20(2008)年度より毎年度ゼミナール単位で数チームが参加し、12年間で5チームが最優秀賞、11チームが優秀賞を受賞している（令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）。

また、電子黒板機能を備えたプロジェクター等のICT機器を設置するとともに、「manaba」をはじめとする授業支援システムを導入することにより、ICTを活用して授業方法に工夫できるような環境を整えている。令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「manaba」「Microsoft Stream」「Zoom」等を用いた遠隔授業が全学的に導入され、ICTの活用が急速に進んだ。令和3(2021)年度春semesterには、対面授業、遠隔授業、対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型授業の三つの形態により授業を実施している。また、教室で対面授業を行いながら、その授業を「Zoom」によりリアルタイムで配信し、遠隔授業を同時に行う「同時中継」という方法も導入した。

以上の実践力を養うことを重視した授業科目、発表・討論・課題解決型学習（PBL）といったアクティブラーニングを取り入れた授業科目、ICTを効果的に活用した授業科目の各学科の具体例は、次のとおりである。

家政保健学科に関しては、「生活情報論」において、現代の生活におけるICTの役割、理論の基礎と仕組み、ルール、マナー等を学び、毎回の演習でパソコンを用いて課題や作品を提出し、教員がフィードバックしながら効果的に活用できるように指導し、他の科目や生活全般で応用できるようにしている。令和2(2020)年度は実習以外でもほぼすべての科目において、ICTを適切に活用した授業を行い、教育効果を高めている。

管理栄養学科に関しては、「給食経営管理論実習」において、最新の厨房機器を備えた実習室でPDCAサイクルに基づく給食運営のノウハウとマネジメントを学んでいる。「臨床栄養学実習①②③」においては、「臨床栄養学」で学んだ知識を実践するため各種疾患に応じた栄養管理に必要なスキルを3semesterにわたり養っている。

児童学科に関しては、「図画工作科教育法」において、手描きした複数の絵をデジタルカメラで撮影、デジタル画像化し、パワーポイントを使ってショートアニメーションを制作する課題を取り入れている。小学校でICT教育が求められていることを考慮し、手描きの作品を身近なツールを用いてデジタル作品化する力を身に付ける内容となっている。「保育内容演習環境」においては、子どもの育つ環境について、保育者がどのように理解し保育に生かしているのか、学生が保育者の視点に立って、客観的かつ実践的に学んでいく授業を実践している。例えば、地域理解ではタブレット等を用いて地域情報を収集した上で実際に地域を歩き、感じ取った情報をもとに地域マップを作成し、子どもの生活圏について分析した結果を発表・討論することで学びを深めている。

子ども心理学科に関しては、「心理学研究法」において、一部の心理実験の実施及び結果表示についてオンラインを通じてリアルタイムで行うことにより、内容に対する理解を深めている。グループでの共同作業となるアンケート作成に関しても、クラウド上で実施し作業効率を高めるなど、情報通信技術を活用した授業を行っている。「心理学実験」に

においては、正確性・反応時間・作業量等についてデータをとって数値化し、その結果を分析してレポートを作成すること等を通じて、体験的に心理学の基本現象、法則等を学んでいる。

教育学科に関しては、「学校教育実践演習」において、学外施設での集団宿泊を実施し、ゲーム、グループワーク、キャンプファイヤー、野外炊事、自然体験を通して、学級集団の指導や集団宿泊行事の運営の方法を学ぶなど、教員の大変さとやりがいの両方を感じながら、教員として学校行事や特別活動を運営する実践的な指導力を養う授業を行っている。「教職実践演習（小・中・高）」においては、4年間で積み上げてきた学びを振り返り、教職の意義や教員の役割、職務内容、児童・生徒に対する責務などを改めて自覚している。ロールプレイングを通して状況に応じた生徒指導ができるか、教育実習の経験をもとに学級経営案を作成して集団指導力があるかなどを確認し、教員として確かな実践力が備わっていることを点検し、4月から学校での指導が適切に行えるようにしている。

エビデンス集（資料編）	【資料3-2-26】～【資料3-2-35】
-------------	-----------------------

<大学院>

大学院のカリキュラムポリシー3において、各種講義、演習、フィールド研究、臨床研究、論文指導といった多様な教授方法に基づく授業を設置することを明示している。「フィールド研究」は、各クラスターの必修科目として設置し、併設校の初等部・幼稚部、療育センター等をフィールドとした観察・研究を実施している。全般的に演習・発表・討論を中心とした授業を展開しており、アクティブラーニングによる授業内容・方法の工夫を行っている。

エビデンス集（資料編）	【資料3-2-36】～【資料3-2-37】
-------------	-----------------------

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

「学修環境・行動調査」の設問に三つのポリシーの活用状況を測るための項目を設定しているが、令和2(2020)年度調査では8割近くの学生がカリキュラムポリシーを参考にして履修したと回答していることから、現在の周知方法は有効であるといえる。今後も、毎年度の「学修環境・行動調査」の結果をもとにカリキュラムポリシーの活用状況について点検しながら、学生への周知を行っていく。

令和2(2020)年度の「学修環境・行動調査」の結果では、「本学での教育内容やカリキュラム等」「総合教育科目の教育内容（授業全般）」「専門教育科目の教育内容（授業全般）」に対する満足度について、それぞれ「不満」「とても不満」の合計が6.9%、5.0%、4.5%であったことから、教養教育を含めた教育内容やその実施体制は適切であると判断している。今後も、毎年度の「学修環境・行動調査」の結果をもとに教育内容に対する学生の満足度を把握しながら、教務委員会において総合教育科目と専門教育科目の内容について検討していく。

令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業・ハイブリッド型授業の導入や学外での体験学習の制限など、授業方法の大幅な変更が生じている。各学科において、遠隔授業の中でのアクティブラーニングやICT機器の活用経験について教員間で情報交換を行い、学科のカリキュラムポリシーを踏まえ、従来の教授方法に効果的

に取り入れることを検討していく。また、FD委員会及び情報教育推進委員会において、学科間の情報共有を行い、全学的な取組みに発展させていくとともに、各学科と教務部及び情報教育推進室が連携し、ICT機器をはじめとする授業環境の改善につなげていく。

＜大学・大学院共通＞

シラバスチェックについては、現在、研究科長・学科長・教務担当教員による体制のもと、形式面に重点を置いたチェックを実施している。内容の妥当性に関するチェックが課題であり、形式上・表現上の点、同一科目の共通性を維持する点、専門性の点でどのようにシラバスチェックを行っていくか教務委員会及び児童学研究科委員会において検討する。また、「学修環境・行動調査」を通じて学生のシラバスの活用状況や学修時間の実態を把握しながら、学修者の主体的な学びを促進するためのシラバスの在り方について、引き続きFD委員会で検討を行っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
■ 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

学修成果については、学科のディプロマポリシーにおいて、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」という四つの観点から、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示している。四つの観点のうち、「汎用的技能」には、①コミュニケーション・スキル、②数量的スキル、③情報リテラシー、④外国語運用能力、⑤論理的思考力、⑥課題-解決力の六つの資質・能力を示し、「態度・志向性」には、①自己管理能力、②チームワークとリーダーシップ、③道理の感覚、④社会的責任、⑤審美的なものに自己を差し向けること、⑥生涯学習力、⑦健康推進の七つの資質・能力を示している。これらの観点及び資質・能力は、シラバスの中に示している「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」と対応する形となっている。

エビデンス集（資料編）	【資料3-3-1】
-------------	-----------

■ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
--

■ 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

1) 大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法

本学では、「アセスメントプラン」を定め、学修成果の点検・評価を行っている。これまで、「授業改善アンケート」及び「学修環境・行動調査」の結果、免許・資格取得状況、就職状況等を活用し、学修成果の点検・評価を行ってきたが、令和元(2019)年度にはこれまでの点検・評価の状況をもとに、新たな視点を加え、「アセスメントプラン」を策定し、令和2(2020)年度に一部運用を開始した。さらに、令和3(2021)年度には「履修の手引」に掲載し、学生に周知を徹底するとともに、本格的に運用している。

「アセスメントプラン」の評価指標は、三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階で設定している。機関レベルでは、大学全体の学修成果の点検・評価結果を全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の充実・改善に活用している。教育課程レベルでは、学部・学科の教育課程全体を通じた学修成果の点検・評価を教育課程の充実・改善に活用している。授業科目レベルでは、科目ごとの学修成果の点検・評価を授業科目の到達目標、授業計画の内容・方法等の充実・改善に活用している。

2) 学生の学修状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック

「アセスメントプラン」の評価指標のうち、「単位取得状況」「GPAの平均値・分布」「学位取得状況」「退学・除籍状況」「休学・復学状況」「進級・留年状況」「修業年限期間内の卒業状況」「授業改善アンケート結果」から、学生の学修状況を把握し、学修成果を点検・評価している。

「単位取得状況」「GPAの平均値・分布」については、個々の授業科目の履修の結果として、カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。これらの指標は、各学期の成績確定後に、教務部学務課においてデータをまとめ、「成績一覧表」「GPA一覧表」を作成している。各学科の学科長・教務担当教員・クラスアドバイザーは、作成された資料を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「学位取得状況」については、ディプロマポリシーに定める資質・能力を身に付けたかを点検・評価する指標としている。この指標は、卒業判定時に教務部学務課において「学士課程修了及び卒業並びに学位授与の認定一覧」「卒業要件充足者一覧」を作成している。学科会、教務委員会、学部長会議、教授会においてこれらの一覧を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「退学・除籍状況」「休学・復学状況」「進級・留年状況」については、カリキュラムポリシーに沿って、計画的に学修が進められているか、「修業年限期間内の卒業状況」については、ディプロマポリシーに定める資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させているかを点検・評価する指標としている。「退学・除籍状況」「休学・復学状況」の指標については、教務部学務課において「中途退学・休学者の人数・理由一覧」を作成している。学部長会議においてこの一覧を確認することで、1年間の総退学者数・休学者数を把握し、在籍学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。「進級・留年状況」「修業年限期間内の卒業状況」の指標については、「学位取得状況」と同様に、「学士課程修了及び卒業並びに学位授与の認定一覧」「卒業要件充足者一覧」を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「単位取得状況」「GPAの平均値・分布」「学位取得状況」「退学・除籍状況」「休学・復学状況」「進級・留年状況」「修業年限期間内の卒業状況」に基づき、点検・評価した結果については、各学科の学科長・教務担当教員・クラスアドバイザーが、学修指導、履修指導の改善に活用している。

「授業改善アンケート結果」については、個々の授業科目の学修状況の結果として、カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。この指標については、各教員が「アンケート分析と評価」を作成するとともに、FD委員会が、各教員から提出された「アンケート分析と評価」を取りまとめ、「授業改善アンケート結果報告書」として発行している。本学の「授業改善アンケート」は、授業運営方法に関する教員への評価だけでなく、学生自身の当該授業への取り組み方や理解度を測る質問項目も設定しており、学生が5段階評価の回答を選択する形式となっている。各教員は、アンケート結果をもとに「アンケート分析と評価」を作成することが義務付けられており、これを通じて、自身の授業運営方法に加え、学生の学修状況についての点検・評価を行っている。この個々の授業科目のアンケート結果を、学科全体、大学全体として確認することにより、学生の学修の進捗状況について点検・評価している。

「授業改善アンケート結果」に基づき、点検・評価した結果については、各教員が授業改善に活用するとともに、学科全体、大学全体の教育内容・方法の改善に活用している。

3) 免許・資格取得状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック

「アセスメントプラン」の評価指標のうち、「免許・資格の取得希望状況」「免許・資格の取得状況」「国家試験合格状況（管理栄養学科）」から、免許・資格取得状況等を把握し、学修成果を点検・評価している。

「免許・資格の取得希望状況」については、カリキュラムポリシーに沿った学修の進捗状況を点検・評価する指標としている。この指標については、入学後より毎年クラスアドバイザーが個別面談を行い、その変更の有無を含めて確認している。これにより、学生の学修の進捗状況を点検・評価している。

「免許・資格の取得状況」「国家試験合格状況（管理栄養学科）」については、ディプロマポリシーに照らして期待される進路に必要とされる資質・能力の修得状況を点検・評価する指標としている。「免許・資格の取得状況」の指標については、卒業判定時に教務部学務課において「免許・資格要件充足状況」を作成している。学科会、教務委員会、学部長会議、教授会においてこれらの状況を確認することで、学修成果を点検・評価している。「国家試験合格状況（管理栄養学科）」の指標については、管理栄養学科において合格状況を確認し、学修成果の点検・評価を行っている。

「免許・資格の取得希望状況」「免許・資格の取得状況」「国家試験合格状況（管理栄養学科）」に基づき、点検・評価した結果については、各学科の学科長・教務担当教員・クラスアドバイザーが、学修指導、履修指導の改善に活用している。

4) 就職状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック

「アセスメントプラン」の評価指標のうち、「進路状況（就職・進学）」「教員採用試験合格状況」から、就職状況等を把握し、学修成果を点検・評価している。

これらについては、ディプロマポリシーに照らして期待される進路に必要とされる資質・能力を身に付けたかを点検・評価する指標としている。「進路状況（就職・進学）」

の指標については、就職センターが「就職及び進路一覧」を作成するとともに、個別の進路状況、卒業直前に実施したアンケート結果、進路決定に至るまでの経過等について各学科の就職委員に報告している。「教員採用試験合格状況」については、教職センターが「教員採用試験受験状況」を作成している。教務委員会、学部長会議、教授会においてこれらの状況を確認することで、学修成果を点検・評価している。

「進路状況（就職・進学）」「教員採用試験合格状況」に基づき、点検・評価した結果については、各学科の教育内容・方法、学修指導、進路指導の改善に生かしている。

5) 「学修環境・行動調査」に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック

「アセスメントプラン」の評価指標として、全学生を対象に毎年度実施している「学修環境・行動調査」の結果を活用している。「学修環境・行動調査」の回答結果から得られる「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」「学生の成長実感（学士力の形成状況）」「学生の学修に対する態度（授業への取り組み方）」「学修時間状況」から、学修環境や学生の意識・行動を把握し、学修成果を点検・評価している。

「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」については、カリキュラムポリシーに沿った学修の満足度及びディプロマポリシーに定める資質・能力の修得に関する満足度を点検・評価する指標としている。「学生の成長実感（学士力の形成状況）」については、カリキュラムポリシーに沿った学修の進捗状況及びディプロマポリシーに定められた資質・能力の修得状況を点検・評価する指標としている。「学生の学修に対する態度（授業への取り組み方）」については、カリキュラムポリシーに沿った学修の進捗状況を点検・評価する指標としている。「学修時間状況」については、単位制度の趣旨を踏まえ、ディプロマポリシーに定める資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしながら、カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。

「アセスメントプラン」の評価指標と「学修環境・行動調査」の設問との関係は【表3-3-1】のとおりである。

【表3-3-1】「アセスメントプラン」の評価指標と「学修環境・行動調査」の設問との関係

「アセスメントプラン」 の評価指標	「学修環境・行動調査」の設問
学生の満足度（教育内容・カリキュラム）	教育内容に関する項目（教育内容やカリキュラム等についての満足度／総合教育科目の教育内容についての満足度／専門教育科目の教育内容についての満足度）
学生の成長実感（学士力の形成状況）	入学後の知識・能力の変化に関する項目（将来の職業に関連する知識や技能／一般的な知識と教養／専門分野の知識と理解／コミュニケーション・スキル／数量的スキル／情報リテラシー／外国語運用能力／論理的思考力／課題解決力／自己管理能力／チームワーク／リーダーシップ／道理の感覚／社会的責任／審美的なものに自己を差し向ける態度／生涯学習力／健康を意識した生活態度と健康推進を实践する力）
学生の学修に対する態度（授業への取り組み方）	授業への取り組み方に関する項目（授業内のディスカッション／授業内でプレゼンテーション／授業内のグループワークや研究プロジェクト／授業内の情報通信技術（ICT）機器や視聴覚機器等の教具の活用／小テストやレポート等の課題／授業内の教員への質問や勉強の相談／オフィスアワーを利用した教員への質問や勉強の相談／オフィスアワー以外での教員への質問や勉強

	の相談／授業時間以外での授業内容に関する学生同士の話し合い／シラバスを参考にした履修選択や予習・復習) 教育内容に関する項目（学生の進路意識と本学の教育内容の適合度）
学修時間状況	秋セメスターの1週間あたりの活動時間に関する項目（秋セメスターの授業への出席時間／予習・復習・課題など授業に関する学習時間）

「学修環境・行動調査」については、学事調査研究センターが調査結果の集計（単年度・経年変化）、分析レポートの作成を行っている。IR運営委員会及び学部長会議において、これらの状況を確認することで、学修成果を点検・評価している。

特に本調査において把握している「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」「学生の成長実感（学士力の形成状況）」の指標は、学年・学科別に集計し、各学科の教育内容・方法及び学修指導の改善を検討する際の基礎資料として利用している。

まず、平成30(2018)年度から5段階評価で測定している「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」の経年変化を示すと、平成30(2018)年度は大学全体の平均値が3.34、令和元(2019)年度は3.36であった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業が取り入れられた令和2(2020)年度は3.46であり、大きな変化は確認されなかった。教育プログラムの改善に資する更なる知見を本調査から蓄積するため、令和2(2020)年度には「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」に影響を及ぼす要因を学生の入学時の情報や在学中の学修環境等との関連から分析した。分析の結果、教育内容・カリキュラムの満足度は、「学生の進路意識と教育プログラムの適合度」と「教員と学生の相互のコミュニケーションの頻度」と関わりがあるということなどが確認された。これを踏まえ、本学における「学生の進路意識と教育プログラムの適合度」の実態を把握するために、学生を4タイプ（①高同調型：進路意識が明確で大学教育の目標と一致している学生、②受容型：卒業後の進路意識は未達だが、大学教育に期待している学生、③独立型：進路意識は明確だが、大学教育に期待していない学生、④疎外型：卒業後の進路意識は未達で、大学教育にも期待していない学生）に分類し、各学生タイプの規模を推定した。分析の結果、「高同調型」の学生が72%、「受容型」の学生が14%を占め、合計86%の学生は進路意識と本学の教育内容が適合しているということが確認された。一方、「独立型」の学生は7%、「疎外型」の学生は7%を占め、合計約14%の学生は進路意識と教育プログラムの適合度が低い傾向にあることが確認された。これらの結果は学科別学年別にも集計した上で、学部長会議で報告され、各学科に対してもフィードバックされており、各教育プログラムの射程と学生の進路意識との関係性を把握するための基礎情報として活用されている。

もう一つの指標である「学生の成長実感（学士力の形成状況）」については、令和2(2020)年度に学事調査研究センターにおいて、令和元(2019)年度卒業生の1年次時点から4年次時点の回答データを整備し、コーホート分析を行った。分析の結果、大学全体の傾向として、「職業関連知識・技能」「専門分野の知識」については約9割の学生が4年間で成長を感じていることが確認された。また、「一般教養」「コミュニケーション・スキル」「情報リテラシー」「論理的思考力」「課題-解決力」「社会課題を理解する力」「自己管理能力」「チームワーク」「道理の感覚」「社会的責任」については約7割から8割の学生が、「数量スキル」「論理的文章力」「リーダーシップ」「審美的なものに自己を差し向ける力」「生涯学習力」「健康推進」については約6割程度の学生が4年間で成長を

感じていることが確認された。一方、「外国語運用能力」は、他の項目に比べて成長実感が低い傾向にあった。満足度の指標と同様に、「学生の成長実感（学士力の形成状況）」についても各教育プログラムの改善に活用するため学科別学年別に集計したものを学部長会議において報告し、各学科にもフィードバックされている。

エビデンス集（データ編）	【表2-3】 【表2-5】 【表3-3】
エビデンス集（資料編）	【資料3-3-2】～【資料3-3-7】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も、令和元(2019)年度に策定した「アセスメントプラン」に基づき、学修成果の点検・評価を行うとともに、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていく。また、必要に応じて「アセスメントプラン」の評価指標についても見直しを行い、学修成果を適切に点検・評価できるものにしていく。

さらに、就職センターが卒業後3・5・7年の卒業生を対象に実施している「卒業生調査」の結果についても、「学修環境・行動調査」の結果と結び付け、分析を行っていく。

【基準3の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマポリシーを策定・周知するとともに、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則及び大学院学則において適切に定め、厳正に適用している。

教育課程及び教授方法については、ディプロマポリシーとの一貫性を確保したカリキュラムポリシーを策定・周知するとともに、カリキュラムポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成し、各学科のカリキュラムチャート及びナンバリングによってその体系性を示している。シラバスは、すべての授業科目において作成しており、「シラバス作成の手引」により標準化を図っている。単位制度の実質化に向けて、シラバスにおいて教室外学修の指示を行うとともにCAP制を導入している。教養教育は、教務委員会による体制のもと、学士課程教育全体を通して実施している。教授方法の改善を進めるためにFD委員会を設置し、「シラバス作成の手引」を通じて、アクティブラーニングの導入を推進している。また、演習・実習・実験を中心とする授業科目や学外での体験学習を行う授業科目を多数配置するとともに、ICTを活用して授業方法に工夫できるような環境を整えている。

学修成果の点検・評価については、各学科のディプロマポリシーにおいて学修成果を明示した上で、「アセスメントプラン」に沿って点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。「アセスメントプラン」の評価指標は、三つのポリシーに基づき、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの3段階で設定しており、「単位取得状況」「免許・資格の取得状況」「進路状況（就職・進学）」「学修環境・行動調査」の回答結果から得られる「学生の成長実感（学士力の形成状況）」など、多様な指標を定めている。

以上のことから、基準3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

■ 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。

大学学則第52条第2項及び「管理規程」第6条第2項において、学長が教育研究に関する最終的決定権並びに所属する教職員に対する指揮監督権を有していることを明確化している。学長は、理事長と兼務しているため、教育研究に関する事項で経営に深く関わる事項については速やかに理事会においても審議され、教学面と経営面双方の責任者として秀でたリーダーシップを発揮している。また、予算において学長裁量経費を確保し、「教育改善・改革プログラム」として専任教職員のグループを対象に公募を実施するなど、学長のもとで最適な資源配分を行う仕組みも整えている。

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、学長補佐体制として、副学長及び学事顧問を必要に応じて置くとともに、学事調査研究センター教育調査企画室、学部長会議及び大学院委員会を置いている。

副学長については、大学学則第53条第1項及び「管理規程」第7条第1項に基づき、置くことができるとしているが、現在は置いていない。副学長の職務に関しては、大学学則第53条第2項及び「管理規程」第7条第2項に定め、学長を助け、命を受けて大学の校務をつかさどることとしている。

学事顧問については、「管理規程」第3条第3項に基づき、置くことができるとし、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの期間に置いていた。学事顧問の職務に関しては、同規程第4条第10号に定め、学長の諮問に応じ、総合的・専門的見地から意見を述べることにしている。

調査・企画部門としては、学事調査研究センター教育調査企画室を置いている。教育調査企画室は、学長・理事長の方針を反映した中期計画の検討やIR業務を担当し、学長・理事長の時宜に応じた適切な判断を補佐している。

全学的な会議体としては、学長、家政学部長、児童学部長、教育学部長及び教務部長から構成される学部長会議を設置している。学部長会議においては、各種委員会で検討された事項が集約され、教育研究に関する重要事項などについて、教授会の前段階として学部長が学部を代表して意見を述べることで、学長の意思決定を円滑化している。大学院でも同様に、学長、研究科長、クラスター主任及び教務部長から構成される大学院委員会を設置しており、学長の意思決定の円滑化の役割を担っている。

以上のように、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは適切かつ重層的に確立・発揮されている。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-1】～【資料4-1-9】
-------------	---------------------

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

■ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

■ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

大学学則第52条第2項及び「管理規程」第6条第2項において、学長の職務について、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、大学を代表することとしており、学長が大学の意思決定において最終的な権限と責任を有することを明示している。

副学長については、大学学則第53条第1項及び「管理規程」第7条第1項に基づき、置くことができるとしているが、現在は置いていない。副学長の職務に関しては、大学学則第53条第2項及び「管理規程」第7条第2項に定め、学長を助け、命を受けて大学の校務をつかさどることとしている。

学部長については、大学学則第54条第2項及び「管理規程」第8条第2項において、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどることとしている。

学科長については、「管理規程」第10条第2項において、上司の命を受け、学科に関する校務をつかさどることとしている。

研究科長については、大学院学則第47条第2項及び「管理規程」第9条第2項において、学長の命を受け、研究科に関する校務をつかさどることとしている。

なお、学長・学部長・学科長・研究科長の選考については、「学長選考規程」「学部長選考規程」「学科長選考規程」「研究科長選考規程」に則り、適切に行っている。

以上のことから、大学の意思決定の権限と責任、並びに学長・副学長・学部長・学科長・研究科長の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、機能している。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-10】～【資料4-1-16】
-------------	-----------------------

■ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

<大学>

大学の教学に関する審議機関として、教授会、学部長会議、全学教育課程会議及び各種委員会を置いている。

教授会は、大学学則第57条第3項・第4項及び「教授会規則」第8条に則り、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」について学長が決定を行うにあたり意見を述べるほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる機関と位置付けている。

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」については、「教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」において、「教育課程の編成に関する事項」「教員の教育研究業績の審査に関する事項」

「学則及び教育研究に係る重要な規程の制定・改廃に関する事項」「学生の編入学、再入学、転入学、退学、除籍、転学、留学、休学、復学及び転学部・転学科に関する事項」「学生の厚生補導及び懲戒に関する事項」の5項目を定めている。

ただし、学生の入学・編入学・再入学・転入学については、「教授会規則」第9条及び「入試委員会規程」第1条第2項・第5条に則り、教授会の専門委員会である入試委員会の議決をもって教授会の議決に代えることとしている。同様に、教員の教育研究業績の審査に関する事項については、「教授会規則」第9条及び「教員資格審査委員会規程」第1条第2項・第5条に則り、教授会の専門委員会である教員資格審査委員会の議決をもって教授会の議決に代えることとしている。

学部長会議は、各種委員会にて検討された事項を集約し、教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項を中心に、教授会に先立って審議する機関と位置付けている。審議事項は、「学部及び学科の設置・改廃に関する事項」「教育研究及び入学者選抜に関する重要事項」「学士課程修了及び卒業並びに学位授与の認定に関する事項」としている。このうち、特に教育研究に関する重要事項で、全学的に検討を要する教育課程に係る事項については、全学教育課程会議において審議している。学部長会議の構成員は、学長、各学部長及び教務部長であり、各学科長、学生センター長、学事調査研究センター長及び総務部長も同席している。全学教育課程会議の構成員は、学長、各学部長、併設短期大学部の学部長、研究科長及び教務部長であり、各学科長、併設短期大学部の学科長・専攻科長及び学事調査研究センター長も同席している。

各種委員会は、それぞれの委員会規程に定めた事項について審議し、必要に応じて教授会に報告している。各種委員会における審議事項のうち、教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項などについては、学部長会議を経て教授会において審議されている。

以上のことから、教授会、学部長会議、全学教育課程会議及び各種委員会の組織上の位置付け及び役割は明確であり、機能している。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-17】～【資料4-1-23】
-------------	-----------------------

<大学院>

大学院の教学に関する審議機関として、児童学研究科委員会、大学院委員会、全学教育課程会議及び各種委員会を置いている。

児童学研究科委員会は、大学院学則第49条第3項・第4項及び「児童学研究科委員会規程」第6条に則り、「学生の入学及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」について学長が決定を行うにあたり意見を述べるほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる機関と位置付けている。「教育研究に関する重要な事項で、児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」については、「児童学研究会委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」において、「教育課程の編成に関する事項」「教員の教育研究業績の審査に関する事項」「学則及び教育研究に係る重要な規程の制定・改廃に関する事項」「学生の再入学、転入学、退学、除籍、転学、留学、休学及び復学に関する事項」「学生の厚生補導及び懲戒に関する事項」の5項目を定めている。ただ

し、学生の入学・再入学・転入学については、「児童学研究科委員会規程」第7条及び「入試委員会規程」第1条第2項・第5条に則り、児童学研究科委員会の専門委員会である入試委員会の議決をもって児童学研究科委員会の議決に代えることとしている。同様に、教員の教育研究業績の審査に関する事項については、「児童学研究科委員会規程」第7条及び「研究科担当教員選考委員会規程」第1条第2項・第5条に則り、児童学研究科委員会の専門委員会である研究科担当教員選考委員会の議決をもって児童学研究科委員会の議決に代えることとしている。

大学院委員会は、児童学研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について、児童学研究科委員会における審議結果を報告し、必要に応じて審議する機関と位置付けている。構成員は、学長、研究科長、クラスター主任及び教務部長であり、審議事項は、「大学院研究科の設置・改廃に関する事項」「大学院における教育研究及び入学者選抜に関する重要事項」「修士課程修了及び学位授与の認定に関する事項」としている。このうち、特に教育研究に関する重要事項で、全学的に検討を要する教育課程に係る事項については、全学教育課程会議において審議している。

各種委員会は、それぞれの委員会規程に定めた事項について審議し、必要に応じて児童学研究科委員会に報告している。各種委員会における審議事項のうち、児童学研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項などについては、児童学研究科委員において審議された後、必要に応じて大学院委員会において審議されている。

以上のことから、児童学研究科委員会、大学院委員会、全学教育課程会議及び各種委員会の組織上の位置付け及び役割は明確であり、機能している。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-24】～【資料4-1-30】
-------------	-----------------------

■ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

<大学>

教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項については、大学学則第57条第3項及び「教授会規則」第8条第1項において、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」と規定している。その上で、「教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」という形式で5項目を定め、周知している。これを定めるにあたっては、平成27(2015)年3月2日及び令和3(2021)年3月17日に開催された教授会において、教授会の意見を聴き、学長が決定した。

なお、学生の身分に関する事項のうち、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、大学学則第50条第4項に基づき、「学生の懲戒手続に関する規程」を定めている。本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うこととしている。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-31】～【資料4-1-35】
-------------	-----------------------

<大学院>

児童学研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項については、大学院学則第49条第3項及び「児童学研究科委員会規程」第6条第1項において、「学生の

入学及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、児童学研究所委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」と規定している。その上で、「児童学研究会委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」という形式で5項目を定め、周知している。これを定めるにあたっては、平成27(2015)年3月4日及び令和3(2021)年3月17日に開催された児童学研究所委員会において、児童学研究所委員会の意見を聴き、学長が決定した。

なお、学生の身分に関する事項のうち、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、大学院学則第44条第4項に基づき、「学生の懲戒手続に関する規程」を定めている。本規程の改廃は、児童学研究会委員会の議を経て学長が行うこととしている。

エビデンス集（資料編）	【資料4-1-36】～【資料4-1-40】
-------------	-----------------------

■ 使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。

■ 大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。

以上のことから、大学の意思決定における学長の権限と責任、並びに副学長等や教授会等の組織上の位置付け及び役割を明確にし、全学的な教学マネジメントの体制を構築した上で、大学の使命・目的に沿って、大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

■ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

職員の職制については「管理規程」、事務組織及び事務分掌については「事務分掌規程」において適切に定め、職員の役割を明確化している。

事務組織は、大学と併設短期大学部で同一の組織とし、事務運営の効率化を図っている。事務組織には、事務職員を配置するほか、一部の部署においてセンター長・部長・コーディネーター等として教員を配置し、日常的な教職協働体制を構築している。

事務職員は、専任職員69人（大学所属56人、短期大学部所属13人）、嘱託職員7人（大学所属）、臨時職員15人（大学所属10人、短期大学部所属5人）、派遣職員15人（大学所属）の計106人であり、事務の遂行に必要な人員を確保し、適切に配置している。事務職員の採用・昇任については、「職員任用規程」において募集方法、選考方法、採用及び昇任の決定等に関する事項を定め、適切に運用している。

事務職員には、目標管理制度を導入している。本制度は、各職員が年度始めに所属長と話し合い、「職務目標報告書」に当該年度の職務上の達成目標及び行動計画を定め、年度終わりに目標の達成度及び今後の課題を確認するという流れで運用している。また、本制度は、「人事評価規程」に基づき、人事評価に活用している。評価結果は、年度末に人事課から所属長、所属長から各職員へフィードバックされるとともに、職員の昇任、給与・賞与、適正配置、研修・能力開発等に反映・活用している。

職員の教学組織への参画については、教学に関する各種委員会において、教員だけでなく事務職員も委員を務め、又は委員会の事務を担っている。

職員の経営組織への参画については、教員及び事務職員の中から理事・評議員の一部を

選任している。

以上のことから、職員の配置と役割の明確化などにより、教職協働体制のもと、教学マネジメントは有効に機能している。

エビデンス集（データ編）	【表4-2】
エビデンス集（資料編）	【資料4-1-41】～【資料4-1-49】

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学内規則を適切に整備することにより、大学の意思決定における最終的な権限と責任を有する学長のもとに、教員組織・事務組織・委員会組織及び教職員の位置付けと役割を明確にして配置し、教学マネジメントの体制を構築している。現在の体制は十分に機能しているが、今後も高等教育政策の動向や学内の状況を踏まえて、組織体制や人材配置を点検するとともに、SDの推進により人材育成に努めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

■ 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

「教員人材育成方針」において、以下のとおり、教員組織の編制方針を示している。

【表4-2-1】教員人材育成方針（抜粋）

2. 教員組織の編制

- ・「大学設置基準」、「大学院設置基準」、「短期大学設置基準」等の関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- ・大学、大学院、短期大学部の教育目的、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを実現するために必要な教員組織を編制する。
- ・収容定員における教員一人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
- ・教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員を配置する。
- ・年齢、性別の構成に配慮した教員組織を編制する。

大学の専任教員については、大学設置基準で定める専任教員数及び教授数を上回っている。大学院の専任教員については、学部教育との連続性及び整合性並びに専攻分野に配慮し、相応の教育研究業績のある児童学部及び教育学部の専任教員が兼ねており、大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を上回っている。

また、免許・資格の取得のための教育課程に関する専任教員数は、教職課程認定基準、

指定保育士養成施設指定基準、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則等の法令に定める基準をそれぞれ満たしている。

本学における主要授業科目は専門教育科目の必修科目を目安としているが、これらの科目については、原則として、専任の教授又は准教授が担当している。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】【表4-1】
エビデンス集（資料編）	【資料4-2-1】～【資料4-2-4】

■ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任については、「職員任用規程」において採用・昇任の手続きを定め、適切に運用している。

採用に関しては、法人のホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構のポータルサイトなどを通じた公募制を原則とし、学科等の意見を踏まえて教育課程に即した科目担当者を募集している。選考にあたっては、複数回の面接試験をはじめとする採用試験を実施している。学長は、採用試験の結果を踏まえ、教授会の専門委員会である教員資格審査委員会の意見を聴いて候補者を決定し、理事会に推薦する。これを受けて、理事会では、候補者が「教員資格審査規程」に定める資格基準を満たしていることを確認するとともに、人格・健康・教育上の能力・研究上の業績・学会並びに社会における活動等を含めて総合的に審議している。理事長は、その審議内容を勘案し、採用の有無を決定している。

昇任に関しては、「教員資格審査規程」及び「人事評価規程」に基づき、総合的な評価により選考している。選考にあたっては、学長が教授会の専門委員会である教員資格審査委員会の意見を聴いて候補者を決定し、理事会に推薦する。これを受けて、理事会で審議の上、理事長が昇任を決定している。

教員の人事評価については、「人事評価規程」及び「人事評価実施要領」に基づき実施している。教育活動・研究活動・校務の3領域を基本とし、「教育活動報告書」及び「研究活動報告書」を用いて、学科長、学部長、教務部長が順に評価を行い、学長・理事長が最終的な評価を決定している。人事評価の結果は、教員の昇任、給与・賞与、適正配置、研修・能力開発等に反映・活用している。

なお、研究科担当教員については、児童学部及び教育学部の専任教員の中から選考し、研究科担当教員選考委員会において「研究科担当教員選考基準」に基づき、教育研究業績の審査を行っている。学長は、研究科担当教員選考委員会の意見を聴いて任用を決定している。

エビデンス集（資料編）	【資料4-2-5】～【資料4-2-12】
-------------	----------------------

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

■ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

FD活動については、「FD委員会規程」に基づき、FD委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しを行っている。FD委員会は、「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FDセミナー」「新任教員研修」の実施や「ニュースレター」の発行などを通して、多角的に

教員の資質・能力の向上を図っている。

「授業改善アンケート」については、専任教員及び春・秋両 Semester の授業科目を担当している非常勤講師を対象として実施している。対象者は、春 Semester 又は秋 Semester の担当科目から1科目(1コマ)以上を選択し、授業の中盤(6~7週目)及び終盤(13~15週目)に計2回実施している。1回目のアンケート結果は各教員に即時にフィードバックされ、教員は学生の意見をもとに Semester 後半における授業方法の見直しを行うことになっている。2回目のアンケート結果も各教員にフィードバックされ、教員は1回目のアンケート結果と比較して自身の授業改善が有効であったか検証するとともに、次年度に向けた更なる授業改善を検討して「アンケート分析と評価」に記入し、FD委員会に提出している。FD委員会は、各教員から提出された「アンケート分析と評価」を取りまとめ、「授業改善アンケート結果報告書」として発行している。「アンケート分析と評価」は、ポータルサイトのキャビネットに保管し、学生に公開している。「授業改善アンケート結果報告書」は、FD室でいつでも閲覧できるようにしており、教員相互による点検も可能となっている。ホームページにおいては、3か年度分の「授業改善アンケート集計結果」を公開している。

「ピアレビュー」については、2、3人の専任教員を1グループとして、授業参観及び意見交換を行い、授業方法の相互改善へとつなげている。令和2(2020)年度はコロナ禍における授業方法の変更に伴い実施を見送ったが、令和3(2021)年度は「授業実践情報交換会」という形で実施することとした。「授業実践情報交換会」では、専任教員が授業支援システム「manaba」に設置された分野別のグループに参加し、「manaba」などのICTの活用も含めた授業実践方法に関する意見交換を行うこととしている。

「FDセミナー」(令和2(2020)年度までは「キャリア教育・FDセミナー」)については、平成26(2014)年度以降、毎年度1回実施している。令和2(2020)年度にはコロナ禍での新しい生活様式に適応できるような授業の模索や情報提供のため、「manabaの操作方法・授業等での活用方法について」「オンラインでの学生間コミュニケーションの促進方法について(聴覚障害のある学生とのコミュニケーションや対応を含む)」「動画作成のノウハウや工夫について」という三つをテーマとして開催した。

「新任教員研修」については、4月のオリエンテーション期間に、新任教員を対象に、前年度の「授業改善アンケート」の学生の自由記述を資料として用いて、より良い授業作りに向けたワークショップを実施している。

「ニュースレター」については、年1回発行し、FDに関する啓蒙活動を行っている。

その他の教員研修として、新年度開始前の3月に教務部主催の「教務研修会」「非常勤講師懇談会」を実施している。

「教務研修会」については、専任教員全員及び教務部職員を対象に、新任研修・全体研修・学科別研修から構成される研修を実施している。新任研修では、本学の指導方針や行事予定、大学教員としての基本的事項など、本学での教育研究活動をできるだけ円滑に開始できるような支援を行っている。全体研修では、教務部長が前年度からの変更点など新年度の教務上の留意点を中心に説明している。学科別研修では、学科長が学科特有の履修指導上の留意点を中心に説明している。

「非常勤講師懇談会」については、教務部長から「授業運営上の手引」に関する説明、

各学科の学科長又は教務担当教員から学科のディプロマポリシー等に則った教育内容に関する説明や依頼を行うとともに、非常勤講師からの質問・要望への回答を行っている。

令和2(2020)年度春semester以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業を全学的に導入することになった。これを受けて、学事調査研究センターが中心となり、教員向けの遠隔授業支援サイト「eduonline」を立ち上げるとともに、「遠隔授業運営セミナー」を実施し、教員のICTを活用した授業運営能力の向上を図っている。また、教員・学生を対象に遠隔授業に関するアンケート調査を実施し、令和2(2020)年4月には授業・学習用の機器の整備状況やインターネット環境等を把握した。また、令和2(2020)年8月には春semesterに実施した遠隔授業の実態を把握し、秋semesterの授業形態を検討する上で活用した。調査後には、調査結果の報告書を遠隔授業支援サイトに掲載し、遠隔授業における効果的な取組み等を共有し、各教員の授業改善に生かせるようにしている。

エビデンス集（資料編）	【資料4-2-13】～【資料4-2-28】
-------------	-----------------------

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の人事評価については、現在の評価方法及び評価の活用を継続していく。また、「人事評価実施要領」及び「教育活動報告書」・「研究活動報告書」等の内容に関しては、定期的に見直すこととする。

教員の職能開発については、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業やハイブリッド型授業が全学的に導入されるなど、授業方法の大幅な変更が生じており、今後、この状況を踏まえたFD活動の展開が必要である。FD委員会においては、従来の「ピアレビュー」を令和3(2021)年度は「授業実践情報交換会」という形で実施することとしたが、今後、ICTを活用した「ピアレビュー」や「授業コンサルティング」が可能かどうか検討していく。また、遠隔授業における授業内容・方法の改善にあたっては、ICT環境の整備と一体的に進めていく必要があるため、FD委員会と情報教育推進委員会の連携を強化していく。

大学院のFD活動については、令和3(2021)年度よりFD委員会の委員に研究科担当の教員を加え、大学・短期大学部全体の活動の一環として実施していく体制を整備した。一方で、大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行っていることから、FD委員会による授業内容・方法の改善のための取組みに加えて、研究指導の内容・方法の改善のための取組みも必要である。大学院ならではの研究指導に関するFD活動については、児童学研究所委員会において検討を行っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

■ 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

大学設置基準第42条の2及び大学院設置基準第43条の趣旨を踏まえて、以下のとおり「職員研修実施方針」を定め、これに基づき全学的な取組みとしてSDを実施している。

【表4-3-1】職員研修実施方針

1. 鎌倉女子大学、鎌倉女子大学大学院及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員が必要な知識及び技能を習得し、能力及び資質の向上を図るための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という）の機会を設ける。
2. SDの対象となる職員は、事務職員のほか、教育職員及び学部長、学長等執行部も含むものとする。
3. SDの具体的な内容及び形態等については、各職員のキャリアパス等も見据えながら、計画的かつ組織的に検討し、効果的かつ効率的な実施をめざすものとする。
4. SDの機会については、本学において実施するもののほか、学外の関係諸機関及び関連団体等が実施する研修への派遣・参加も含むものとする。
5. 対象となる職員は、この職員研修実施方針の趣旨を理解し、SDに積極的に参加しなければならない。

SDの実施体制については、「SD委員会規程」に基づき、SD委員会を設置し、組織的な実施とその見直しを行うこととしている。SD委員会の構成員は、学長、総務部長、教務部長、大学院の各クラスター主任、大学・短期大学部の各学科長、各事務部署の課長・室長としている。学長は、委員長として、学長自身に対するSDも含めたSD全般を管理する役割を担っている。総務部長は、SDの所管部署である総務部人事課の責任者として、幹部教職員に対するSDも含めたSD全般を運営する役割を担っている。教務部長は、教務委員会の委員長及びFD委員会の委員長として、教学マネジメントにおけるSD・FDについて包括的に検討する役割を担っている。各学科長は、教員の人事評価の一次評価者として、教員の能力開発（教員に対するSD全般）について検討する役割を担っている。各クラスター主任は、大学・短期大学部の各学科長に対応する大学院の役職として、同様の役割を担っている。各事務部署の課長・室長は、事務職員の人事評価の一次評価者として、事務職員の能力開発（事務職員に対するSD全般）について検討するとともに、各部署における業務研修の管理、また、各部署の業務領域における知見を生かした教職員全体向けのSDの企画・運営を行う役割を担っている。また、これらを通じて課長・室長としてのマネジメント能力の向上が期待されている。

令和3(2021)年度のSD委員会においては、これまで本学が実施してきたSDの取組みを体系的に整理し、「職員研修実施計画」を策定した。研修区分は、「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」としている。

「階層別研修」に関しては、事務職員向けの「新任職員研修」「中堅職員研修」「管理職研修」の3階層の研修で構成される。「新任職員研修」では、入職前の集合研修や建学の精神に関する書籍の配布を行っている。令和2(2020)年度には新任から勤続10年程度までの事務職員を対象に、「大学教職員の基礎知識」をテーマとして、テキスト・問題集を

通じた研修を実施した。

「高等教育研修」に関しては、事務職員・教員全員を対象に、原則参加必須として、年1回の「SD全体研修」を実施している。令和2(2020)年度には「2021年度認証評価受審のための研修」を動画視聴という形式で実施し、実施後にはアンケートを通じて成果を検証した。また、「高等教育に関する外部研修」として、日本私立学校振興・共済事業団主催の「私学スタッフセミナー」への事務職員の指名派遣なども行っている。

「ビジネススキル研修」に関しては、令和3(2021)年度より「パソコンスキル研修」をe-ラーニングの受講という形式で実施する。

「コンプライアンス・危機管理研修」に関しては、過去に「ハラスメント防止研修」「個人情報保護研修」を実施したほか、「研究倫理研修」「公的研究費コンプライアンス研修」「普通救命講習会」「化学物資の取扱いに関する研修会」を毎年度又は隔年で実施している。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業の導入を受けて、令和3(2021)年度からは新たに「情報セキュリティ研修」を実施する。

「業務別研修」に関しては、担当業務に関する専門知識・技能の向上を目的として、各事務部署において課長・室長の管理のもと、文部科学省や日本私立大学協会等の外部機関が主催する研修への職員派遣や部署内研修を行っている。

「全学業務研修」に関しては、教務・学生支援・学生募集など、全学的な大学業務に関する研修として、「教務研修会」「学生支援研修」「進学アドバイザー研修」を実施している。「学生支援研修」では、令和3(2021)年4月には障害学生支援に関する研修として、「音声認識文字化アプリ『UDトーク』オンライン講習会」を実施した。「進学アドバイザー研修」では、毎年度、若手の事務職員を中心に「進学アドバイザー」を指名し、所属部署の業務に加えて学生募集業務に従事させることにより、本学の教育内容や大学入試制度に対する理解、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの向上を図っている。

「プロジェクト研修」に関しては、「教育改善・改革プログラム(学長裁量経費)」を研修としても位置付け、本学の教育の改善・改革に向けたプロジェクト経験を通じて、本学の教育内容や高等教育政策に対する理解、企画立案スキルや課題解決能力の向上を図っている。

「出向研修」に関しては、若年層の事務職員の育成を目的として「日本高等教育評価機構 研修員派遣」を定期的に行っている。

本学におけるSDの特徴は、以下の二点にある。

一点目は、事務職員を中心としつつ、教員も対象としてSDを推進している点である。SD委員会では、教務部長、大学院の各クラスター主任、大学・短期大学部の各学科長を構成員とすることで、教員の意見を取り入れたSDの実施が可能となっている。「職員研修実施計画」では、事務職員の役割に特化した内容の研修に加えて、事務職員と教員の共通の研修を多く設定し、これらを同一の研修計画にまとめている。

二点目は、SDの所管部署である総務部人事課が主要な研修の運営や研修全体の管理を行いつつ、各部署が個別の研修の運営を担っている点である。「業務別研修」では各部署、また、「コンプライアンス・危機管理研修」「全学業務研修」「ビジネススキル研修」等では業務領域における知見を有する部署を運営担当とし、これを「職員研修実施計画」において明示している。また、SD委員会の構成員として、各部署の課長・室長を置くことに

より、各部署における業務研修の実施状況を共有するとともに、委員会での意見交換を踏まえて教職員全体向けのSDを企画・運営することが可能となっている。

以上により、大学設置基準・大学院設置基準の趣旨を踏まえた「職員研修実施方針」に基づき、SD委員会による体制のもと、「職員研修実施計画」に沿って、全学的な取組みとしてSDを実施している。

なお、人事評価・育成制度としては、目標管理制度を導入しており、本制度も職員の資質・能力の向上に寄与している（詳細については、4-1-③に記述）。

エビデンス集（資料編）	【資料4-3-1】～【資料4-3-6】
-------------	---------------------

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

「職員研修実施計画」に示した各研修について、運営担当の部署において内容・形式・時期等の見直しを行いながら、より充実したものにしていく。「高等教育研修」に関しては、「SD全体研修」を教職員全員の参加を必須とする重要な研修として位置付けており、高等教育政策に関する調査等の業務を所管する教育調査企画室、SDを所管する人事課が中心となり、テーマに応じて関連部署も加わりながら、運営していく。「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「全学業務研修」に関しては、現在実施しているものに加えて、事務部署の課長・室長が中心となり、各部署の業務領域における知見を生かした、教職員全体向けの研修を新たに企画していく。「業務別研修」に関しては、各部署の課長・室長が中心となり、これまで活用してきた外部研修や部署内研修を整理し、新規配属者向け・実務担当者向け・管理職向けといった分類を行いながら、計画的に実施していく。

SD全体については、総務部人事課及び教育調査企画室において、各研修に関する情報発信の方法等を検討し、SD委員会で審議していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
■ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

教員の研究室として、学術研究棟1～6階に81室、教室棟5階に26室、実習棟1・3・4階に15室、音楽棟2階に1室、アリーナ棟1階に1室を整備している。各研究室には、机、椅子、書架、パソコン及びインターネット環境を整備している。専任教員には、原則、個人研究室を用意している。ただし、実習棟の研究室の一部は、教員の教育研究内容を考慮し、1

人の教授・准教授・講師に1人の助手が付く形での配置としている。大学院生専用の共同研究室として、教室棟5階に自習室を備え、個人用スペースを設けている。

令和2(2020)年度には専任教員を対象に「研究環境に関する意識調査アンケート」を実施し、施設・設備をはじめとする研究環境全体に対して概ね満足であるという結果を得た。

以上のように、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

エビデンス集（データ編）	【共通基礎】
エビデンス集（資料編）	【資料4-4-1】～【資料4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

■ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

研究倫理全般については、「研究倫理規程」「研究倫理委員会規程及び研究審査規程」に定めている。研究倫理委員会は、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討している。

研究活動上の不正行為防止については、平成26(2014)年8月26日文科科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。

研究倫理教育として、教員に対しては、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」の受講推進及び関連図書の配布を行っている。学生に対しては、必修授業やゼミナール等においてアカデミック・マナーについて教員が解説を行い、学生の研究倫理意識の向上を図っている。

公的研究費の不正使用防止については、平成19(2007)年2月15日文科科学大臣決定（平成26(2014)年2月18日改正）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「研究費の適正管理に関する規程」「公的研究費取扱規程」を定め、「公的研究費の不正使用防止計画」を策定している。公的研究費の運営・管理責任体制及び不正防止体制を整備し、「最高管理責任者」を学長、「統括管理責任者」を経理部長、「コンプライアンス推進責任者」を学術研究所長とする責任体系を明確化するとともに、相談窓口として学術研究所研究支援課、通報受付窓口として総務部総務課を配置している。また、「公的研究費の適正な使用に関する行動規範」「公的研究費による物品購入等の取引に係る業者へ求める行動規範」を定め、関係者の意識の向上と公的研究費の適正な使用を図っている。

コンプライアンス教育として、令和元(2019)年度に公的研究費コンプライアンス研修会「研究費の適正な使用について」を開催した。公的研究費の適正使用が強く求められる背景、不正使用が発覚した場合の措置・影響、不正使用の事例等を内容とした研修であり、大学全体として改めて公的研究費に対する理解を深めるため、研究者である教員に加えて事務職員も対象とした。令和2(2020)年度以降、動画配信及び追加資料の配布を継続して行っている。

動物実験については、「動物実験委員会規程」「動物実験等実施規程」「動物実験等実施規程施行細則」を定めている。

これらの研究倫理に関する情報は、ホームページにおいて公表し、学内外に周知してい

る。

以上のとおり、研究倫理に関する規則などを定め、厳正に適用している。

エビデンス集（資料編）	【資料4-4-4】～【資料4-4-18】
-------------	----------------------

4-4-③ 研究活動への資源の配分

■ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA（Research Assistant）などの人的支援を行っているか。

研究活動への資源配分に関する規則としては、「個人研究費規程」「学術研究所研究費規程」を整備している。

「個人研究費規程」に基づき、専任教員を対象として、個人研究費を支給している。個人研究費は、大学の専任の教授・准教授・講師・助教に対して、年額27万円（研究費17万円、研究旅費10万円）を限度として支給し、大学院にも所属する教員に対しては、さらに年額30万円（研究費20万円、研究旅費10万円）を限度として加算して支給している。

「学術研究所研究費規程」に基づき、専任の教授・准教授・講師・助教のうち、学術研究所の企画運営委員会によりその研究計画が承認された者を対象として、学術研究所研究費を支給している。学術研究所研究費は、個人研究及びグループ研究を支援している。個人研究は、年額30万円を限度として2年以内で研究を完成することとしている。グループ研究は、年額100万円を限度として3年以内で研究を完成することとしている。ただし、企画運営委員会により延長する理由が認められた場合には、それぞれ1年間、2年間延長することを可能としている。

物的支援については、4-4-①に述べたとおりである。

人的支援については、委員会組織として学術研究所企画運営委員会、事務組織として学術研究所研究支援課を設置している。学術研究所企画運営委員会は、「学術研究所規程」第6条及び「学術研究所企画運営委員会規程」に基づき、学外からの研究資金獲得支援に関する事項も含め、教員の研究活動全般に関する審議を行っている。学術研究所研究支援課は、各種研究費の管理及び手続きをはじめとして、教員の研究活動全般に対する支援を行っている。なお、RA（Research Assistant）制度に関しては、設けていない。

エビデンス集（資料編）	【資料4-4-19】～【資料4-4-25】
-------------	-----------------------

■ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

研究活動のための外部資金については、科学研究費のほか、受託研究費、共同研究費、研究助成金等の獲得に努めている。学術研究所研究支援課では、学外からの研究資金獲得のための情報収集・整理・提供を行っている。情報提供に際しては、学内ポータルサイトにおいて民間の研究助成金等に関する情報を掲載するとともに、助成金の対象や内容によっては学科や教員に対して個別に通知している。また、毎年度、科研費公募に関する説明会を開催し、科研費受給実績を有し科研費審査員の経験もある学内の教員が講師となり、応募書類の作成方法等について解説を行っている。

過去3年間の科学研究費の状況は【表4-4-1】、受託研究費の状況は【表4-4-2】、共同研究費の状況は【表4-4-3】、研究助成金の状況は【表4-4-4】のとおりである。受託研究

費については、令和元(2019)年度に独立行政法人日本学術振興会の二国間共同事業共同研究に採択されている。

【表4-4-1】科学研究費の状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
申請件数(件)	6	8	11
新規採択件数(件)	2	3	3
総件数(件) ※前年度からの継続分含む	15	16	16
総額(円)	10,318,668	16,715,906	19,298,605

【表4-4-2】受託研究費の状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
件数(件)	1	2	2
総額(円)	1,091,395	4,108,245	4,208,302

【表4-4-3】共同研究費の状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
件数(件)	1	1	1
総額(円)	496,355	495,162	4,114

【表4-4-4】研究助成金の状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
件数(件)	1	2	5
総額(円)	501,627	2,545,770	2,885,562

エビデンス集(資料編)	【資料4-4-26】～【資料4-4-27】
-------------	-----------------------

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

研究環境については、関係部署との連携のもと、科研費間接経費を有効活用しながら施設・設備の整備を行っていく。「研究環境に関する意識調査アンケート」の自由記述欄においては、研究費の決済手続簡略化・時間短縮や電子決済化等、事務手続きの改善に関する意見・要望が寄せられたため、全学的な課題として検討を進めていく。

研究倫理については、研究倫理教育及びコンプライアンス教育をSDの一環として位置付け、継続的に実施していく。特に研究倫理教育に関しては、教職員対象と学生対象の双方について他大学の取組みや新たな教材・資料について調査し、効果的かつ持続的な教育方法を検討していく。

外部資金の導入については、科学研究費の採択率の向上に向けて、今後も学内外の講師による講習会を開催するとともに、民間の研究助成金等に関する情報を継続的に学内ポータルサイトに掲示し、また、随時、個別にも情報提供を行っていく。

また、本学は、令和3(2021)年に内閣府より、人事評価システム基準、研究開発マネジ

メント体制、研究環境等の観点から、「科学技術政策フェロー推薦機関」に認定された。認定期間は、令和3(2021)年1月14日から令和5(2023)年1月13日となっており、現在、本学学術研究所准教授が内閣府科学技術政策フェローとして出向している。この科学技術政策フェローを通じて得られた行政での経験をもとに、本学の研究マネジメントの体制を更に充実させていく。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、学長は、理事長と兼務し、教学面と経営面双方の責任者として秀でたリーダーシップを発揮している。学長補佐体制として、副学長及び学事顧問を必要に応じて置くとともに、学事調査研究センター教育調査企画室、学部長会議及び大学院委員会を置いている。大学の意思決定における学長の権限と責任、副学長・学部長・学科長・研究科長や教授会・児童学研究科委員会などの組織上の位置付け及び役割を明確化し、教学マネジメントの体制を構築している。また、職員の配置と役割の明確化などにより、教職協働体制のもと、教学マネジメントは有効に機能している。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準・大学院設置基準・教職課程認定基準等に則り、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任に関する事項は「職員任用規程」、教員の資格基準に関する事項は「教員資格審査規程」「研究科担当教員選考基準」に定め、適切に運用している。FDに関しては、「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FDセミナー」「新任教員研修」など、FD委員会を中心となって組織的に実施している。

職員の研修については、大学設置基準・大学院設置基準の趣旨を踏まえた「職員研修実施方針」に基づき、SD委員会による体制のもと、「職員研修実施計画」に沿って、全学的な取組みとしてSDを実施している。「職員研修実施計画」では、研修区分を「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」としている。

研究支援については、専任教員には、原則、個人研究室を用意し、快適な研究環境を整備している。「研究倫理規程」をはじめとする研究倫理に関する諸規則を整備し、厳正に運用している。研究活動への資源配分に関する規則として「個人研究費規程」「学術研究所研究費規程」を整備するとともに、学術研究所研究支援課において、学外からの研究資金獲得のための情報提供も含め、教員の研究活動全般に対する支援を行っている。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

■ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

寄附行為第3条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育及び学術研究を行い、もって感謝と奉仕に生きる人づくりに貢献すること」と定めて法令の遵守を表明するとともに、私立学校法及び寄附行為に則り適切な法人運営を行っている。

「就業規則」においては、教職員の服務規律を定めている。また、「個人情報保護規程」「情報環境利用倫理規程」「ハラスメントの防止等に関する規程」「公益通報に関する規程」や研究不正防止に関する諸規則を整備することにより、教職員に高い倫理性を有した責任ある行動を促している。

「情報公開に関する規程」に基づき適切な情報公開を行い、社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営及び教育研究の質向上に努めている。学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況に関する情報、教育職員免許法施行規則第22条の6に定める教員の養成の状況に関する情報については、ホームページにおいて適切に公表している。私立学校法第33条の2・第47条・第63条の2に定める事項については、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、役員等名簿、役員報酬基準及び寄附行為を事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しているほか、ホームページにおいて適切に公表している。

これらのコンプライアンス・社会的責任に関する情報については、ホームページにおいて公開し、社会に表明している。

以上により、本学は、寄附行為をはじめとする規則に基づき適切な運営を行い、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

エビデンス集（データ編）	【表5-1】
エビデンス集（資料編）	【資料5-1-1】～【資料5-1-12】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

■ 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

大学及び大学院の使命・目的を達成するため、「中期計画（2018年度～2022年度）」を策定している。この中期計画は、第一期の「中期計画（2013年度～2017年度）」の自己点検・評価結果を踏まえて策定されたものであり、大学・大学院と併設短期大学部で共通の内容になっている。本学における自己点検・評価活動は、毎年度、中期計画に対する当該

年度の進捗状況の確認と、次年度以降の計画の見直しという形式で実施している。

また、この中期計画の内容は、併設校の中期計画とあわせて、本法人の毎年度の事業計画に反映している。毎年度の事業計画の策定にあたっては、当該年度開始前に評議員会の意見を聴いた後、理事会で決議している。当該年度終了後には、事業計画の進捗・達成状況を事業報告書として取りまとめ、理事会での決議を経た後、評議員会へ報告し、意見を求めている。

以上のことから、中期計画に基づき、毎年度の自己点検・評価活動と事業計画・事業報告書の作成を行っており、PDCAサイクルを機能させながら、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

エビデンス集（資料編）	【資料5-1-13】～【資料5-1-16】
-------------	-----------------------

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

■ 環境や人権について配慮しているか。

環境への配慮については、節電対策として、照明のLED化や人感センサーの導入を推進している。また、エアコンの運転基準を設定し、全学連絡協議会等を通じて周知徹底に努めている。各種委員会においては、会議資料のペーパーレス化によるゴミの削減を推進している。

人権への配慮については、「ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメント全般の防止に努めている。平成30(2018)年12月にはSDの一環として、「教育現場におけるハラスメント」をテーマとする研修を実施した。また、「個人情報保護規程」「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規程」を制定し、個人情報を適切に管理している。

エビデンス集（資料編）	【資料5-1-17】～【資料5-1-21】
-------------	-----------------------

■ 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

安全への配慮については、「危機管理規程」に基づき、危機管理員を置き、危機管理の体制を整備している。また、「危機管理マニュアル」を策定し、ホームページを通じて学生・教職員に周知している。

防火・防災に関しては、「防火・防災管理規程」に基づき、大船キャンパス防火・防災管理委員会を設置するとともに、教職員で構成する自衛消防組織が日常の火災予防や災害時の対応にあたる体制としている。防災訓練としては、年1回、学生・教職員を対象とする避難訓練・消防訓練を消防署の協力のもとで実施している（令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の教職員のみを対象として実施）。大規模災害への対策としては、学生に対する安否確認システム「ANPIC」を導入し、運用訓練を実施しているほか、飲料水、食料品、災害用品等の備蓄を行っている。

救急救命に関しては、AED（自動体外式除細動器）をキャンパス内に3か所設置するほか、教職員・学生それぞれを対象として、消防署による「普通救命講習会」を定期的に行っている。教職員向けには2年に1回、学生向けには学友会の代表学生や有志の学生を対象として年1回、心肺蘇生法・止血法・AEDの使用法などの実践講座を実施している（令和

2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし)。

感染症対策に関しては、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ガイドライン「キャンパスにおける『新しい生活様式』の実践について」や対応フローチャートを策定するとともに、保健センター情報サイトや新型コロナウイルス感染症への対応まとめサイトなどを通じて、学生・教職員に対して最新情報を提供している。特に学生に対しては、新しい生活様式に関する重要事項をまとめた動画を作成し、周知を図っている。また、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令状況に応じて、キャンパスへの入構制限、授業・各種講座・学生面談のオンライン化、学友会活動の制限、教職員の在宅勤務・時差出勤の導入、学内会議のオンライン化などを実施している。

警備・保安に関しては、24時間常駐の警備員による巡回警備を行うとともに、学内各所に防犯カメラを設置し、防犯体制を整えている。また、日常から警察や消防との連携を図っており、緊急時対応に備えている。

労働安全衛生に関しては、衛生委員会を設置し、「ストレスチェック制度実施規程」に基づくストレスチェックを実施するなど、職員の就業環境における健康の保持増進や労働災害の防止に努めている。

化学物質管理に関しては、環境安全管理委員会を設置し、「化学物質管理規程」「実験廃棄物管理規程」に基づき、化学物質等による災害や環境汚染の防止に努めている。環境安全管理委員会では、毎年度、「化学物質の購入、管理、廃棄の手引き」を作成するとともに、「化学物質の取扱いに関する研修会」を実施し、関係者への周知を図っている。化学物質を取り扱う研究室等には部屋ごとに化学物質取扱責任者を置き、日常の管理を行っている。

エビデンス集(資料編)	【資料5-1-22】～【資料5-1-38】
-------------	-----------------------

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

公共性の高い学校法人としての社会的責務を果たすべく、引き続き法令遵守を徹底するとともに、自律的なガバナンスの確保に向けて「ガバナンス・コード」の策定を進めていく。

情報公開については、関係法令に定める項目に加えて、「教学マネジメント指針」や私学助成に関する基準などを参考にし、「学修時間」や「学生の成長実感」等の本学独自の項目を設定しているが、今後もステークホルダーの関心に応えるようなわかりやすい開示となるよう、不断の見直しを行っていく。

危機管理の在り方については、社会情勢の変化により多様化しているため、「危機管理マニュアル」や規程・体制の見直しとともに、SDの一環として位置付けている「コンプライアンス・危機管理研修」の充実を図っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
■ 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
■ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか。
■ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

私立学校法に基づき、寄附行為第17条第2項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。

理事の選任については、私立学校法に基づき、寄附行為第5条・第6条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、5人以上8人以内とし、そのうち第1号理事を1人以上2人以内、第2号理事を2人以上3人以内、第3号理事を2人以上3人としている。現員は、第1号理事1人、第2号理事2人、第3号理事3人の計6人である。6人のうち2人が外部理事であり、学内外の多様な意見を取り入れる構成となっている。

理事会の運営については、寄附行為第17条及び「理事会規則」に則り、適切に行っている。理事会は、規則の制定・改廃、予算・事業計画、決算・事業の実績をはじめとする法人の重要事項を審議している。5月・1月・3月の年3回の定例開催のほか、緊急の事案が生じた場合に臨時で開催している。

令和2(2020)年度の理事の理事会への出席状況は、100%と良好である。理事が欠席する場合は、「理事会意思表示書」により、あらかじめ各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。

エビデンス集（資料編）	【資料5-2-1】～【資料5-2-6】
-------------	---------------------

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年の私立学校法改正に伴い、寄附行為をはじめとする学内規則を整備し適切に対応しているが、令和3(2021)年3月19日の学校法人のガバナンスに関する有識者会議による提言では、学校法人制度の更なる見直しの方向性として、理事会のモニタリング機能の強化といった事項が示された。今後の法令改正の動向に留意しながら引き続き適切な意思決定を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

■ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

法人及び大学の各部署の長が出席する全学連絡協議会を年10回開催し、全学の運営に関する重要事項、各部署の運営に関する事項について連絡・協議を行っている。本協議会においては、理事会での決定事項の共有、理事長による各部署からの意見聴取、各部署による運営状況の報告等を通じて、理事会と各部署の意思疎通とともに法人及び大学の各部署の相互理解・連携を図っている。

法人の最終的な意思決定機関である理事会の議長を務める理事長が、大学の校務に関する最終的な決定権を持つ学長を兼務している。このことにより、管理部門と教学部門の齟齬をなくすとともに、理事長が、学長として教授会の意見を踏まえて検討した大学の教育研究に関する重要事項について、速やかに理事会に提案することが可能となっている。

大学の教育研究に関する重要事項を審議する教授会・学部長会議には、理事長を兼務する学長のほか、理事である総務部長、理事長が直轄する部署の長である学事調査研究センター長が出席している。また、理事である初等・中等教育統括部長が、子ども心理学科教授として教授会に出席している。このことにより、管理部門の理事・職員が、教学部門の会議において管理運営に関係する事項を把握・伝達するとともに、理事会における教学面の情報提供や、教学部門の状況や意向を踏まえた中期計画の策定を行うことが可能となっている。

評議員会には、理事長を兼務する学長のほか、児童学部長、理事を兼務する子ども心理学科教授、学事調査研究センター長補佐を兼務する学術研究所准教授が評議員として出席しており、大学の教学部門の教職員が経営に関与することが可能となっている。

以上のことから、全学連絡協議会の開催、理事長と学長の兼務、法人の理事・職員による教授会等への出席、大学の教職員による評議員会への出席を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

エビデンス集（資料編）

【資料5-3-1】～【資料5-3-3】

■ 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

理事長は、寄附行為第5条第2項・第12条に基づき、理事総数の3分の2以上の議決により選任され、法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、法人の最終的な意思決定機関である理事会、法人及び大学の各部署の長が出席する全学連絡協議会を招集して議長を務めており、法人の重要事項の協議・決定において主導的な役割を果たしている。

以上のことから、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

エビデンス集（資料編）

【資料5-3-4】～【資料5-3-6】

■ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

各種委員会には、法人に置かれるものと大学に置かれるものがあり、各学科の教員や関係部署の事務職員など、管理部門及び教学部門の双方の教職員が委員及び事務担当として参加している。各種委員会において提案された事項は、必要に応じて全学連絡協議会・教授会・学部長会議において報告・協議される。

各学科及び各部署における提案のうち重要事項については、「稟議規程」に基づき、事前に理事長の決裁を受けることとしている。教員からの提案は、学科会において学科長がくみ上げて学科の運営に生かし、各学部長から全学連絡協議会において報告される。事務職員からの提案は、各部署の所属長がくみ上げて各部署の業務に生かし、各部署の所属長から全学連絡協議会において報告される。

理事長・学長は、全学連絡協議会・教授会・学部長会議の議長として、これらの提案について把握・検討し、案件によってはさらに理事会において審議するなど、法人及び大学の運営に適切に反映している。

また、学長裁量経費として、大学の専任教職員を対象に本学の教育の改善・改革に資するプログラムを公募し、学長が優れたプログラムを選定し事業に必要な経費を配分するという仕組みも整えている。

以上のことから、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

エビデンス集（資料編）	【資料5-3-7】～【資料5-3-12】
-------------	----------------------

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

■ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

5-3-①に述べたとおり、全学連絡協議会の開催、理事長と学長の兼務、法人の理事・職員による教授会等への出席、大学の教職員による評議員会への出席を通じて、法人及び大学の各管理運営機関が意思疎通と連携を行うと同時に、相互にチェックを行っている。

法人及び大学に対するチェック機能を有する機関・組織として、評議員会、監事、内部監査室を置いている。評議員会は、理事会の意思決定に対するチェックを行う役割とともに諮問機関としての役割を担っている。監事は、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する機関であり、学校法人の管理運営を適正に行うための役割を担っている。内部監査室は、各部署の業務及び会計を監査する役割とともに、会計監査人及び監事の監査を支援する役割を担っている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制、法人及び大学に対するチェック機能を有する機関・組織を整備し、適切に機能している。

エビデンス集（資料編）	【資料5-3-13】～【資料5-3-15】
-------------	-----------------------

■ 監事の選任は適切に行われているか。

■ 監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べているか。

■ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

監事の選任については、私立学校法に基づき、寄附行為第5条において監事の人数、第7条において選任の要件や手続きを定め、適切に運用しており、定数2人に対して現員2人となっている。

私立学校法に基づき、寄附行為第16条において監事の職務を、「監事監査規程」において監事の監査に関する基本的事項を定め、適切に運用している。

監事は、毎会計年度始めに監査計画書を作成し、これに沿って法人の業務若しくは財産

の状況又は理事の業務執行の状況に対する監査を行っている。監査にあたっては、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、監事監査定例会を年6回開催し、関連部署の担当者より業務の進捗状況を聴取している。教学面において事業計画に掲げられている事業についても関連部署からその進捗状況を聴取し、教授会の議事録についても閲覧・確認している。また、学園祭等の諸行事の視察を通じて、日常の教育研究活動の把握に努めており、文部科学省主催の監事研修会には毎年度参加している。理事会及び評議員会には毎回出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

令和2(2020)年度においては、監事はすべての理事会及び評議員会に出席しており、出席状況は適切である。

なお、寄附行為第16条第1項第5号において文部科学大臣・理事会・評議員会への報告義務、同第16条第1項第6号・第2項において理事会・評議員会の招集請求権・招集権、同第16条第3項において理事の行為に対する差止め請求権を規定しているが、このような事例はこれまで発生していない。

エビデンス集 (資料編)	【資料5-3-16】～【資料5-3-21】
--------------	-----------------------

■ 評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。

■ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

評議員の選任については、私立学校法に基づき、寄附行為第20条第2項・第24条において、評議員の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、12人以上19人以内とし、そのうち第1号評議員を5人以上7人以内、第2号評議員を5人以上7人以内、第3号評議員を2人以上5人以内としている。現員は、第1号評議員6人、第2号評議員5人、第3号評議員2人の計13人である。13人のうち7人が学外者であり、評議員会のチェック機能が十分に働く構成となっている。

評議員会の運営については、私立学校法に基づき、寄附行為第20条及び「評議員会規則」に則り、適切に行っている。理事長は、評議員会への諮問事項を定めた寄附行為第22条に則り、予算・事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について、理事会における決議の前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。また、寄附行為第35条第2項に則り、決算及び事業の実績について、毎会計年度終了後2月以内に理事会における決議を経た後、評議員会へ報告し、意見を求めている。

評議員会は、5月・3月の年2回の定例開催のほか、緊急の事案が生じた場合に臨時に開催している。

令和2(2020)年度の評議員の評議員会への出席状況は、85%と良好である。評議員が欠席する場合は、「評議員会意思表示書」により、あらかじめ各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。

エビデンス集 (資料編)	【資料5-3-22】～【資料5-3-27】
--------------	-----------------------

(3) 5-3の改善・向上方策 (将来計画)

令和元(2019)年の私立学校法改正に伴い、監事の理事に対するけん制機能の強化を中心

とする改正事項について、学内規則を整備し適切に対応しているが、令和3(2021)年3月19日の学校法人のガバナンスに関する有識者会議による提言では、評議員会のチェック・監督機能の強化や監事の独立性の強化といった今後の方向性が示された。監事及び評議員会に求められる役割が一層大きくなることが予想されるため、法令改正の動向に留意しながら、引き続き適切な法人運営のために監事及び評議員によるチェック機能を働かせていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

■ 中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。

本法人では、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の資金収支・事業活動収支の計画として「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。策定にあたっては、「中期計画（2018年度～2022年度）」の内容（学生生徒等数推移予測による収入増減及び人事計画、校地・校舎等の学修環境の整備と運用計画、施設・設備の安全性確保のための計画、ICTを活用した学修環境の充実のための計画等）を考慮して算出した。また、令和2(2020)年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮して、令和3(2021)年度以降の計画の見直しを行い、さらに令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の計画を加えた。

なお、毎年度の予算の作成にあたっては、学生生徒等数見込や臨時的支出等を考慮し、収支バランスが健全であるかを検証している。

エビデンス集（資料編）

【資料5-4-1】～【資料5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

■ 安定した財務基盤を確立しているか。

■ 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

■ 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

安定した財務基盤の確立については、本法人は、平成10(1998)年度より借入金のない経営を継続し、資金の確保に努めてきた。令和2(2020)年度決算時の総資産は572億円であり、そのうち純資産は554億円である。自己資金の充実度を示す純資産構成比率は96.8%（令和元(2019)年度の全国平均87.8%）であり、極めて健全な財政状態を維持している。また、現金預金を80億円保有しており、短期的な支払能力を示す流動比率は670.7%（令和元(2019)年度の全国平均251.8%）、運用資産の蓄積状況を示す内部留保資産比率は41.6%（令和元(2019)年度の全国平均26.1%）と極めて高い水準となっており、

短期的・長期的支払能力を十分に備えている。

収支バランスの確保については、法人全体の基本金組入前当年度収支差額及び経常収支差額は、平成27(2015)年度より4期連続の支出超過であったが、令和元(2019)年度には収入超過に転じ、事業活動収支差額比率は3.1%、経常収支差額比率は2.9%となった。令和2(2020)年度には基本金組入前当年度収支差額は支出超過となったものの、経常収支差額は黒字幅が拡大し、事業活動収支差額比率は△1.6%、経常収支差額比率は4.2%となった。また、大学単独の基本金組入前当年度収支差額及び経常収支差額は安定的に推移し、令和2(2020)年度の事業活動収支差額比率は12.5%、経常収支差額比率は12.4%であった。収入面においては、学生生徒等納付金が最大の割合を占めるが、例年、大学の定員充足状況は良好な水準を維持し、法人全体では4,000人前後の学生数を確保することにより、学生生徒等納付金比率は83%前後で安定的に推移している。支出面においては、令和2(2020)年度における法人全体の人件費比率は62.9%、教育研究経費比率は26.8%、管理経費比率は6.1%となった。継続して経費削減等を推進した結果、近年、人件費比率及び管理経費はともに低下傾向にある。

外部資金の導入については、科学研究費をはじめとする研究資金、補助金、寄付金等の確保に向けた努力を行っている。研究資金に関しては、科学研究費のほか、受託研究費、共同研究費、研究助成金等の獲得に努めており、令和2(2020)年度には大学において科学研究費2,146万円を獲得した。補助金に関しては、入学定員充足率・収容定員充足率のコントロール等により、私立大学等経常費補助金の安定的な確保に努めているほか、令和2(2020)年度には「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」として113万円の助成を受けた。寄付金に関しては、従来、募集を行っていなかったが、平成30(2018)年度より創立80周年記念事業募金を開始した。法人全体で、令和元(2019)年度には、法人2社2,030万円、個人163人674万円、1団体4万円の寄付金のほか、私学事業団受配者指定寄付金が12件308万円あった。令和2(2020)年度には、法人1社50万円、個人19人266万円、1団体5万円の寄付金のほか、私学事業団受配者指定寄付金が1件10万円あった。

資産運用については、寄附行為第30条、「経理規程」第32条及び「資金運用に関する規程」に則り、安全性を重視した運用を行っている。

エビデンス集（データ編）	【表5-2】～【表5-5】
エビデンス集（資料編）	【資料5-4-3】～【資料5-4-11】

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

「中期財務計画」については、現在、資金収支・事業活動収支予測という内容になっているため、今後も毎年度の決算ごとに見直しを行っていく。また、実行中の「中期計画（2018年度～2022年度）」の内容を考慮したものになっているが、令和5(2023)年度からの次期中期計画では、財務計画との関係を強化するとともに、財務比率の目標値を設定することも検討していく。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のために、学生生徒募集活動に重点を置くことはもとより、科学研究費や寄付金募集等の外部資金獲得を積極的に行うことで収入の増加を目指していく。また、適正な業者選定プロセスの遂行や各部署の予算管理の徹底による経費削減に継続して取り組み、支出の抑制を図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施
■ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
■ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

学校法人会計基準に基づき、「経理規程」等に則り、適正な会計処理を実施している。

予算編成については、「事業活動収支の均衡」「支払資金の対前年度増額」「経常的経費の抑制」を基本方針としている。この基本方針に基づき、経理部において、各部署からの予算申請を取りまとめ、事業計画、施設設備整備計画、人事計画、収支バランス等を勘案した予算案を策定している。理事長は予算案を承認し、あらかじめ評議員会に意見を聴き、理事会の議を経て予算を決定している。この当初予算の編成に加え、適宜補正予算を編成し、決算とのかい離がないように努めている。

予算の執行については、各部署において、「稟議規程」に基づき、支出額に応じた必要書類を作成し、証憑書類を添付して、総務部総務課に提出する。3万円以上の支出の場合には、稟議書を作成し、関連部署の承認を経た上で、総務課に提出し、理事長の決裁を受けなければならない。3万円未満の支出の場合には、物品購入申請書を作成し、所属長の承認を得た上で、総務課に提出する。経理部においては、決裁後の稟議書・物品購入申請書と証憑書類を照合して支払伝票を作成する。その後、経理責任者である経理部長の承認を経て、支払い処理が行われるという手順になっている。予算管理としては、各部署の予算管理者が会計システムを通じて予算の執行状況を確認するとともに、毎月末に経理部において合計残高試算表の科目別に予算の執行状況を検証し、必要に応じて経理責任者である経理部長が理事長に報告している。

決算については、経理責任者である経理部長のもと、経理部において計算書類を作成している。計算書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、監査法人及び監事による監査を経た上で、理事長が理事会に提出し、その承認を得た後に、評議員会に報告し意見を聴取している。決算の確定後には、資産総額の変更登記を行い、文部科学省へ計算書類を提出している。

なお、資産運用については、文部科学省の学校法人運営調査委員会による平成21(2009)年1月6日付の「学校法人の資産運用について」（意見）に基づき、「資金運用に関する規程」を定めた上で、厳正に行っている。

エビデンス集（資料編）	【資料5-5-1】～【資料5-5-5】
-------------	---------------------

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

■ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

監査法人、監事、内部監査室による三様監査体制を整備し、三者の連携・情報共有を図りながら厳正な監査を行っている。具体的には、年3回、監査法人・監事・内部監査室の連絡会議を開催し、三者の監査状況を確認し合っている。

監査法人による会計監査は、決算期における計算書類を対象とした監査を中心に行っている。期中監査は9月・11月・3月、期末監査は5月に実施している。令和2(2020)年度の計算書類を対象とした監査は、公認会計士6人により延べ88日にわたって実施され、監査結果として、計算書類が学校法人会計基準に準拠して適正に表示していることが認められた。

監事は、寄附行為第16条及び「監事監査規程」に基づき、法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況を対象として監査を行っている。財産の状況の監査にあたっては、毎年度の監査計画書に沿って、内部監査室との定例会を開催し、計算書類等の閲覧、経理部を中心とする関係部署からの聴取、施設・設備の実地確認等を行っている。監査法人と定期的に面談し、監査計画の説明、期中監査の状況報告及び期末監査の結果報告を受けての質疑応答を行っている。これらを踏まえて監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において監査結果を報告している。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務監査及び会計監査を行っている。業務監査は、業務の管理運営、違法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査として、会計監査は、予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査として実施している。年度当初に作成した内部監査計画書に沿って監査を実施し、監査終了後には内部監査報告書を作成して理事長に監査結果を報告している。また、「公的研究費の不正使用防止計画」に基づき、公的研究費に関する会計書類の形式的要件が具備されているかの内部監査も行っている。

エビデンス集 (資料編)

【資料5-5-6】～【資料5-5-16】

(3) 5-5の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人会計基準をはじめとする関係法令に則った適切な会計処理を継続して行うため、定期的な学内規則の点検を行うとともに経理部職員の会計知識の向上を図っていく。

令和3(2021)年3月19日の学校法人のガバナンスに関する有識者会議による提言では、現在は私立学校振興助成法に基づき行われている会計監査人による監査を義務付け、監事による監査と連携させるという方向性が示されている。今後、監査法人・監事・内部監査室の三者による連携・情報共有がより一層重要になると思われるため、連絡会議の機能を充実させていく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性については、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則に基づき、適切な法人運営を行っている。中期計画に基づき、毎年度の自己点検・評価活動と事業計画・事業報告書の作成を行っており、PDCA

サイクルを機能させながら、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。環境や人権に配慮するとともに、「危機管理規程」に基づく危機管理の体制を整備し、「危機管理マニュアル」を策定している。

理事会の機能については、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として明確に位置付け、適切に運営している。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、全学連絡協議会の開催、理事長と学長の兼務、法人の理事・職員による教授会等への出席、大学の教職員による評議員会への出席を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を行うと同時に、相互にチェックを行っている。評議員会、監事、内部監査室によるチェック体制を整備し、適切に機能させている。

財務基盤と収支については、5年間の資金収支・事業活動収支の計画として「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。収支バランスの確保に努め、借入金のない経営を継続してきたことで、自己資金が充実し、安定した財務基盤が確立されている。

会計については、学校法人会計基準に基づき、「経理規程」をはじめとする諸規則に則り、適正な会計処理を実施している。監査法人、監事、内部監査室による三様監査体制を整備し、三者の連携・情報共有を図りながら厳正な監査を行っている。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

■ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

内部質保証に関する全学的な方針として、「内部質保証の方針」を定め、令和2(2020)年度より運用している。「内部質保証の方針」は、「内部質保証の目的」「内部質保証の組織体制」「内部質保証の機能性(PDCAサイクル)」「情報の公開」の四つの項目によって構成されている。「内部質保証の目的」については、「鎌倉女子大学の建学の精神、目的の実現に向け、教育研究及び管理運営等の諸活動について自ら継続的に点検・評価し、その結果を改善に結びつけ、三つのポリシーを起点とする教育の質及び中期計画を踏まえた大学全体の質の向上を図る。また、教育の質及び大学全体の質が適切な水準にあることを公表することで、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。」としている。この内容は、三つのポリシーを起点とする教育の質保証、中期計画を踏まえた大学全体の質保証の双方を含めたものとなっている。本方針は、ホームページにおいて、学内外に公開している。

以上のとおり、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

エビデンス集(資料編)

【資料6-1-1】～【資料6-1-2】

■ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

■ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

「内部質保証の方針」において、内部質保証のための組織体制を、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR運営委員会と定めている。

内部質保証委員会は、各学科・研究科・その他の組織における点検・評価内容について、全学的観点から検証、支援、助言を行い、大学全体の内部質保証の責任を担っている。構成員は、学長、家政学部長、児童学部長、教育学部長、大学院研究科長、短期大学部学部長、教務部長、学生センター長、学事調査研究センター長、学事調査研究センター長補佐及び総務部長である。

自己点検・評価委員会は、自己点検の実施及び点検結果の検討を行い、各学科・研究科・その他の組織の自己点検・評価を推進する役割を担っている。構成員は、学長、家政学部長、児童学部長、教育学部長、大学院研究科長、短期大学部学部長、家政保健学科長、管理栄養学科長、児童学科長、子ども心理学科長、教育学科長、初等教育学科長、専攻科長、教務部長、図書館長、学術研究所長、学生センター長、就職センター長、教職センター長、入試・広報センター長、生涯学習センター長、保健センター長、学事調査研究センター長、学事調査研究センター長補佐、総務部長、経理部長、施設管理部長、内部監査室

長、教務課長及び学務課長である。

IR運営委員会は、各学科・研究科・その他の組織における点検・評価に必要な情報の収集・分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、自己点検・評価を支援する役割を担っている。構成員は、学長、学事調査研究センター長、学事調査研究センター長補佐、教務部長、学生センター長、家政学部長、児童学部長、教育学部長、短期大学部学部長及び総務部長である。

また、内部質保証を支援する部署として、学事調査研究センター教育調査企画室を置いている。教育調査企画室は、自己点検・評価及び認証評価に関すること、IRに関すること、中期計画及び事業計画に関することの事務も担当しており、内部質保証に関する事務を包括的に行っている。

以上のとおり、内部質保証のための恒常的な組織体制として、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR運営委員会を整備した上で、内部質保証委員会を大学全体の内部質保証の責任を負う組織として位置付け、その責任体制を明確にしている。

エビデンス集（資料編）	【資料6-1-3】～【資料6-1-6】
-------------	---------------------

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期計画を踏まえた大学全体の質保証の関係性、特に「アセスメントプラン」と「内部質保証の方針」の関係性を整理した上で、令和2(2020)年度の「内部質保証の方針」の運用結果を踏まえて、内部質保証の組織体制の見直しを行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
■ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
■ エビデンスに基づき、自己点検・評価を定期的に実施しているか。

大学学則第4条及び大学院学則第3条において、教育研究水準の向上を図り、大学・大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを定めている。

これらの規定に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会を設置している。本委員会では、自己点検の実施及び点検結果の検討に関する事項、自己点検・評価報告書の作成に関する事項、自己点検・評価結果の公表に関する事項、認証

評価に関する事項、その他自己点検・評価に関する重要事項について審議している。本委員会の委員が中心となり実施した自己点検・評価の結果を、本委員会において「自己点検・評価報告書」としてまとめており、その事務を教育調査企画室が担当している。

平成11(1999)年度以降、毎年度、自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を発行している。平成10(1998)年度報告書から平成16(2004)年度報告書までは、本学独自の項目を設定し自己点検・評価を行っていたが、平成17(2005)年度報告書から平成25(2013)年度報告書までは、認証評価機関の大学評価基準を参考にし、自己点検・評価を行った。平成26(2014)年度報告書からは、中期計画に対する自己点検・評価を行っており、さらに、平成30(2018)年度報告書からは、日本高等教育評価機構の評価基準に対応する形で策定した中期計画に対する自己点検・評価を行っている。「自己点検・評価報告書」は、「記述編」及び「データ編」で構成される。「記述編」は、「中期計画（2018年度～2022年度）」の当該年度の進捗状況に関する現状分析と、次年度以降の計画の見直しも含めた改善・向上方策を記述する形式としている。「データ編」は、日本高等教育評価機構の認証評価の様式である「エビデンス集（データ編）」の表に本学独自の表を追加した形となっている。「記述編」及び「データ編」の作成にあたっては、各学科・研究科や各部署において、データの集計や規程・議事録・その他の資料の収集を日常的に行い、これらのエビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。また、「自己点検・評価報告書」の作成の事務を担当する教育調査企画室においても、可能な限りエビデンスを参照することで、客観性の高い自己点検・評価となっている。

学修成果の点検・評価については、「アセスメントプラン」に定めた評価指標に基づき、各学科・研究科や関係する会議体において日常的に点検・評価を行っており、その際に活用したデータについては、「自己点検・評価報告書」の「データ編」において集約している。

以上のとおり、自己点検・評価を行うにあたっては、適切な体制を整えるとともに適切な項目を設定しており、エビデンスに基づく点検・評価を定期的実施している。

エビデンス集（資料編）	【資料6-2-1】～【資料6-2-8】
-------------	---------------------

■ 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

大学学則第4条及び大学院学則第3条において自己点検・評価結果の公表について定め、「情報公開に関する規程」第3条・別表において、「自己点検・評価に関する報告書」「認証評価の結果についての報告書」についてホームページ等を通じて広く社会に公開することを定めている。

学内での共有については、平成17(2005)年度から最新年度までの「自己点検・評価報告書」、平成22(2010)年度及び平成26(2014)年度の機関別認証評価の「評価報告書」をポータルサイト上で公開するほか、本学の図書館において自由に閲覧できるようにしている。

社会への公表については、ホームページにおいて、「自己点検・評価報告書」のほか、機関別認証評価の結果についての報告書として、「評価報告書」及び「自己点検評価書」を公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表している。

エビデンス集（資料編）	【資料6-2-9】～【資料6-2-10】
-------------	----------------------

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

■ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

IRの体制については、委員会組織としてIR運営委員会、事務組織として学事調査研究センター教育調査企画室、情報教育推進室を設置している。IR運営委員会では、大学ポートレートに関する事項、「学修環境・行動調査」に関する事項、その他IR運営に関する重要事項について審議している。学事調査研究センターでは、教育調査企画室がIR全般に関すること、情報教育推進室がIRに伴う情報環境整備に関すること、両者がIR運営委員会の事務を担当し、連携を図っている。

学事調査研究センターは、毎年度、全学生を対象とした「学修環境・行動調査」を実施し、調査結果の集計と分析（単純集計、学科別集計、経年変化分析、自由記述分析、クロス集計分析、コーホート分析など）を行っている。調査結果は、IR運営委員会や学部長会議において報告され、学修成果の点検・評価などに活用されている。また、令和2(2020)年度には教員・学生を対象に遠隔授業に関するアンケート調査を実施し、調査結果を遠隔授業支援サイトに掲載し、各教員の授業改善などに活用できるようにした。

教育調査企画室は、IRに関する業務として、ホームページや大学ポートレートにおける情報公開、また、自己点検・評価に関する業務として、「自己点検・評価報告書」の「データ編」の取りまとめを行っており、これらの業務を通じて、各学科・研究科や各部署からデータを収集している。

以上のとおり、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

エビデンス集（資料編）	【資料6-2-11】～【資料6-2-17】
-------------	-----------------------

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

現在、教育調査企画室において、「自己点検・評価報告書」の「データ編」の作成、ホームページにおける情報公開、大学ポートレートにおける情報公開に際して、それぞれ各学科・研究科や各部署からデータを収集しているが、重複するデータを整理し、より効率的なデータ収集を行っていく。学事調査研究センターにおいては、毎年度、「学修環境・行動調査」の調査結果の分析を行っているが、「アセスメントプラン」の評価指標に設定しているその他のデータについての分析を行うことも検討し、内部質保証の組織体制におけるIR運営委員会の機能を強化していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

■ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

現在の「中期計画（2018年度～2022年度）」においては、8テーマ・23項目を設定し、各項目における「目標」、「目標」を達成する上での「課題」、「課題」に対する具体的な「年度計画」を掲げている。これらのテーマ・項目・「目標」・「課題」の設定にあたっては、日本高等教育評価機構の評価基準（特に「基準」「基準項目」「評価の視点」「自己判定の留意点」）を参考にした。具体的には、中期計画における8テーマ・23項目は、日本高等教育評価機構の評価基準における「基準」・「基準項目」と対応関係にあり、一部、本学独自の項目（「社会連携・社会貢献」「国際交流」）を追加した形となっている。各項目における「目標」は、日本高等教育評価機構の評価基準に対する本学の現状を踏まえて設定した。「目標」を達成する上での「課題」は、日本高等教育評価機構の評価基準における「評価の視点」及び「自己判定の留意点」と対応関係にあり、一部、本学独自の内容を追加した形となっている。また、「課題」に対する具体的な「年度計画」は、平成26(2014)年度に受審した大学機関別認証評価の結果や、「中期計画（2013年度～2017年度）」に対する自己点検・評価結果を考慮しつつ、本学の個性・特色を伸ばすという視点も入れて作成した。以上により、本学の中期計画は、認証評価機関の定める大学評価基準に対する適合性と、本学の発展に向けた経営戦略という二つの要素を含むものとなっている。

各学科・研究科・その他の組織は、この中期計画に基づき、教育研究及び管理運営等の諸活動を実施し、毎年度、点検・評価を行う。この点検・評価は、自己点検・評価委員会の委員が中心となり、当該年度の計画の進捗状況に関する現状分析と、次年度以降の計画の見直しを含む改善・向上方策の検討という形式で実施している。自己点検・評価委員会は、点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、内部質保証委員会に報告している。これを受けて、内部質保証委員会は、全学的な観点から点検・評価結果の検証を行い、改善に向けた方策を検討し、各学科・研究科・その他の組織への助言、支援を行っている。これを受けて、各学科・研究科・その他の組織は、改善・改革を行っている。

令和2(2020)年度の内部質保証委員会においては、令和元(2019)年度自己点検・評価結果の検証を行い、特に「障害のある学生への配慮による学修支援の充実」「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」について改善を行った。「障害のある学生への配慮による学修支援の充実」に関しては、「教職員に障害に対する知識が不足している場合もある」という点検・評価結果を受けて、視覚・聴覚といった身体的な障害だけでなく精神障害や発達障害も含めた様々な障害に対する具体的な対応について知識を得るためのSD研修を実施していくこととした。これを受けて、学生センターでは、令和3(2021)年度中に障害学生に対する修学支援についての教職員向けSD研修の実施を計画している。「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」に関しては、「大学院での教授方法の改善に関する実施方法が定ま

っていない」という点検・評価結果を受けて、令和3(2021)年度よりFD委員会の構成員として新たに研究科担当を置き、大学院におけるFD活動を推進していくこととした。

以上のとおり、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

エビデンス集 (資料編)	【資料6-3-1】～【資料6-3-4】
--------------	---------------------

■ 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

大学全体、各学部、各学科の三つのポリシーを策定し、これに基づき、教育研究活動を実施している。三つのポリシーに基づく教育研究活動の点検・評価にあたっては、「アセスメントプラン」に沿って、学修成果の点検・評価を行っている。「アセスメントプラン」の評価指標は、三つのポリシー（ディプロマポリシーに定める資質・能力を満たしているか、カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているか、アドミッションポリシーを満たす人材が入学しているか）に基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階で設定している。機関レベルでは、大学全体の学修成果の点検・評価結果を全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の充実・改善に活用している。教育課程レベルでは、学部・学科の教育課程全体を通じた学修成果の点検・評価を教育課程の充実・改善に活用している。授業科目レベルでは、科目ごとの学修成果の点検・評価を授業科目の到達目標、授業計画の内容・方法等の充実・改善に活用している（詳細については、基準項目3-3に記述）。

「中期計画（2018年度～2022年度）」においては、23項目のうちの一つに「学修成果の点検・評価」を設定し、その「目標」を「学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の改善に適切に活用する。」としている。「目標」を達成する上での「課題」は、「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用及び学修成果の点検・評価結果のフィードバック」とし、「課題」に対する具体的な「年度計画」を設定している。「学修成果の点検・評価」の項目では、各学科・研究科、教務部及び教育調査企画室が「年度計画」の策定・実施・検証・改善の担当となっている。各学科・研究科、教務部及び教育調査企画室は、毎年度の自己点検・評価活動として、中期計画の「学修成果の点検・評価」の項目における「年度計画」の進捗状況に関する現状分析と、次年度以降の計画の見直しを含む改善・向上方策の検討を行っている。特に、令和3(2021)年度以降の「年度計画」では、各学科・研究科において、「アセスメントプラン」に基づく学修成果の点検・評価とその結果のフィードバックに関する現状分析及び改善・向上方策を記述することになっている。この点検・評価結果は、自己点検・評価委員会によって「自己点検・評価報告書」として内部質保証委員会に報告される。これを受けて、内部質保証委員会は、全学的な観点から検証を行い、必要に応じて、各学科・研究科、教務部及び教育調査企画室に改善に向けた助言、支援を行うことになっている。

エビデンス集 (資料編)	【資料6-3-5】～【資料6-3-6】
--------------	---------------------

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会において、令和2(2020)年度の点検・評価結果の検証に基づく改善状

況について把握するとともに、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期計画を踏まえた大学全体の質保証の関係性を整理し、内部質保証システムの見直しを行っていく。また、令和5(2023)年度からの次期中期計画にあわせて、より実効性のある内部質保証システムを構築するために、中期計画の策定や進捗管理の手法の調査、認証評価機関の大学評価基準の比較研究、内部質保証・学修成果とその関係性についての調査を教育調査企画室において一体的に行っていく。

【基準6の自己評価】

内部質保証の組織体制については、「内部質保証の方針」のもと、内部質保証のための恒常的な組織体制として、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR運営委員会を整備した上で、内部質保証委員会を大学全体の内部質保証の責任を負う組織として位置付け、その責任体制を明確にしている。

内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検・評価委員会による体制のもと、日本高等教育評価機構の評価基準に対応する形で策定した中期計画に対する自己点検・評価を毎年度実施している。自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、ポータルサイトやホームページを通じて、学内で共有するとともに社会へ公表している。IR運営委員会及び学事調査研究センターを置き、毎年度、全学生を対象とした「学修環境・行動調査」を実施するなど、IRを活用した十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

内部質保証の機能性については、認証評価機関の定める大学評価基準に対する適合性と、本学の発展に向けた経営戦略という二つの要素を含む「中期計画（2018年度～2022年度）」を策定し、これに基づく内部質保証の仕組みが機能している。三つのポリシーに基づく教育研究活動の点検・評価にあたっては、「アセスメントプラン」に沿って学修成果の点検・評価を実施しており、これを中期計画に基づく内部質保証の仕組みに組み込むことにより、教育の改善・向上に反映されるようにしている。

以上のことから、基準6「内部質保証」を満たしていると評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域連携・社会貢献

A-1. 学生の実践的な学びを通じた地域連携・社会貢献

A-1-① 学生の課外活動による地域連携・社会貢献

A-1-② ゼミナール活動における産官学連携

A-1-③ 自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学生の課外活動による地域連携・社会貢献

1. 「グリーンプロジェクト」及びクラブ活動

学生センターでは課外における学生の自主活動を支援しており、特に建学の精神「感謝と奉仕に生きる」を実践する学生の活動を「グリーンプロジェクト」として採択し、サポートを行っている。この「グリーンプロジェクト」の中で、現在活動中の地域連携・社会貢献に関連した取組みとしては、「クリーンアップ隊」「セーフティサポーター」「グリーンテーブル」などがある。「クリーンアップ隊」は、学内や通学路の環境整備に加え、近隣の町内会と合同で地域の清掃活動に取り組んでおり、夏季休業中には地域のビーチクリーン（海岸清掃）活動にも参加している。「セーフティサポーター」は、学内外の防災・防犯に関する活動に取り組んでおり、学内の防災訓練において学生への呼びかけなどを行うほか、地域の防犯キャンペーンや鎌倉市防災フォーラムにも参加している。「グリーンテーブル」は、学生食堂で提供するメニューを考案し、その売上の一部を発展途上国の子どもたちと東日本大震災復興支援の活動のために寄付している。また、イトーヨーカドー大船店・メルシャン株式会社とワインセミナーを共同開催し、レシピ開発を担当した。

平成27(2015)年度には「クリーンアップ隊」「セーフティサポーター」の活動に対して大船警察署及び大船防犯連合会から感謝状が贈呈されたほか、令和元(2019)年9月には公益社団法人神奈川県防犯協会連合会より「防犯功労団体」として「クリーンアップ隊」が表彰されるなど、これらの学生による活動は地域社会からも高い評価を得ている。

また、クラブ活動においても積極的に地域での活動を行っている。沖縄舞踊愛好会による「逗子沖縄まつり」などの地域行事での公演や、児童文化部による地域の保育園・幼稚園・小学校における絵本の読み聞かせや人形劇の実施など、各クラブにおいて学外での様々な活動を行い、地域社会に貢献している。

2. 「鎌倉女子大学プロロ・プログラミング・プロジェクト (KWP3)」

令和2(2020)年度からの小学校におけるプログラミング教育必修化という社会的背景を踏まえ、平成29(2017)年度より富士ソフト株式会社の協力を得て「鎌倉女子大学プロロ・プログラミング・プロジェクト (KWP3)」を立ち上げ、教育学科を中心とする有志の学生で小学生向けプログラミング教室の企画・運営を行っている。近隣の公立小学校に対して広報活動を行い、地域の児童・保護者を対象に定期的に教室を実施しているほか、鎌倉女子大学初等部や、大学の学園祭においても広く地域の親子にプログラミング体験の機会を

提供しており、参加者からも好評である。

令和2(2020)年度からは近隣の小学校や学童施設に出向く形での出張教室も実施しており、教員を目指す学生にとっては子どもたちの反応に直接触れることができる学びの場にもなっている。

エビデンス集（資料編）	【資料A-1-1】～【資料A-1-3】
-------------	---------------------

A-1-② ゼミナール活動における産官学連携

ゼミナール活動の一環として、地域の企業や自治体と連携した様々な取組みを行っている。

1) 鎌倉女子大学×大船軒 コラボレーション弁当の共同開発

「調理と食文化ゼミナール」では平成24(2012)年度から、駅弁製造・販売を手掛ける鎌倉市内の老舗企業、株式会社大船軒と共同でコラボレーション弁当の企画・開発を行っている。見た目の彩りや栄養バランスを考慮したレシピの考案に加え、生産コストや採算性なども検討し商品化を行っており、学びの成果を地域社会で生かしている。

2) 「ヘルシー防災フェア」への参加

横浜市の栄消防署と栄火災予防協会が主催する「ヘルシー防災フェア」の栄養相談コーナーにおいて、「臨床栄養研究および実践ゼミナール」が区民を対象とした高血圧や骨粗鬆症対策などの栄養相談を担当している。令和元(2019)年度には、横浜市栄消防署によりこの活動が安全で安心して暮らせる街を創造するものであると評価され、感謝状を授与された。管理栄養士を目指す学生にとって、人々に食と健康を伝える役割の重要性を学ぶ機会にもなっている。

3) 「共生社会実現フォーラム」への出展

神奈川県では、障害の有無にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現をテーマとしたイベントとして「共生社会実現フォーラム」を開催しており、このフォーラムに特別支援教育を研究テーマとするゼミナールが参加している。令和元(2019)年度は「子ども発達支援ムーブメント教育・療法ゼミナール」と「特別支援教育研究ゼミナール」がブース出展を行った。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンライン開催となったが、「特別支援教育研究ゼミナール」の学生による活動報告を行った。

4) 「離島甲子園2019」における救護ボランティア

「看護学ゼミナール」では、令和元(2019)年度に国土交通大臣杯第12回全国離島交流中学校野球大会「離島甲子園2019」の対馬大会に参加した。大会では、開会式後に熱中症対策講座を実施したほか、4日間にわたって4会場において地元の保健師のもとで救護ボランティアの活動に従事した。スポーツイベントの支援活動を通して、養護教諭を志望する学生が実践的な経験を積む機会となった。

これ以外にも、各ゼミナールでは地域や自治体と連携した様々な取組みを行っており、学生は研究と実践を結び付ける形で、地域社会に貢献している。

エビデンス集（資料編）	【資料A-1-4】～【資料A-1-7】
-------------	---------------------

A-1-③ 自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画

1. かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画「親子で楽しむ♪あそびの大学」

平成18(2006)年度以降、毎年度、鎌倉市子どもみらい部・かまくら子育て支援グループ懇談会と共同で保育プロジェクトを開催している。本学の学生ボランティアが企画から運営まで携わり、簡単な工作、リズム体操、外遊びなどを通して、地域子育て支援の実情に触れている。第13回目となる平成30(2018)年度には1,128人の親子が参加した（令和元(2019)年度は台風のため、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止）。例年、数百人の学生ボランティアが参加しており、地域に根差した一大イベントとなっている。

2. 鎌倉市「放課後かまくらっ子」事業における地方創生プロジェクト

令和元(2019)年度に鎌倉市と「鎌倉市放課後かまくらっ子における地方創生プロジェクトによる連携及び協力に関する協定書」を締結した。「放課後かまくらっ子」は、すべての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる事業として、アフタースクール（放課後子ども教室）と学童保育（子どもの家）を一体的に実施するものである。本学の学生は、子どもの活動プログラム「日本文化伝承プロジェクト」にボランティアとして参加し、子どもたちが豊かな放課後活動を展開できるよう支援を行っている。

この取組みは本学教員による研究活動（学術研究所助成研究）の一環でもあり、鎌倉で学ぶ大学生の地方創生意識の醸成と、放課後かまくらっ子に集う子どもたちの「地域への親しみ観」の醸成という二つの目的を持った地方創生プロジェクトである。

エビデンス集（資料編）	【資料A-1-8】～【資料A-1-9】
-------------	---------------------

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

学生の課外活動による地域連携・社会貢献については、鎌倉市を中心とした近隣地域との連携企画の実績を踏まえ、神奈川県内全域を視野に入れた学生ボランティア活動について、学生や教職員からアイデアを募るなど、新たな「グリーンプロジェクト」の形を検討していく。

自治体と連携した地域子育て支援については、学内における部署や教員間での役割を明確化し、ボランティア参加学生への適切な支援を行う。

A-2. 大学の物的・人的資源の地域社会への提供

A-2-① 生涯学習センター公開講座の実施

A-2-② 学術研究所「子ども・子育て研究施設」における取組み

A-2-③ 高校生対象「お弁当甲子園」コンテストの開催

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 生涯学習センター公開講座の実施

社会における学びの機会を提供する機関として、鎌倉女子大学生涯学習センターを設

置し、公開講座を開講している。哲学、歴史、文学、美術、食文化といった多彩な講座を実施しており、受講生は図書館、学生食堂、カフェテリアなどの学内の施設も利用可能である。

令和2(2020)年度の前期講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止せざるを得なかったが、後期講座は事前収録講義を用いたWebによるオンデマンド配信方式を初めて導入し開講した。この新しい仕組みにより、海外からの講師を招聘し、公的資金による研究調査結果に基づく無料公開講座を開催することができた。

【表A-2-1】鎌倉女子大学生涯学習センター主催公開講座 直近3年間の受講者数

	講座科目数(a)	募集人員 (延べ人数)	受講者数(b) (延べ人数)	1科目当たり受講者数 (b) / (a)
平成30(2018)年度	35	3,335人 (15,985人)	2,485人 (13,008人)	71.0人
令和元(2019)年度	35	3,235人 (15,445人)	2,138人 (10,872人)	61.1人
令和2(2020)年度※	17	1,700人 (4,900人)	363人 (795人)	21.4人

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため前期講座は中止、後期講座のみオンデマンド配信方式で実施

エビデンス集 (資料編)	【資料A-2-1】
--------------	-----------

A-2-② 学術研究所「子ども・子育て研究施設」における取組み

平成28(2016)年に地域の子育て支援機能を高める研究拠点として、学術研究所に「子ども・子育て研究施設」を設置し、発達支援事業「かまくらプロジェクト」を立ち上げた。これまでに、「親を支える祖父母アイデンティティの発達プログラム」「育児期家族を支える潜在保育者の学び直しプログラム」、かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画と連携した「子どもの発達プログラム」を実施している。

これらの活動を更に発展させる取組みとして、神奈川県「大学発・政策提案制度」に本学が提案した「少子高齢社会のかながわ多世代子育て・孫育てコミュニティ構築」が採択された。令和2(2020)年度より、神奈川県と協力して子育て支援プロジェクトを県全域に普及させる活動として取り組む予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延期となり、令和3(2021)年度以降に実施予定である。

エビデンス集 (資料編)	【資料A-2-2】～【資料A-2-3】
--------------	---------------------

A-2-③ 高校生対象「お弁当甲子園」コンテストの開催

高校生新聞社と共同で、全国の高校生を対象としたコンテスト「お弁当甲子園」を開催している。令和2(2020)年度の「第9回お弁当甲子園」には全国300校の高校から7,804作品の応募があり、校数・作品数ともに過去最多となった。自作のお弁当の写真と「献立」「お弁当に込めた想い」を総合的に評価し審査するコンテストであり、家政学部長が審査委員長、家政学部の教員2人が審査委員を務めている。毎年度、入賞者を招いた表彰式を大船キャンパスで開催しており（令和2(2020)年度の表彰式は新型コロナウイルス感染症

拡大防止のため中止)、全国の高校生に食に関する学びの機会を提供している。

エビデンス集(資料編)	【資料A-2-4】
-------------	-----------

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

生涯学習センターの公開講座については、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される期間はすべてをオンデマンド配信とする方向で準備を整えた。これまでの受講者のアンケート結果も踏まえ、講座のWeb申込みに加えて令和3(2021)年度からは受講料のコンビニ支払いを可能とする仕組みを構築した。今後も受講者のニーズを把握し講座運営の改善を図るとともに、受講者層を広げられるよう、広報戦略についても検討していく。また、感染症による自宅待機をきっかけとして社会全体におけるオンラインコンテンツの活用が活発化している現状を踏まえ、今後はより廉価な又は無料の講座も提供しながら、知の還元を通じて広く社会貢献を目指す。

学術研究所「子ども・子育て研究施設」においては、神奈川県「大学発・政策提案制度」に採択されたプロジェクトを含め、引き続き活動を推進するとともに、その成果を検証する。

【基準Aの自己評価】

本学の教育の理念は「感謝と奉仕に生きる人づくり」であり、人づくりのための教育の方法は、実践と理論の一致、体験と知識の合一を求める「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」に置かれている。

これらの地域社会における様々な活動は、学生が身に付けた知識や理論を実践し、自らの未来を力強く切り拓く力を養う機会であり、また、教員の研究成果を社会に還元する場でもあることから、地域社会における福祉及び文化の向上発展に寄与する取組みであるといえる。

地域社会との連携・地域社会への貢献については、中期計画において課題と年度計画を定め、年度ごとに各担当部署で現状分析と改善・向上方策の検討を行っており、全学的に推進する体制を整えている。

以上のことから、基準A「地域連携・社会貢献」を満たしていると評価する。

V. 特記事項

1. 建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育

本学の個性・特色は、建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育にある。「建学の精神」は、1年次の必修科目であり、本学の建学の精神に対する理解を深めるとともに、アクティブラーニングも一助として組み入れ、その精神を体得していく科目となっている。建学の精神における教育の目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」の実現を骨子とした授業科目として、「建学の精神実践講座」を開設し、1年次から4年次までの各学年で必修としている。「建学の精神実践講座」では、「女性のライフデザイン」「OG講演」「女性としてのマナー」「女性の自立と就労」など、女性としての生き方・働き方に関わる授業を通じて、現代の女性の生き方について主体的に考え、また、「鎌倉史跡めぐり」「芸術鑑賞」など、本物の芸術・文化に触れる授業を通じて、女性の中にある豊かな感性を育み、教養を高めることが可能となっている。このほか、「女性と文化」「女性と健康」などの授業科目を開設している。

2. 「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」の配置

本学のカリキュラムの特徴は、「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を配置しているところにある。これは、情報や価値が乱立する多様化した時代にあつて、将来を模索しながら就学過程を歩む学生一人ひとりに複合的なカリキュラムを提供し、自らの希望と判断に基づき、より広い可能性を開くことができるようにするものである。「免許・資格プログラム」は、家政・養護・栄養・衛生・教育・保育・心理といった分野で活躍する専門職を目指す学生のための履修モデルであり、多彩な免許・資格を複数取得することが可能となっている。「企業学習プログラム」は、一般企業などで活躍しようとする学生のための履修モデルであり、企業に関する知識やビジネスで求められる技術等を修得することが可能となっている。多くの学生が「免許・資格プログラム」又は「企業学習プログラム」に沿って履修し、学びを生かして就職しており、令和2(2020)年度の学部全体の就職率は97.9%と高い水準になっている。特に、例年、約4分の3の学生が保育士・教員、管理栄養士として就職しており、全国のランキングでも上位に入っている。

3. 幼稚部から大学院まで擁する総合学園ならではの学园内連携

本学は、幼稚部、初等部、中等部、高等部、短期大学部、大学、大学院を擁する総合学園であり、建学の精神のもと、学园内連携を図っている。具体的には、学園祭における大学・短期大学部と併設校の相互交流、各学科の「教育実習」「保育・教職実践演習（フィールドワーク）」等の授業科目の併設校での実施、児童学科の学生による幼稚部未就園児クラスへの保育参加、大学教員による大船キャンパス東山ビオトープでの初等部の児童への理科教育、高等部の生徒への「学校推薦型選抜（併設校）」や高大連携授業の提供、大学教員による併設校の卒業予定者への「卒業記念講演」、大学教職員による併設校の保護者への「併設校特別講演会」、機関誌「緑苑」における教科教育をテーマとした初等部から大学までの教職員による座談会、各所属長が出席する「全学連絡協議会」における学園全体の情報共有などがある。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第83条	○	大学学則第3条第1項において、「日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、高度にして専門的な学術及び応用の教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と大学の目的を定めている。	1-1
第85条	○	大学学則第5条において、家政学部、児童学部、教育学部を置くことを定めている。	1-2
第87条	○	大学学則第8条において、修業年限を4年と定めている。	3-1
第88条	—	科目等履修生及び特別の課程履修生の修業年限の通算については、認めていないため、該当しない。	3-1
第89条	—	早期卒業については、認めていないため、該当しない。	3-1
第90条	○	大学学則第19条において入学資格を定めており、第1号を「高等学校又は中等教育学校を卒業した者」、第2号を「通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）」とし、第3号～第8号において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を定めている。 学校教育法第90条第2項に規定する飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第92条	○	大学学則第52条～第56条において、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置くこと、また、副学長を置くことができることを定め、規定通りに運用している。 学長・副学長・学部長の職務については、大学学則第52条～第54条及び「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第6条～第8条において適切に定めている。 教授・准教授・講師・助教・助手の資格及び職務については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第2条～第6条及び「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第4条第1号において適切に定めている。	3-2 4-1 4-2
第93条	○	大学学則第57条第1項において教授会の設置、大学学則第57条第3項・第4項、「鎌倉女子大学 教授会規則」第8条及び「鎌倉女子大学 教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」に	4-1

鎌倉女子大学

		において教授会の役割について、大学学則第57条第2項及び「鎌倉女子大学 教授会規則」第2条において教授会の構成員について適切に定め、規定通りに運用している。	
第104条	○	大学学則第48条の3及び「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第4条第1項において、大学を卒業した者に対し学士の学位を授与することを定めている。 大学院学則第42条の3及び「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第4条第2項において、大学院の修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与することを定めている。	3-1
第105条	—	履修証明プログラムについては、開設していないため、該当しない。	3-1
第108条	○	大学学則第25条第1項において3年次編入学資格を定めており、第3号を「短期大学を卒業した者」としている。	2-1
第109条	○	大学学則第4条及び大学院学則第3条において自己点検・評価について、「学校法人鎌倉女子大学 情報公開に関する規程」別表において自己点検・評価に関する報告書の公表について定めている。 自己点検・評価については、毎年度実施し、ホームページにおいて自己点検・評価報告書を公表している。 認証評価については、日本高等教育評価機構の実施する機関別認証評価を平成22(2010)年度及び平成26(2014)年度に受審しており、令和3(2021)年度現在、受審中である。	6-2
第113条	○	「学校法人鎌倉女子大学 情報公開に関する規程」において、公表する項目を定めている。教育研究活動の状況に関しては、学校教育法施行規則第172条の2第1項・第3項・第4項に規定されている項目、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定されている項目に加えて、本学が独自に設定した項目をホームページ上で公表している。	3-2
第114条	○	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第4条第3号・第4号において、事務職員・技術職員の職務について適切に定めている。	4-1 4-3
第122条	○	大学学則第25条第1項において3年次編入学資格を定めており、第4号を「高等専門学校を卒業した者」としている。	2-1
第132条	○	大学学則第25条第1項において3年次編入学資格を定めており、第5号を「専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）」としている。	2-1

学校教育法施行規則

鎌倉女子大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	<p><大学学則> 修業年限については第8条、学年・学期については第66条、授業を行わない日については第67条、部科及び課程の組織については第5条、教育課程については第9条～第11条・別表Ⅰ、授業日時数については第13条、学習の評価については第35条、課程修了の認定については第48条・第48条の2、収容定員については第7条、職員組織については第52条～第56条、入学については第18条～第23条、退学については第27条、転学については第28条・第29条、休学については第31条・第32条、卒業については第48条・第48条の2、授業料・入学料その他の費用徴収については第42条～第47条、賞罰については第49条・第50条において定めている。寄宿舎については、置いていないため、定めていない。</p> <p><大学院学則> 修業年限については第5条、学年・学期については第58条、授業を行わない日については第59条、部科及び課程の組織については第4条、教育課程については第6条・別表Ⅰ、授業日時数については第8条、学習の評価については第29条、課程修了の認定については第42条・第42条の2、収容定員については第4条第2項、職員組織については第46条・第47条、入学については第12条～第17条、退学については第21条、転学については第22条・第23条、休学については第25条・第26条、修了については第42条・第42条の2、授業料・入学料その他の費用徴収については第36条～第41条、賞罰については第43条・第44条において定めている。寄宿舎については、置いていないため、定めていない。</p>	3-1 3-2
第24条	○	<p>学生の学修の状況を記録した学籍簿、学生の健康の状況を記録した健康診断票を作成し、適切に管理している。 また、成績証明書等の各種証明書を学長名で発行している。</p>	3-2
第26条 第5項	○	<p>大学学則第50条及び大学院学則第44条において懲戒について定めた上で、「鎌倉女子大学 学生の懲戒手続に関する規程」「鎌倉女子大学大学院 学生の懲戒手続に関する規程」において懲戒に関する手続きを定めている。</p>	4-1
第28条	○	<p>「学校法人鎌倉女子大学 文書取扱規程」において、保存する文書の種類と保存期間を適切に定め、所管部署において作成・保管している。</p>	3-2
第143条	○	<p>「鎌倉女子大学 教授会規則」第9条において専門委員会の設置について定めた上で、「鎌倉女子大学 入試委員会規程」第1条第2項及び「鎌倉女子大学 教員資格審査委員会規程」第1条第2項に</p>	4-1

鎌倉女子大学

		において、入試委員会及び教員資格審査委員会を教授会の専門委員会とし、その議決をもって教授会の議決に代えることを定めている。	
第146条	—	科目等履修生及び特別の課程履修生の修業年限の通算については、認めていないため、該当しない。	3-1
第147条	—	早期卒業については、認めていないため、該当しない。	3-1
第148条	—	早期卒業については、認めていないため、該当しない。	3-1
第149条	—	早期卒業については、認めていないため、該当しない。	3-1
第150条	○	大学学則第19条において入学資格を定めており、第3号を「外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」、第4号を「文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者」、第5号を「専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」、第6号を「文部科学大臣の指定した者」、第7号を「高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）」、第8号を「本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者」としている。	2-1
第151条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第152条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第153条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第154条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第161条	○	大学学則第25条第1項第3号において「短期大学を卒業した者」の3年次編入学について定めた上で、大学学則第8条において修業年限を「4年」、3年次編入学の修業年限を「2年」と定めており、本学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間としている。	2-1
第162条	—	大学学則第28条及び大学院学則第22条において、転入学について定めているが、外国の大学等に在学した者の転入学については受け入れていないため、該当しない。	2-1
第163条	○	大学学則第66条及び大学院学則第58条において、学年・学期の始期及び終期を定めており、学則の変更については「鎌倉女子大学教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」及び「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」において定めている。	3-2

鎌倉女子大学

		入学の時期については、大学学則第18条及び大学院学則第12条において、学年の始めとするが、再入学の場合は学期の始めとすることができることを定めている。 卒業・修了の時期については、標準修業年限で卒業・修了できなかった場合において、卒業・修了要件を満たした学期に卒業・修了を認定している。	
第163条の2	○	「鎌倉女子大学 履修規程」第2条により、「企業学習プログラム」を開設し、対象の授業科目を30単位以上修得した学生に対して、プログラムの修了を認定し、学修証明書を交付している。	3-1
第164条	—	履修証明プログラムについては、開設していないため、該当しない。	3-1
第165条の2	○	大学学則第3条に規定する大学の使命・目的、学部の教育目的、学科の教育目的を踏まえて、大学全体、各学部、各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーをそれぞれ定めている。 大学院学則第2条に規定する大学院の使命・目的、児童学研究科の教育目的を踏まえて、大学院及び児童学研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーをそれぞれ定めている。 これらのディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの一貫性は確保されている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、適切な体制を整えている。自己点検・評価委員会は、適切な項目を設定し、自己点検・評価を実施している。	6-2
第172条の2	○	「学校法人鎌倉女子大学 情報公開に関する規程」において公表する情報を定め、学校教育法施行規則第172条の2第1項・第3項・第4項に定める項目すべてについて、ホームページ上で適切に公開している。 https://www.kamakura-u.ac.jp/profile/disclosure/index.html	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第8条において、学長が、卒業・修了を認めた者に対して学位を授与し、学位記を交付することを定めている。	3-1
第178条	○	大学学則第25条第1項第4号において「高等専門学校を卒業した者」の3年次編入学について定めた上で、大学学則第8条において修業年限を「4年」、3年次編入学の修業年限を「2年」と定めており、本学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間としている。	2-1
第186条	○	大学学則第25条第1項第5号において「専修学校の専門課程（修業	2-1

鎌倉女子大学

		年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る)」の3年次編入学について定めた上で、大学学則第8条において修業年限を「4年」、3年次編入学の修業年限を「2年」と定めており、本学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間としている。	
--	--	---	--

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令を遵守するとともに、大学設置基準を必要最低基準と認識し、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。 大学学則第4条において、教育研究活動の水準の向上のために自己点検・評価を行うことを定めた上で、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価の結果を改善に結び付け、質の向上を図っている。	6-2 6-3
第2条	○	大学学則第3条第2項～第4項において、学部及び学科の人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜については、大学学則第21条、「鎌倉女子大学 入学者選抜規則」「鎌倉女子大学 入試委員会規程」「鎌倉女子大学 大学入学共通テスト実施委員会規程」に定めており、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。	2-1
第2条の3	○	教学に関する各種委員会及び事務部署において、教員と事務職員の双方を構成員とするなど、教職協働により、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図っている。	2-2
第3条	○	大学学則第5条において、家政学部、児童学部、教育学部を設置することを定めている。各学部は、教育研究上、適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当である。	1-2
第4条	○	大学学則第5条において、家政学部に家政保健学科、管理栄養学科、児童学部に児童学科、子ども心理学科、教育学部に教育学科を設置することを定めている。各学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2

鎌倉女子大学

			4-2
第7条	○	<p>教育研究組織の規模並びに学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置いている。</p> <p>教員の役割分担については、大学学則第52条～第54条、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第6条～第8条・第10条・第12条～第13条において、大学に学長、副学長、学部長、各学科に学科長、教務担当・副担当、入試担当を置くことを定め、教育研究に係る責任の所在が明確となるように教員組織を編制している。</p> <p>教員の年齢構成については、20代6人、30代12人、40代24人、50代36人、60代29人、70代1人となっており、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。</p> <p>なお、二以上の校地において教育を行っていない。</p>	3-2 4-2
第10条	○	<p>主要授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当している。</p> <p>主要授業科目以外の授業科目については、可能な限り専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。</p> <p>演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、家政保健学科及び管理栄養学科に配置した助手又は非常勤職員が補助を行っている。</p>	3-2 4-2
第10条の2	○	<p>実務家教員は、専任教員の場合、教授会やFD活動に参加しており、教育課程の編成について責任を担っている。</p>	3-2
第11条	—	<p>授業を担当しない教員を置くことができるが、現在は置いていないため、該当しない。</p>	3-2 4-2
第12条	○	<p>「学校法人鎌倉女子大学 就業規則」第7条第6号において、兼職の禁止を定めており、本学の専任教員は、専ら本学における教育研究に従事している。</p>	3-2 4-2
第13条	○	<p>学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数については、家政保健学科においては基準数7人（うち教授数4人）に対して現員15人（うち教授数9人）、管理栄養学科においては基準数8人（うち教授数4人）に対して現員21人（うち教授数7人）、児童学科においては基準数11人（うち教授数6人）に対して現員23人（うち教授数10人）、子ども心理学科においては基準数8人（うち教授数4人）に対して現員12人（うち教授数6人）、教育学科においては基準数10人（うち教授数5人）に対して現員23人（うち教授数9人）の専任教員を配置しており、すべての学科において基準数を上回っている。</p> <p>これらの数と大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数については、基準数66人（教授数34人）に対して現員98人（うち教授数43人）を配置しており、基準数を上回っている。</p>	3-2 4-2

鎌倉女子大学

第13条の2	○	「鎌倉女子大学 学長選考規程」第2条において、学長の資格を定め、同条第1項第1号を「人格高潔、学識豊饒で教育行政に精通している者」としており、これを満たした者を任用している。	4-1
第14条	○	教授の資格については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第2条において、「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、且つ、建学の精神に則り、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 (1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有し、研究上の業績を有する者（2）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者（3）学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者（4）大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む）のある者（5）専攻分野について、特に優れた知識・技能及び経験を有すると認められる者」と定め、これを満たした者を任用している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授の資格については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第3条において、「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、且つ、建学の精神に則り、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。（1）前条各号のいずれかに該当する者（2）大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む）のある者（3）修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む）を有する者（4）専攻分野について、優れた知識・技能及び経験を有すると認められる者」と定め、これを満たした者を任用している。	3-2 4-2
第16条	○	講師の資格については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第4条において、「講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。（1）第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者（2）専攻分野について、建学の精神に則り、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」と定め、これを満たした者を任用している。	3-2 4-2
第16条の2	○	助教の資格については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第5条において、「助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、且つ、建学の精神に則り、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。	3-2 4-2

鎌倉女子大学

		(1)第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者 (2)修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位 (外国において授与されたこれらに相当する学位を含む) を有する者 (3)専攻分野について、知識・技能及び経験を有すると認められる者」と定め、これを満たした者を任用している。	
第17条	○	助手の資格については、「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」第6条において、「助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(1)学士の学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む) を有する者 (2)前号の者に準ずる能力を有すると認められる者」と定め、これを満たした者を任用している。	3-2 4-2
第18条	○	大学学則第7条において、学部及び学科ごとに、入学定員、3年次編入学定員、収容定員を定めている。 収容定員については、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めている。 在学生数については、大幅な定員超過・未充足のない状況であり、収容定員に基づき、適正に管理している。 なお、昼夜開講制については実施しておらず、外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	2-1
第19条	○	大学学則第3条に定める使命・目的及び教育目的を踏まえて、大学全体、各学部、各学科のディプロマポリシーを定め、これを達成するために大学全体、各学部、各学科のカリキュラムポリシーを定めている。 カリキュラムポリシーに沿って、必要な授業科目を自ら開設するとともに、体系的に教育課程を編成し、各学科のカリキュラムチャート及びナンバリングによってその体系性を明示している。 各学部のカリキュラムポリシーにおいては、「総合教育科目」及び「専門教育科目」を総合的に学修することにより、学修者が幅広い知識と豊かな人間性を基礎とし、専門的知識・技能を修得することができる教育課程を編成することを示している。	3-2
第19条の2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第20条	○	大学学則第10条及び「鎌倉女子大学 履修規程」第4条・別表Iにおいて、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成することを示している。	3-2
第21条	○	大学学則第12条において、各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算することを定めている。その上で、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で	3-1

鎌倉女子大学

		<p>本学が定める時間の授業を以って1単位とする」こと、「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする」こと、「芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる」こと、「1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って1単位とする」こと、「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」ことを定めている。</p> <p>これらの規定に則り、「鎌倉女子大学 履修規程」別表 I において、各授業科目の授業形態、単位数、1単位当たりの授業時間数を示している。</p>	
第22条	○	<p>大学学則第13条第1項において、一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、35週にわたることを原則とすることを定めている。大学学則第66条・第67条において、学年・学期、休業日について定めている。これらの規定に基づき、学年暦（学事日程）を編成し、35週にわたる授業期間を確保している。</p>	3-2
第23条	○	<p>大学学則第13条第2項において、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができることを定めた上で、シラバスにおいて明示している。</p>	3-2
第24条	○	<p>一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の内容・方法、施設・設備、大学及び併設短期大学の学生数、免許・資格の関係法令等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数に設定している。</p>	2-5
第25条	○	<p>大学学則第14条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う」こと、「授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」こと、「授業は、外国において履修させることができる」こと、「授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる」ことを定め、適切に運用している。</p>	2-2 3-2
第25条の2	○	<p>授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画については、各授業科目のシラバスにおいて、あらかじめ明示している。</p> <p>学修の成果に係る評価の基準については、大学学則第35条及び</p>	3-1

鎌倉女子大学

		<p>「鎌倉女子大学 履修規程」第12条において成績評価基準を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示している。各授業科目の成績評価基準は、シラバスにおいて学生に対してあらかじめ明示している。これらの基準にしたがって適切に評価を行っている。</p> <p>卒業の認定の基準については、大学学則第48条及び「鎌倉女子大学 履修規程」別表Ⅱにおいて卒業要件及び各学科の卒業要件単位数を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に認定を行っている。</p>	
第25条の3	○	<p>授業の内容及び方法の改善を図るため、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 FD委員会規程」に基づき、FD委員会を設置し、「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FDセミナー」「新任教員研修」等を毎年度実施している。</p>	<p>3-2 3-3 4-2</p>
第26条	—	<p>昼夜開講制については、実施していないため、該当しない。</p>	3-2
第27条	○	<p>大学学則第37条において、授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。大学学則第38条第2項において、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以って試験に代えることがあることを定めている。</p>	3-1
第27条の2	○	<p>「鎌倉女子大学 履修規程」第7条において、1セメスターに履修科目として登録することができる単位数の上限を24単位と定め、「履修の手引」に掲載し、学生に周知している。</p>	3-2
第27条の3	—	<p>連携開設科目を開設していないため、該当しない。</p>	3-1
第28条	○	<p>大学学則第40条において、「教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定めている。</p>	3-1
第29条	○	<p>大学学則第40条の2第1項において、「教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。」、同条第2項において、「前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。」と定めている。</p>	3-1
第30条	○	<p>大学学則第41条第1項において、「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目</p>	3-1

鎌倉女子大学

		の履修により修得したものとみなすことができる。」、同条第2項において、「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。」、同条第3項において、「前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。」と定めている。	
第30条の2	—	長期履修制度については、設けていないため、該当しない。	3-2
第31条	○	科目等履修生への単位の授与については、大学学則第62条及び「鎌倉女子大学 科目等履修生規程」第7条において定めている。 特別の課程履修生については、履修証明プログラムを開設していないため、該当しない。 科目等履修生等の受入れについては、若干名ということで、教育に支障のない範囲内のため、専任教員並びに校地及び校舎の面積の増加は行っていない。また、授業を行う学生数は、科目等履修生等を含めて、教育効果を十分にあげられるような適当な人数に設定している。	3-1 3-2
第32条	○	大学学則第48条において、本学に4年以上在学し、総合教育科目30単位以上（児童学部児童学科においては34単位以上）、専門教育科目94単位以上（児童学部児童学科においては90単位以上）を修得することを卒業要件として定めている。 なお、大学学則第14条第3項において、多様なメディアを高度に利用した授業により修得する単位数については、60単位を超えないものとするを定めている。	3-1
第33条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第34条	○	校地は、神奈川県鎌倉市に、大船キャンパス、岩瀬キャンパス、二階堂学舎、山ノ内学舎を設置しており、教育にふさわしい環境を有している。 校舎のある大船キャンパスには、学生が休息その他に利用するのに適当な空地として、東山庭園、グリーンスクエア等を有している。	2-5
第35条	○	運動場は、校舎のある大船キャンパスと同一の敷地内ではないものの、隣接地である岩瀬キャンパスに設けている。	2-5
第36条	○	学長室、会議室、事務室、研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等）、図書館、医務室、学生自習室、学生控室を備えた校舎を有している。 研究室は、すべての専任教員に対して備えている。	2-5

鎌倉女子大学

		<p>教室は、学科に応じて必要な種類と数を備えている。</p> <p>校舎には、情報処理の学習のための施設として、「情報処理演習室」を3室備えている。</p> <p>校舎のほか、体育館として「アリーナ」を備えるとともに、講堂として「松本講堂」「視聴覚ホール」を備えている。</p> <p>なお、夜間学部については置いておらず、昼夜開講制については実施していない。</p>	
第37条	○	校地の面積は、66,365㎡であり、基準面積20,400㎡を十分に満たしている。	2-5
第37条の2	○	校舎の面積は、35,970㎡であり、基準面積13,552㎡を十分に満たしている。	2-5
第38条	○	<p>大学学則第58条に基づき、図書館を設置し、学部の種類・規模等に応じ、図書203,513冊、学術雑誌1,935種類、視聴覚資料7,235タイトル、その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。</p> <p>図書館は、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館規程」に基づき、教育研究上必要な資料の収集、整備及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して図書館ホームページを通じて学術情報の提供に努めている。</p> <p>資料の提供にあたっては、他の大学の図書館等の文献複写・現物貸借、神奈川県図書館協会の大学間相互利用、鎌倉市図書館との相互利用を行うなど、他機関との協力を努めている。</p> <p>図書館には、専任教員1人、司書資格を有する職員6人（専任職員5人、派遣職員1人）の計7人を置いている。</p> <p>図書館は、延べ床面積1,986㎡であり、教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、カウンター、事務室、開架書庫・集密書庫等を備えている。</p> <p>閲覧室の座席数は276席であり、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えている。</p>	2-5
第39条	—	附属施設が必要な学部又は学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第39条の2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第40条	○	学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数のコンピュータ、プロジェクター、視聴覚機器、楽器、実験実習用機器、標本等を備えている。	2-5
第40条の2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第40条の3	○	教育研究上の目的を達成するため、長期保全計画に基づき施設・設備の修繕・更新に必要な経費を確保するとともに、必要に応じ	2-5 4-4

鎌倉女子大学

		て各部署の予算において関連機器等の整備のための経費を確保することにより、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	
第40条の4	○	大学の名称は、大学学則第1条において「鎌倉女子大学」と定めている。学部の名称は、大学学則第5条において、「家政学部」「児童学部」「教育学部」と定めている。学科の名称は、大学学則第5条において、「家政保健学科」「管理栄養学科」「児童学科」「子ども心理学科」「教育学科」と定めている。これらの名称は、大学等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1
第41条	○	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第2条・別表及び「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」において、事務組織について定めている。事務組織には、その事務を遂行するため、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第3条第1項第2号及び大学学則第56条に規定する事務職員をはじめとする専任の職員を配置している。	4-1 4-3
第42条	○	学生の厚生補導を行うために、委員会組織として学生生活委員会、事務組織として学生センター学生課、学生相談室、保健センターを設置し、専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第42条の2	○	大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、委員会組織としてキャリア教育推進委員会、就職委員会、教職委員会、事務組織としてキャリア教育推進室、就職センター、教職センターを置き、各学科との連携を図るなど、適切な体制を整えている。	2-3
第42条の3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 SD委員会規程」に基づき、SD委員会を設置した上で、「職員研修実施方針」「職員研修実施計画」に基づき、毎年度のSDを実施している。	4-3
第42条の3の2	—	学部等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第43条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第44条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第45条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第46条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2 4-2
第47条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第48条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第49条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第49条の2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2

鎌倉女子大学

第49条の3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第49条の4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第57条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第58条	—	大学院大学を設置していないため、該当しない。	2-5
第60条	—	新たな大学等、薬学を履修する課程を設置していないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	大学学則第48条の3第1項及び「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第4条第1項において、大学を卒業した者に対し学士の学位を授与することを定めている。	3-1
第10条	○	大学学則第48条の3第2項及び「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第3条第1号において、学士の学位に付記する専門分野の名称を、家政保健学科は「学士（家政学）」、管理栄養学科は「学士（栄養学）」、児童学科は「学士（児童学）」、子ども心理学科は「学士（心理学）」、教育学科は「学士（教育学）」と適切に定めている。	3-1
第10条の2	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第13条	○	学位に関し必要な事項は、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」において定めている。最新の学位規程は、文部科学省と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が共同で実施する学位授与状況等調査を通じて、文部科学省に提出しており、これをもって文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	学校法人の責務については、設置校の教育研究活動及び運営に関する中期計画を策定し、その実施状況について毎年度自己点検・評価を行い改善に努めており、自主的に法人の運営基盤の強化及び設置校の教育の質の向上を図っている。また、ホームページでの情報公開を通じて、運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第26条の2	○	特別の利益供与の禁止については、事業を行うに当たって、理事、監事、評議員、職員等の本法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1

鎌倉女子大学

第33条の2	○	寄附行為第36条第2項に則り、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	5-1
第35条	○	役員については、寄附行為第5条において、理事5名以上8名以内、監事2名を置くことを定め、現在、理事6名、監事2名を置いている。また、理事のうち1名を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任することを定め、規定通りに運用している。	5-2 5-3
第35条の2	○	寄附行為第41条・第42条において、役員为学校法人に対する損害賠償責任に関する事項を定めているが、役員が損害賠償責任を負うことになるのは、善管注意義務を負っているためである。役員が善管注意義務を負っているのは、学校法人と役員との関係について委任に関する規定に従っているためであり、私立学校法第35条の2を遵守しているといえる。	5-2 5-3
第36条	○	理事会については、寄附行為第17条において、「この法人に理事をもって組織する理事会を置く」こと、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」こと、「理事会は、理事長が招集する」こと、「理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない」こと、「理事会に議長をおき、理事長をもって充てる」こと、「理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」こと、「理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」こと、「理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」ことを定め、規定通りに運用している。	5-2
第37条	○	理事長の職務については、寄附行為第12条において、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理することを定めている。 理事の代表権の制限については、寄附行為第14条において、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないことを定めている。 理事長職務の代理等については、寄附行為第15条において、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行うことを定めている。 監事の職務については、寄附行為第16条第1項において、「監事は、次の各号に掲げる職務を行う。(1)この法人の業務を監査する	5-2 5-3

鎌倉女子大学

		<p>こと。(2)この法人の財産の状況を監査すること。(3)この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。(4)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。(5)第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。(6)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。(7)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して、意見を述べること。」、同条第2項において「前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。」と定めており、これらの規定通りに運用している。</p>	
<p>第38条</p>	<p>○</p>	<p>理事の選任については、寄附行為第6条第1項において、「理事は、次の各号に掲げる者とする。(1)鎌倉女子大学の学長を含め、法人の経営するその他の学校の長のうちから理事会において選任した者 1名以上2名以内 (2)評議員のうちから評議員会において選任した者 2名以上3名以内 (3)学識経験者のうちから理事会において選任した者 2名以上3名以内」、第2項において「前項第1号及び第2号の理事は、学長又は本法人の経営するその他の学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。」と定めている。</p> <p>監事の選任については、寄附行為第7条において、監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任することを定めている。</p> <p>役員選任の制限については、寄附行為第8条において、「この法人の役員の選任にあたっては、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1名をこえて含まれることがあってはならない。」と定めており、これらの規定通りに運用している。</p> <p>役員には、それぞれ選任の際、現に本法人の役員及び職員ではない者が含まれている。</p> <p>役員には、学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者、心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者を選任していない。</p>	<p>5-2</p>
<p>第39条</p>	<p>○</p>	<p>役員の兼職禁止については、寄附行為第7条において、監事は、こ</p>	<p>5-2</p>

鎌倉女子大学

		の法人の理事、評議員又は職員と兼ねてはならないことを明示し、規定通りに運用している。	
第40条	○	役員の新補充については、寄附行為第10条において、理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならないことを定め、規定通りに運用している。	5-2
第41条	○	評議員会については、寄附行為第20条において、「この法人に、評議員会を置く」こと、「評議員会は、12名以上19名以内の評議員をもって組織する」こと、「評議員会は、理事長が招集する」こと、「評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる」こと、「理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない」こと、「評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない」こと、「評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」こと、「議長は、評議員として議決に加わることができない」こと、「評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない」ことを定め、規定通りに運用している。なお、評議員の現員は13名である。	5-3
第42条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第22条において、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項として、「予算及び事業計画」、「事業に関する中期的な計画」、「借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準」、「予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄」、「寄附行為の変更」、「合併」、「目的たる事業の成功の不能による解散」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」を定め、規定通りに運用している。	5-3
第43条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第23条において、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを定め、規定通りに運用している。	5-3

鎌倉女子大学

第44条	○	評議員の選任については、寄附行為第24条第1項において、「評議員は、次の各号に掲げる者とする。(1)この法人の職員で理事会において選任した者 5名以上7名以内 (2)この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5名以上7名以内 (3)学識経験者（職員及び法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから理事会において選任した者 2名以上5名以内」、第2項において、「前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。」と定め、規定通りに運用している。	5-3
第44条の2	○	寄附行為第41条・第42条において、役員为学校法人に対する損害賠償責任に係る責任の免除及び責任限定契約について定めており、役員がその任務を怠ったときに学校法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負うことを示している。	5-2 5-3
第44条の3	○	役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第44条の4	○	役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする事としている。	5-2 5-3
第44条の5	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任の免除の方法については、 ①総評議員の同意による免除②評議員会の3分の2以上の決議による免除③寄附行為第41条に基づく理事会の決議による免除④寄附行為第42条に基づく責任限定契約による免除一としており、理事が自己のためにした取引に関する損害賠償責任の場合は、②③④の方法により免除することはできないとしている。 補償契約及び役員賠償責任保険契約については、契約内容を決定するにあたり理事会の決議を要することとしている。 なお、責任限定契約に関しては非業務執行理事及び監事と締結しており、役員賠償責任保険契約に関しては、理事会の決議を経て締結しており、契約内容等を事業報告書に記載し、事業実績の一環として評議員会に適切に報告している。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第46条に則り、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得た後、文部科学大臣の認可を受けている。私立学校法施行規則に定める届出事項の場合には、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得た後、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ている。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第33条に則り、毎会計年度、予算及び事業計画を作成するとともに、5年を目途とした期間ごとに、事業に関する中期的な計画を作成している。なお、中期計画については、現在、大学・	1-2 5-4 6-3

鎌倉女子大学

		大学院・短期大学部で共通の「中期計画（2018年度～2022年度）」を執行中であり、私立学校法改正の施行日（令和2年4月1日）より前を始期としたものである。また、毎年度の事業計画は、この中期計画をもとに作成している。	
第46条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第35条において、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないことを定め、規定通りに運用している。	5-3
第47条	○	寄附行為第36条に則り、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成している。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（個人の住所に係る記載の部分を除く）を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	5-1
第48条	○	役員の報酬については、寄附行為第38条及び「学校法人鎌倉女子大学 役員報酬規程」において適切に定め、これに則り支給している。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第40条において、会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとするを定めている。	5-1
第63条の2	○	情報の公表については、寄附行為第37条に則り、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）、役員に対する報酬等の支給の基準を、ホームページ上で適切に公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○	大学院学則第2条第1項において、「鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。」と大学院の目的を定めている。	1-1
第100条	○	大学院学則第4条において、児童学研究科を置くことを定めている。	1-2
第102条	○	大学院学則第13条において入学資格について定めており、第1号を「大学を卒業した者」とし、第2号～第5号において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を定めている。 学校教育法第102条第1項ただし書に規定する入学資格について	2-1

鎌倉女子大学

		は、博士課程の後期三年のみの課程を置く研究科を設置していないため、該当しない。 学校教育法第102条第2項に規定する飛び入学については、認めていないため、該当しない。	
--	--	--	--

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	○	大学院学則第13条において入学資格を定めており、第2号を「学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者」、第3号を「外国において、学校教育における16年の課程を修了した者」、第4号を「文部科学大臣の指定した者」、第5号を「本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者」としている。	2-1
第156条	—	学校教育法第102条第1項ただし書に規定する入学資格については、博士課程の後期三年のみの課程を置く研究科を設置していないため、該当しない。	2-1
第157条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第158条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第159条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1
第160条	—	飛び入学については、認めていないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令を遵守するとともに、大学院設置基準を必要最低基準と認識し、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。 大学院学則第3条において、教育研究活動の水準の向上のために自己点検・評価を行うことを定めた上で、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価の結果を改善に結び付け、質の向上を図っている。	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院学則第2条第2項において、研究科の人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者選抜については、大学院学則第15条、「鎌倉女子大学大学院 入学者選抜規則」「鎌倉女子大学大学院 入試委員会規程」に定めており、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行	2-1

鎌倉女子大学

		っている。	
第1条の4	○	教学に関する各種委員会及び事務部署において、教員と事務職員の双方を構成員とするなど、教職協働により、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図っている。	2-2
第2条	○	大学院学則第3条の2第1項において、修士課程を置くことを定めている。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第3条	○	大学院学則第3条の2第2項において、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における理論及び応用の研究能力を培い、以って高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した実践力を培うものとする。」と修士課程の目的を定めている。 大学院学則第5条において、修士課程の標準修業年限を2年と定めている。	1-2
第4条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第5条	○	大学院学則第4条において、児童学研究科を設置することを定めている。児童学研究科は、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	大学院学則第4条において、児童学研究科に児童学専攻を設置することを定めている。	1-2
第7条	○	児童学研究科は、学部教育を基礎とし、児童学部児童学科、児童学部子ども心理学科、教育学部教育学科にそれぞれ対応させた「児童学総合研究科目群（クラスター）」「子ども心理学研究科目群（クラスター）」「学校教育学研究科目群（クラスター）」を設けて教育課程を編成している。各学科と適切な連携を図ることにより、研究科の目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-2
第7条の2	—	二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	研究科及び専攻の規模並びに学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置いている。 教員の役割分担については、大学院学則第47条、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第9条・第11条～第12条において、大学院に研究科長、研究科にクラスター主任、教務担当を置くことを定	3-2 4-2

鎌倉女子大学

		<p>め、連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう留意している。</p> <p>大学院の教員組織については、大学院学則第46条において、学部等の教員を以って構成することを定めている。</p> <p>教員の年齢構成については、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。</p> <p>なお、二以上の校地において教育を行っていない。</p>	
第9条	○	<p>大学院の教員の資格については、「鎌倉女子大学大学院 研究科担当教員選考基準」第2条において、「研究科担当教員は、次の各号のいずれかに該当し、且つ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者並びに学位論文作成等の指導に必要な高度の見識と能力があると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有し、研究上の業績を有する者(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者(3)学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者(4)専攻分野について、特に優れた知識・技能及び経験を有すると認められる者」と定め、これを満たしたものを任用している。</p> <p>教員数については、研究指導教員は基準数3人(うち教授数2人)に対して現員9人(うち教授数9人)、研究指導補助教員は基準数3人に対して現員7人を配置しており、基準数を上回っている。</p>	3-2 4-2
第10条	○	<p>大学院学則第4条において、児童学研究科児童学専攻の入学定員及び収容定員を定めている。</p> <p>収容定員については、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮して定めている。</p> <p>在学生数については、収容定員に基づき、適正に管理している。</p> <p>なお、外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。</p>	2-1
第11条	○	<p>大学院学則第2条に定める使命・目的及び教育目的を踏まえて、大学院及び児童学研究科のディプロマポリシーを定め、これを達成するために大学院及び児童学研究科のカリキュラムポリシーを定めている。</p> <p>カリキュラムポリシーに沿って、必要な授業科目を自ら開設し、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定している。また、体系的に教育課程を編成し、カリキュラムチャート及びナンバリングによってその体系性を明示している。</p> <p>児童学研究科のカリキュラムポリシーにおいては、「専攻共通科目」、「児童学総合研究科目群(クラスター)」、「子ども心理</p>	3-2

鎌倉女子大学

		学研究科目群（クラスター）」、「学校教育学研究科目群（クラスター）」によって教育課程を編成することを示しており、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	
第12条	○	大学院学則第5条の3において、大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うことを定めている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導を行う教員については、「鎌倉女子大学大学院 研究科担当教員選考基準」第2条に定める資格を満たした者を大学院の教員として任用しており、これらの教員が研究指導を行っている。 他の大学院等における研究指導については、大学院学則第33条において、「教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる」こと、「修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする」ことを定めている。	2-2 3-2
第14条	—	昼夜開講制を実施していないため、該当しない。	3-2
第14条の2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画については、各授業科目のシラバスにおいて、あらかじめ明示している。 研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画については、「履修の手引」やその他の配布資料において、あらかじめ明示している。 学修の成果に係る評価の基準については、大学院学則第29条において成績評価基準を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示している。各授業科目の成績評価基準は、シラバスにおいて学生に対してあらかじめ明示している。これらの基準にしたがって適切に評価を行っている。 学位論文に係る評価の基準については、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第6条第7項に基づき、修士論文に係る評価の基準を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に評価を行っている。 修了の認定の基準については、大学院学則第42条において修了要件を定めた上で、修了要件単位数とあわせて、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に認定を行っている。	3-1
第14条の3	○	授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、「鎌倉女子	3-3

鎌倉女子大学

		大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 FD委員会 規程」に基づき、FD委員会を設置し「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FDセミナー」「新任教員研修」等を毎年度実施しており、大学院の教員も対象としている。	4-2
第15条	○	<p>連携開設科目については、開設していないため、該当しない。</p> <p>各授業科目の単位については、大学院学則第7条において、各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算することを定めている。その上で、「講義及び演習については、15時間の授業を以って1単位とする」こと、「実験、実習及び実技については、30時間の授業を以って1単位とする」こと、「1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間の授業を以って1単位とする」こと、「学位論文の作成に関する授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」ことを定めている。これらの規定に則り、「履修の手引」において、各授業科目の単位数を示している。</p> <p>一年間の授業期間については、大学院学則第8条第1項において、定期試験等の期間を含めて、35週にわたることを原則とすることを定めている。大学院学則第58条・第59条において、学年・学期、休業日について定めている。これらの規定に基づき、学年暦（学事日程）を編成し、35週にわたる授業期間を適切に確保している。</p> <p>各授業科目の授業期間については、大学院学則第8条第2項において、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができることを定めた上で、シラバスにおいて明示している。</p> <p>授業を行う学生数については、1学年の人数が少ないことに加えて、個々の学生がそれぞれ選択した研究科目群を中心に研究テーマに基づく履修を行うため、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっている。</p> <p>授業の方法については、大学院学則第8条の2において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う」こと、「授業は、多様なメディアを高</p>	2-2 2-5 3-1 3-2

鎌倉女子大学

		<p>度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる」こと、「授業は、外国において履修させることができる」ことを定め、適切に運用している。</p> <p>単位の授与については、大学院学則第29条の2において、授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。第30条第2項において、学位論文の作成に関する授業科目については、審査を以って試験に代えることがあることを定めている。</p> <p>連携開設科目に係る単位の認定については、連携開設科目を開設していないため、該当しない。</p> <p>他の大学院における授業科目の履修等については、大学院学則第32条において、「教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。</p> <p>入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第34条第1項において、「教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」、同条第2項において、「前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする」と定めている。なお、大学院学則第32条により本大学院において修得したものとみなす単位数は10単位を超えないものとしているため、あわせて20単位を超えないことになっている。</p> <p>長期にわたる教育課程の履修については、長期履修制度を設けていないため、該当しない。</p> <p>科目等履修生等については、大学院学則第51条に基づき、「鎌倉女子大学大学院 科目等履修生規程」第7条において、科目等履修生のへ単位の授与を定めている。授業を行う学生数は、科目等履修生等を含めて、教育効果を十分にあげられるような適当な人数に設定している。</p>	
第16条	○	<p>大学院学則第42条において、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修士課程の修了要件として定めている。在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について</p>	3-1

鎌倉女子大学

		は、1年以上在学すれば足りることとしている。	
第17条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第19条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室5室、演習室3室、大学院生専用の共同研究室として「自習室」を備えている。「集団心理学実験室」をはじめとする実験・実習室については、学部と共用している。	2-5
第20条	○	研究科・専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数のコンピュータ、プロジェクター、視聴覚機器、楽器、実験実習用機器、標本等を備えている。	2-5
第21条	○	学部と共用する図書館において、研究科・専攻の種類に応じた図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。また、大学院専用の文献室を設置し、研究に必要な図書3,394冊（収容可能冊数約4,200冊）を別置きしている。	2-5
第22条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部の施設・設備を共用している。	2-5
第22条の2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第22条の3	○	教育研究上の目的を達成するため、長期保全計画に基づき施設・設備の修繕・更新に必要な経費を確保するとともに、必要に応じて各部署の予算において関連機器等の整備のための経費を確保することにより、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、大学院学則第4条において、児童学研究科児童学専攻と定めている。この名称は、研究科等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1
第23条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	1-1 1-2
第24条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第25条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第26条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第27条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第28条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第29条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第30条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2

鎌倉女子大学

第30条の2	—	研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため、該当しない。	3-2
第31条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第32条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第33条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第34条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第34条の2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第34条の3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第42条	○	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第2条・別表及び「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」において、事務組織について定めている。事務組織には、その事務を遂行するため、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第3条第1項第2号に規定する事務職員をはじめとする専任の職員を配置している	4-1 4-3
第42条の2	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	2-3
第42条の3	○	授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、ホームページ、大学院案内、学生募集要項において、学生及び入学志望者に対して明示している。	2-4
第43条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 SD委員会規程」に基づき、SD委員会を設置した上で、「職員研修実施方針」「職員研修実施計画」に基づき、毎年度のSDを実施している。	4-3
第45条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第46条	—	新たに大学院及び研究科等を設置していないため、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2

鎌倉女子大学

第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1

鎌倉女子大学

第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2
第33条			3-1
第34条			3-1
第42条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第42の3条及び「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第4条第2項において、大学院の修士課程を修了した者 に対し修士の学位を授与することを定めている。	3-1
第4条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第5条	○	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第6条第3項にお いて、学位論文の審査に当たって必要があるときは、児童学研究 科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は 研究所等を含む）の教員等を審査員として加えることができるこ とを定めている。	3-1
第12条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5

鎌倉女子大学

第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表F-1】	理事長名、学長名等	
【表F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-3】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	
【表2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）	
【表2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表2-4】	就職相談室等の状況	
【表2-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-11】	図書館の開館状況	
【表2-12】	情報センター等の状況	
【表3-1】	授業科目の概要	
【表3-2】	成績評価基準	
【表3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	
【資料F-2】	大学案内	
	2022 大学案内	
	2022 大学院案内	後日送付
【資料F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	「鎌倉女子大学 学則」	
	「鎌倉女子大学大学院 学則」	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 入試ガイド	
	2022 総合型選抜（学部・専願制／高大接続）学生募集要項	

鎌倉女子大学

	2021 学生募集要項（学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜）	2022版は後日送付
	2021 大学院 学生募集要項	2022版は後日送付
	2021 第3学年 編入学試験要項	2022版は後日送付
【資料F-5】	学生便覧 学生生活の手引 2021年版	
【資料F-6】	事業計画書 令和3年度 事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書 令和2年度 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど Access & Map（「2022 大学案内」137ページ） CAMPUS MAP	【資料F-2】 抜粋
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 令和3年度 規程集	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 役員名簿（令和3年4月1日現在） 評議員名簿（令和3年4月1日現在） 令和2年度 理事会・評議員会 開催状況	
【資料F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） 計算書類（平成28年度～令和2年度） 監事監査報告書（平成28年度～令和2年度）	
【資料F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 履修の手引 2021年版 オリエンテーション資料 2021 シラバス	
【資料F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 3つのポリシー（「履修の手引 2021年版」15～39, 233～236ページ）	【資料F-12】 抜粋
【資料F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価の結果への改善状況	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料1-1-1】	2022 大学案内（12ページ【建学の精神】）	【資料F-2】 抜粋
【資料1-1-2】	「鎌倉女子大学 学則」第3条（目的）	【資料F-3】 抜粋
【資料1-1-3】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第2条（目的）	【資料F-3】 抜粋
【資料1-1-4】	シラバス「建学の精神」	
【資料1-1-5】	建学の精神実践講座 資料（2019年度／2020年度）	
【資料1-1-6】	シラバス「女性と文化」	
【資料1-1-7】	シラバス「女性と健康」	
【資料1-1-8】	履修の手引 2021年版（60～68ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】）	【資料F-12】 抜粋
【資料1-1-9】	鎌倉女子大学児童学部設置認可申請書（抜粋）	

鎌倉女子大学

【資料1-1-10】	鎌倉女子大学家政学部家政学科及び管理栄養学科設置認可申請書（抜粋）	
【資料1-1-11】	鎌倉女子大学家政学部家政保健学科設置届出書（抜粋）	
【資料1-1-12】	鎌倉女子大学児童学部教育学科設置届出書（抜粋）	
【資料1-1-13】	鎌倉女子大学教育学部教育学科設置届出書（抜粋）	
【資料1-1-14】	鎌倉女子大学大学院設置認可申請書（抜粋）	
【資料1-1-15】	目的・ポリシーの見直しに関する資料（2019年度第10回・第11回大学教授会議事録／2019年度第10回・第11回児童学研究科委員会会議事録）	
【資料1-1-16】	目的・ポリシー 新旧対照表	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料1-2-1】	「鎌倉女子大学 教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」（3）	
【資料1-2-2】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」（3）	
【資料1-2-3】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」第5条（審議事項）第7号	
【資料1-2-4】	各種委員会一覧	
【資料1-2-5】	履修の手引 2021年版（13～14, 232ページ【使命・目的及び教育目的】）	【資料F-12】抜粋
【資料1-2-6】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>3. 大学等の教育研究上の基本情報>(2) 教育研究上の目的	
【資料1-2-7】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>建学の精神	
【資料1-2-8】	2022 大学案内（12ページ【建学の精神】）	【資料F-2】抜粋
【資料1-2-9】	2021年5月オープンキャンパス 大学紹介ガイダンス 資料（スライド8【建学の精神】）	
【資料1-2-10】	シラバス「建学の精神」「建学の精神特論」	
【資料1-2-11】	「緑苑 第55号」（78～111ページ【建学の精神より】）	
【資料1-2-12】	求人のためのご案内—磨きあう知と心—（就職センター発行）	
【資料1-2-13】	求人のためのご案内—人間力あふれる教育・保育者を求める皆さまへ—（教職センター発行）	
【資料1-2-14】	中期計画（2018年度～2022年度）	
【資料1-2-15】	目的・ポリシーの見直しに関する資料（2019年度第10回・第11回大学教授会議事録／2019年度第10回・第11回児童学研究科委員会会議事録）	【資料1-1-15】と同じ
【資料1-2-16】	目的・ポリシー 新旧対照表	【資料1-1-16】と同じ
【資料1-2-17】	「鎌倉女子大学 学則」第5条（学部・学科）	【資料F-3】抜粋
【資料1-2-18】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第4条（研究科・専攻・収容定員）	【資料F-3】抜粋
【資料1-2-19】	履修の手引 2021年版（8ページ【学部・学科 研究科の構成】）	【資料F-12】抜粋

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	履修の手引 2021年版（13～39, 232～236ページ【使命・目的及び教育目的】【3つのポリシー】）	【資料F-12】抜粋
【資料2-1-2】	鎌倉女子大学ホームページ	

鎌倉女子大学

	(https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>3. 大学等の教育研究上の基本情報> (4)3つのポリシー	
【資料2-1-3】	2022 入試ガイド (3~4ページ)	【資料F-4】 抜粋
【資料2-1-4】	2022 総合型選抜 (学部・専願制/高大接続) 学生募集要項 (1~8ページ) / 2021 学生募集要項 (学校推薦型選抜、一般 選抜、社会人選抜) (2~11ページ)	【資料F-4】 抜粋
【資料2-1-5】	2021年5月オープンキャンパス 入試説明会 資料 (スライド9 ~11【アドミッションポリシー】)	
【資料2-1-6】	2022 大学院案内 (2ページ【3つのポリシー】)	【資料F-2】と同じ (後日送付)
【資料2-1-7】	「鎌倉女子大学 入学者選抜規則」	
【資料2-1-8】	2022 入試ガイド	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-9】	2022 総合型選抜 (大学・専願制/高大接続) 学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-10】	2021 学生募集要項 (学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜)	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-11】	2022年度 学校推薦型選抜 (指定校) 依頼状/出願手続要項	出願手続要項は後日送 付
【資料2-1-12】	2022年度 学校推薦型選抜 (併設校) 依頼状	
【資料2-1-13】	「鎌倉女子大学 入試委員会規程」	
【資料2-1-14】	「鎌倉女子大学 教授会規則」	
【資料2-1-15】	2020年度 (大学)入試委員会 議事録 (入試判定 抜粋)	
【資料2-1-16】	2020年度 大学教授会 議事録 (入試結果報告 抜粋)	
【資料2-1-17】	選抜方法の妥当性の検証に関する資料 (2018年度第3回 (大学) 入試委員会資料)	
【資料2-1-18】	「鎌倉女子大学 大学入学共通テスト実施委員会規程」	
【資料2-1-19】	入試問題の作成に関する資料	
【資料2-1-20】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 入試情報>障害や疾病のある受験生への特別措置	
【資料2-1-21】	「鎌倉女子大学大学院 入学者選抜規則」	
【資料2-1-22】	2021年度 大学院 学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-23】	2021年度 大学院 内部推薦入試 資料	2022年度版は後日送付
【資料2-1-24】	「鎌倉女子大学大学院 入試委員会規程」	
【資料2-1-25】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会規程」	
【資料2-1-26】	2020年度 (大学院)入試委員会 議事録 (入試判定 抜粋)	
【資料2-1-27】	2020年度 児童学研究科委員会 議事録 (入試結果報告 抜粋)	
【資料2-1-28】	2021年度 本学学部生を対象とした大学院オープンクラス	
【資料2-1-29】	大学院進学支援 (英語文献講読会) について	
2-2. 学修支援		
【資料2-2-1】	オリエンテーション資料 2021 (14ページ【クラスアドバイザー】)	【資料F-12】 抜粋
【資料2-2-2】	管理栄養士国家試験対策室に関する資料	
【資料2-2-3】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第14条 (教務課) / 第15条 (学務課) / 第16条 (免許・資格指導課) / 第25条 (教職センター)	
【資料2-2-4】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第4条 (職務) 第6号 ※ 学習・実習指導員	
【資料2-2-5】	履修の手引 2021年版	【資料F-12】と同じ
【資料2-2-6】	オリエンテーション資料 2021	【資料F-12】と同じ
【資料2-2-7】	学外実習に関する資料	
【資料2-2-8】	「企業等インターンシップ」に関する資料	
【資料2-2-9】	「教職等インターンシップ」に関する資料	

鎌倉女子大学

【資料2-2-10】	「教職実践演習」「保育・教職実践演習」フィールドワークに関する資料（令和元年度／令和2年度）	
【資料2-2-11】	「鎌倉女子大学 教務委員会規程」	
【資料2-2-12】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 免許・資格指導委員会規程」	
【資料2-2-13】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 教員養成カリキュラム委員会規程」	
【資料2-2-14】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会規程」	【資料2-1-25】と同じ
【資料2-2-15】	各種委員会一覧	【資料1-2-4】と同じ
【資料2-2-16】	学生生活の手引 2021年版（131ページ「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 障害学生に対する支援の基本方針」）	【資料F-5】抜粋
【資料2-2-17】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>7. 大学等の学生支援に関する情報>(5) 障害学生に対する支援>障害学生に対する支援の基本方針	
【資料2-2-18】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 障害学生修学支援検討委員会規程」	
【資料2-2-19】	障害学生に対する支援のフロー	
【資料2-2-20】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第21条（学生課）第11号	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-2-21】	2021年版 学生生活の手引（54ページ【障害学生に対する支援について】）	【資料F-5】抜粋
【資料2-2-22】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第26条（障害学生支援アドバイザー）	【資料2-2-4】と同じ
【資料2-2-23】	令和2年度 オンラインノートテイク講習会 資料	
【資料2-2-24】	令和元年度 学生センターSD研修会 資料	
【資料2-2-25】	音声認識文字化アプリ「UDトーク」オンライン講習会 資料	
【資料2-2-26】	学生生活の手引 2021年版（51ページ【オフィスアワー】）	【資料F-5】抜粋
【資料2-2-27】	オリエンテーション資料 2021（165ページ【教員に面会したい(連絡をとりたい)場合】）	【資料F-12】抜粋
【資料2-2-28】	2021年度春Semester 教員出講状況一覧表	
【資料2-2-29】	メールアドレス等の設定と公開のお願い（専任教員向け通知）	
【資料2-2-30】	メールアドレスの入力と公開のお願い（非常勤教員向け通知）	
【資料2-2-31】	TAの業務について（TA研修資料）	
【資料2-2-32】	令和3年度春Semester 助手・非常勤職員配置	
【資料2-2-33】	履修の手引 2021年版（46～47ページ【休学・復学】【退学】）	【資料F-12】抜粋
【資料2-2-34】	退学願／休学願／退学に関する経過報告／休学に関する経過報告	
【資料2-2-35】	2021年度第2回 大学学部長会議 議事録（退学・休学理由の検証 抜粋）	
【資料2-2-36】	退学・休学理由 一覧（過去3年間）	
2-3. キャリア支援		
【資料2-3-1】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育推進委員会規程」	
【資料2-3-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 就職委員会規程」	
【資料2-3-3】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 教職委員会規程」	
【資料2-3-4】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第17条（キャリア教育推進室）／第24条（就職課）／第25条（教職センター）	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-3-5】	履修の手引 2021年版（42ページ【大学のキャリア教育ポリシー】）	【資料F-12】抜粋

鎌倉女子大学

	ー))	
【資料2-3-6】	建学の精神実践講座 資料 (2019年度/2020年度)	【資料1-1-5】と同じ
【資料2-3-7】	履修の手引 2021年版 (60~68ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】/54~55ページ【企業等インターンシップ】【教職等インターンシップ】/176~193ページ【学外実習】)	【資料F-12】抜粋
【資料2-3-8】	シラバス「企業等インターンシップ」「教職等インターンシップ①」「教職等インターンシップ②」	
【資料2-3-9】	学生生活の手引 2021年版 (70~75ページ【就職支援】)	【資料F-5】抜粋
【資料2-3-10】	2020年度 就職活動支援企画 一覧/2021年度 就職活動支援企画 一覧	
【資料2-3-11】	Career Guidebook 2023/就職活動ワークブック 2023	
【資料2-3-12】	2021年度 インターンシップ説明会 (就職センター利用型・個人参加型) 資料	
【資料2-3-13】	2020年度 商品企画入門実践講座 資料	
【資料2-3-14】	学生生活の手引 2021年版 (66~69ページ【教職への支援】)	【資料F-5】抜粋
【資料2-3-15】	2020年度 教職センター 支援講座等一覧	
【資料2-3-16】	令和3年度 教員・公立幼保採用試験対策講座 年間計画	
【資料2-3-17】	教職教養特別講座 資料/小学校理科授業実践講 資料/学校教員就業前特別講座 資料	
【資料2-3-18】	シラバス「児童学フィールド研究」「子ども心理学フィールド研究」「学校教育学フィールド研究」	
【資料2-3-19】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第24条 (就職課) / 第25条 (教職センター)	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-3-20】	Career Guidebook 2023 (71ページ【障害のある学生の就職活動】)	【資料2-3-11】抜粋
【資料2-3-21】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 就職委員会規程」	【資料2-3-2】と同じ
【資料2-3-22】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 教職委員会規程」	【資料2-3-3】と同じ
【資料2-3-23】	学科と就職センターの協働に関する資料	
【資料2-3-24】	キャリアサポートガイド	
2-4. 学生サービス		
【資料2-4-1】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」	
【資料2-4-2】	各種委員会一覧	【資料1-2-4】と同じ
【資料2-4-3】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第21条 (学生課) / 第22条 (学生相談室) / 第11条 (保健課)	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-4-4】	学生生活の手引 2021年版 (49~50ページ【健康支援】/51~53ページ【学生相談】)	【資料F-5】抜粋
【資料2-4-5】	学生生活の手引 2021年版 (45~48ページ【経済的支援】)	【資料F-5】抜粋
【資料2-4-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 フリージア奨学金規程」	
【資料2-4-7】	2021年度 フリージア奨学金 募集要項	
【資料2-4-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 スペリオール奨学金規程」	
【資料2-4-9】	令和3年度 スペリオール奨学金推薦者一覧	
【資料2-4-10】	令和3年度 フリージア奨学金・スペリオール奨学金 採用計画	
【資料2-4-11】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 特待生奨学金規程」	
【資料2-4-12】	2022 入試ガイド (17ページ【一般選抜 (学部/特待生チャレンジ)】)	【資料F-4】抜粋
【資料2-4-13】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 島っ子応援奨学金 (予約型) 規程」	
【資料2-4-14】	2022年度 島っ子応援奨学金 (予約型) 募集要項	

鎌倉女子大学

【資料2-4-15】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置規程」	
【資料2-4-16】	令和2年7月豪雨に係る鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置 募集要項	
【資料2-4-17】	新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の方へ	
【資料2-4-18】	経済的に困難な学生を対象とする遠隔授業受講環境整備支援制度 募集要項	
【資料2-4-19】	鎌倉女子大学奨学金（緊急支援） 募集要項	
【資料2-4-20】	経済的に困難な学生を対象とする教材購入支援制度 募集要項	
【資料2-4-21】	経済的に困難な学生を対象とする「Wi-Fiルーター貸与」制度 募集要項	
【資料2-4-22】	その他の奨学金給付・貸与状況（令和2年度実績） ※データ編【表2-7-①】	
【資料2-4-23】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学友会に関する規程」	
【資料2-4-24】	学生生活の手引 2021年版（55～65ページ【課外活動】）	【資料F-5】 抜粋
【資料2-4-25】	令和3年度 クラブ（部・同好会） 部長等一覧	
【資料2-4-26】	令和3年度 学友会WEEK資料	
【資料2-4-27】	2021 クラブ・グリーンプロジェクト Information	
【資料2-4-28】	2019年度 コミュニティモールコンサート開催一覧	
【資料2-4-29】	令和2年度 学友会リーダーズミーティング 実施要領	
【資料2-4-30】	令和3年度 ボランティア活動説明会 実施要領	
【資料2-4-31】	「鎌倉女子大学 学則」第49条（表彰）	【資料F-3】 抜粋
【資料2-4-32】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第43条（表彰）	【資料F-3】 抜粋
【資料2-4-33】	表彰に関する基準	
【資料2-4-34】	学生相談室の利用状況（過去3年間） ※データ編【表2-9-①】	
【資料2-4-35】	保健センターの利用状況（過去3年間） ※データ編【表2-9-②】	
【資料2-4-36】	オリエンテーション資料 2021（14ページ【クラスアドバイザー】）	【資料F-12】 抜粋
【資料2-4-37】	学生生活の手引 2021年版（53ページ【ハラスメントのないキャンパスを目指して】）	【資料F-5】 抜粋
2-5. 学修環境の整備		
【資料2-5-1】	2022 大学案内（137ページ【Access&Map】）	【資料F-8】 と同じ
【資料2-5-2】	学生生活の手引 2021年版（100ページ【キャンパス周辺MAP】／101～105ページ【大船キャンパス】／106～107ページ【岩瀬キャンパス】／108～109ページ【教育研修施設】）	【資料F-5】 抜粋
【資料2-5-3】	2022 大学案内（114～119ページ【大船キャンパス】／124～125ページ【キャンパス周辺環境】）	【資料F-2】 抜粋
【資料2-5-4】	CAMPUS MAP	【資料F-8】 と同じ
【資料2-5-5】	新耐震基準適合に関する資料	
【資料2-5-6】	大船キャンパス 長期保全計画	
【資料2-5-7】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第3条（総務課）／第6条（施設課）	【資料2-2-3】 と同じ
【資料2-5-8】	学生生活の手引 2021年版（101～105ページ【大船キャンパス】／98ページ【野外教育施設（東山ビオトープ）】／99ページ【カンティーン・カフェテリア・ショップ】／38ページ【コミュニティモールコンサート】／96～97ページ【情報処理演習室・ラーニング・commons】／35～36ページ【施設の利用】）	【資料F-5】 抜粋
【資料2-5-9】	CAMPUS MAP	【資料F-8】 と同じ

鎌倉女子大学

【資料2-5-10】	2022 大学案内（114～119ページ【大船キャンパス】）	【資料F-2】 抜粋
【資料2-5-11】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館規程」	
【資料2-5-12】	学生生活の手引 2021年版（90～95ページ【図書館】）	【資料F-5】 抜粋
【資料2-5-13】	図書、資料の所蔵数 ※データ編【表2-11-①】	
【資料2-5-14】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館運営委員会規程」	
【資料2-5-15】	鎌倉女子大学図書館ホームページ (https://libufinity.kamakura-u.ac.jp/)	
【資料2-5-16】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第19条（図書課）	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-5-17】	図書館入館者数・貸出冊数（過去3年間） ※データ編【表2-11-②】	
【資料2-5-18】	学生生活の手引 2021年版（96～97ページ【情報処理演習室・ラーニング・commons】）	【資料F-5】 抜粋
【資料2-5-19】	オリエンテーション資料 2021（47～80ページ【コンピュータ・ネットワーク利用ガイド】）	【資料F-12】 抜粋
【資料2-5-20】	2021年度 授業運営上の手引（10～12ページ【ICT機器一覧】）	【資料4-2-25】 抜粋
【資料2-5-21】	教室におけるICT環境整備状況	
【資料2-5-22】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 情報教育推進委員会規程」	
【資料2-5-23】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第13条（情報教育推進室）	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-5-24】	バリアフリーマップ	
【資料2-5-25】	令和3年度 学生数（令和3年5月1日現在） ※各学科のクラス数、各クラスの学生数	
【資料2-5-26】	令和3年度春 semester 科目別履修人数一覧	
【資料2-5-27】	「鎌倉女子大学 学則」第7条の2（学級数）	【資料F-3】 抜粋
【資料2-5-28】	「鎌倉女子大学 保育士資格課程履修規程」	
【資料2-5-29】	オリエンテーション資料 2021（14ページ【クラスアドバイザー】） ※3児Aのクラスアドバイザー2人配置	【資料F-12】 抜粋
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料2-6-1】	学修環境・行動調査 スケジュール	
【資料2-6-2】	学修環境・行動調査 2019 分析レポート	
【資料2-6-3】	2020年度 学修環境・行動調査（調査結果） ※単純集計	
【資料2-6-4】	2015年度～2020年度 学修環境・行動調査 経年比較	
【資料2-6-5】	2021年5月 学部長会議 議事録（※調査の集計結果をもとに全学的な対応を検討）	
【資料2-6-6】	2020年度 学修環境・行動調査 自由記述への対応	
【資料2-6-7】	図書館利用者アンケート（2018年度／2019年度／2020年度）	
【資料2-6-8】	【卒業学年対象】進路・就職に関するアンケート 資料	
【資料2-6-9】	卒業生調査報告会(2021年3月) 資料（卒業生調査質問項目／卒業生調査報告書(基本集計編)）	

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料3-1-1】	履修の手引 2021年版（13～39, 232～236ページ【使命・目的及び教育目的】【3つのポリシー】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-2】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要 > 情報公開 > 3. 大学等の教育研究上の基本情報 > (4)3つのポリシー	

鎌倉女子大学

【資料3-1-3】	2022 総合型選抜（学部・専願制／高大接続）学生募集要項（1～8ページ）／2021 学生募集要項（学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜）（2～11ページ）	【資料F-4】 抜粋
【資料3-1-4】	2022 大学院案内（2ページ【3つのポリシー】）	【資料F-2】と同じ（後日送付）
【資料3-1-5】	「鎌倉女子大学 学則」第35条（成績評価）／第37条（単位の授与）／第38条（試験）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-6】	「鎌倉女子大学 試験規程」	
【資料3-1-7】	「鎌倉女子大学 履修規程」第12条（成績評価）	
【資料3-1-8】	シラバス作成の手引（5ページ【成績評価】／7ページ【「成績評価」使用語句の統一について】）	
【資料3-1-9】	「鎌倉女子大学 学則」第40条（他の大学等における授業科目の履修）／第40条の2（大学以外の教育施設等における学修）／第41条（入学前の既修得単位等の認定）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-10】	「鎌倉女子大学 3年次編入学取扱規程」第8条（編入学後の履修）	
【資料3-1-11】	「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」	
【資料3-1-12】	「首都圏西部大学単位互換協定書」	
【資料3-1-13】	「中学校英語教員養成特別プログラムに関する協定書」	
【資料3-1-14】	「学校法人鎌倉女子大学及び学校法人誠心学園間の交流事業に関する協定書」	
【資料3-1-15】	製菓・製パン実習 参加要項（令和2年7月教授会資料）	
【資料3-1-16】	「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部による鎌倉女子大学高等部からの単位互換履修生受入れに関する覚書」	
【資料3-1-17】	「鎌倉女子大学 学則」第47条の2（進級要件）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-18】	「鎌倉女子大学 学則」第48条（卒業要件）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-19】	「鎌倉女子大学 履修規程」別表Ⅱ	
【資料3-1-20】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第4条（学位授与の要件）	
【資料3-1-21】	履修の手引 2021年版（52～53ページ【成績】／58ページ【首都圏西部大学単位互換協定】／65～67ページ【玉川大学との協定により取得可能な免許】／59ページ【既修得単位認定】／45ページ【進級要件】【卒業と学位】／79, 101, 119, 143, 157ページ【卒業要件単位数】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-22】	オリエンテーション資料 2021（36ページ【既修得単位の認定】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-23】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第29条（成績評価）／第29条の2（単位の授与）／第30条（試験）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-24】	シラバス作成の手引（5ページ【成績評価】／7ページ【「成績評価」使用語句の統一について】）	【資料3-1-8】と同じ
【資料3-1-25】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第32条（他の大学院における授業科目の履修）／第34条（入学前の既修得単位の認定）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-26】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第42条（課程の修了要件）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-27】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第6条（修士論文の審査及び最終試験）／第4条（学位授与の要件）	【資料3-1-20】と同じ
【資料3-1-28】	履修の手引 2021年版（247ページ【成績】／248ページ【既修得単位認定】／240ページ【修了と学位】／261ページ【修了要件単位数】／237ページ【学位論文に係る評価の基準】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-29】	オリエンテーション資料 2021（36ページ【既修得単位の認定】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-30】	2020年度秋 Semester 成績評価について（成績評価についての依頼文）	
【資料3-1-31】	2019年度 GPA分析資料	

鎌倉女子大学

【資料3-1-32】	履修の手引 2021年版 (180～192ページ【実習参加要件】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-33】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 特待生奨学金規程」第3条 (資格)	【資料2-4-11】と同じ
【資料3-1-34】	令和3年度 フリージア奨学金・スペリオール奨学金 採用計画	【資料2-4-10】と同じ
【資料3-1-35】	表彰に関する基準	【資料2-4-33】と同じ
【資料3-1-36】	他の大学等における授業科目の履修・大学以外の教育施設等における学修・入学前の既修得単位等の認定の状況 (令和2年度実績) ※データ編【表3-4-①】	
【資料3-1-37】	履修の手引 2021年版 (45ページ【進級要件】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-1-38】	「鎌倉女子大学 学則」第48条の2 (卒業の認定) / 第48条の3 (学位の授与)	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-39】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第7条 (学位授与の審議・判定)	【資料3-1-20】と同じ
【資料3-1-40】	2020年度 大学教務委員会 / 大学学部長会議 / 大学教授会 議事録 (卒業判定 抜粋)	
【資料3-1-41】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第42条の2 (課程の修了の認定) / 第42条の3 (学位の授与)	【資料F-3】 抜粋
【資料3-1-42】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 学位規程」第5条 (修士論文の提出) / 第6条 (修士論文の審査及び最終試験) / 第7条 (学位授与の審議・判定)	【資料3-1-20】と同じ
【資料3-1-43】	2020年度 児童学研究科委員会 / 大学院委員会 議事録 (修了判定 抜粋)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料3-2-1】	履修の手引 2021年版 (13～39, 232～236ページ【使命・目的及び教育目的】 【3つのポリシー】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-2】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要 > 情報公開 > 3. 大学等の教育研究上の基本情報 > (4)3つのポリシー	
【資料3-2-3】	2022 総合型選抜 (学部・専願制 / 高大接続) 学生募集要項 (1～8ページ) / 2021 学生募集要項 (学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜) (2～11ページ)	【資料F-4】 抜粋
【資料3-2-4】	2022 大学院案内 (2ページ【3つのポリシー】)	【資料F-2】と同じ (後日送付)
【資料3-2-5】	シラバス作成の手引 (3ページ【建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献】)	【資料3-1-8】と同じ
【資料3-2-6】	カリキュラムとディプロマポリシーの対応表	
【資料3-2-7】	履修の手引 2021年版 (15～39ページ【3つのポリシー】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-8】	履修の手引 2021年版 (77～78, 99～100, 117～118, 141～142, 155～156ページ【科目ナンバー】 【カリキュラムチャート】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-9】	履修の手引 2021年版 (60～68ページ【免許・資格プログラム】 【企業学習プログラム】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-10】	履修の手引 2021年版 (80～83, 102～105, 120～124, 144～146, 158～161ページ【カリキュラム一覧】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-11】	履修の手引 2021年版 (233～236ページ【3つのポリシー】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-12】	履修の手引 2021年版 (259～260ページ【科目ナンバー】 【カリキュラムチャート】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-13】	履修の手引 2021年版 (261～264ページ【カリキュラム】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-14】	シラバス	【資料F-12】と同じ
【資料3-2-15】	履修の手引 2021年版 (257～258ページ【研究 (修士論文) の指針】)	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-16】	2021年度 児童学特別研究 (修士論文) スケジュール	
【資料3-2-17】	シラバス作成の手引	【資料3-1-8】と同じ

鎌倉女子大学

【資料3-2-18】	「鎌倉女子大学 学則」第12条（単位の計算方法）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-2-19】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第7条（単位の計算方法）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-2-20】	履修の手引 2021年版（49ページ【1単位の学修量】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-21】	シラバス作成の手引（2ページ【授業時間（授業15回分）以外に必要な学習時間の目安】／4～5ページ【準備学習・発展学習】）	【資料3-1-8】 と同じ
【資料3-2-22】	「鎌倉女子大学 履修規程」第7条（履修単位の上限）	【資料3-1-7】 と同じ
【資料3-2-23】	履修の手引 2021年版（50ページ【CAP制】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-24】	CAP対象科目修得単位状況（令和2年度実績） ※データ編【表3-3-①】	
【資料3-2-25】	「鎌倉女子大学 教務委員会規程」	【資料2-2-11】 と同じ
【資料3-2-26】	「鎌倉女子大学 学則」第14条（授業の方法）	【資料F-3】 抜粋
【資料3-2-27】	履修の手引 2021年版（15～39ページ【3つのポリシー】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-28】	履修の手引 2021年版（54～57ページ【企業等インターンシップ】【教職等インターンシップ】【サービスマーケティング】【SAE (Study Abroad Experience) ー海外研修ー】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-29】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 FD委員会規程」	
【資料3-2-30】	シラバス作成の手引（9ページ【授業方法の表記例】）	【資料3-1-8】 と同じ
【資料3-2-31】	神奈川県産学チャレンジプログラムに関する資料	
【資料3-2-32】	2021年度 授業運営上の手引（10ページ【ICT機器一覧】）	【資料4-2-25】 抜粋
【資料3-2-33】	2021年度春semester時間割（遠隔、対面、ハイブリッド）	
【資料3-2-34】	シラバス「生活情報論」「給食経営管理論実習」「臨床栄養学実習①②③」「図画工作科教育法」「保育内容演習環境」「心理学研究法」「心理学実験」「学校教育実践演習」「教職実践演習（小・中・高）」	
【資料3-2-35】	2022 大学案内（58,66,76,84,94ページ【授業紹介】）	【資料F-2】 抜粋
【資料3-2-36】	履修の手引 2021年版（233～236ページ【3つのポリシー】）	【資料F-12】 抜粋
【資料3-2-37】	シラバス「児童学フィールド研究」「子ども心理学フィールド研究」「学校教育学フィールド研究」	【資料2-3-18】 と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料3-3-1】	ディプロマポリシーに示す学生が身に付けるべき資質・能力の目標（学修成果）	
【資料3-3-2】	鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 アセスメントプラン	
【資料3-3-3】	学部の卒業生数と卒業判定（過去3年間） ※データ編【表3-4-②】	
【資料3-3-4】	免許・資格取得状況／国家試験合格率（過去3年間） ※データ編【表3-4-③】	
【資料3-3-5】	2020年度 学修環境・行動調査（調査結果） ※単純集計	【資料2-6-3】 と同じ
【資料3-3-6】	2015年度～2020年度 学修環境・行動調査 経年比較	【資料2-6-4】 と同じ
【資料3-3-7】	学修環境・行動調査 2019 分析レポート	【資料2-6-2】 と同じ

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料4-1-1】	「鎌倉女子大学 学則」第52条（学長）	【資料F-3】 抜粋
【資料4-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第6条（学長）	【資料2-2-4】 と同じ
【資料4-1-3】	2021年度 「教育改善・改革プログラム」応募要項／計画書	
【資料4-1-4】	「鎌倉女子大学 学則」第53条（副学長）	【資料F-3】 抜粋
【資料4-1-5】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第7条（副学長）	【資料2-2-4】 と同じ
【資料4-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第3条（職員）第3項／第	【資料2-2-4】 と同じ

鎌倉女子大学

	4条（職務）第10号	
【資料4-1-7】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第12条（教育調査企画室）	【資料2-2-3】と同じ
【資料4-1-8】	「鎌倉女子大学 学部長会議規程」	
【資料4-1-9】	「鎌倉女子大学大学院 大学院委員会規程」	
【資料4-1-10】	「鎌倉女子大学 学則」第52条（学長）／第53条（副学長）／第54条（学部長）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-11】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第47条（研究科長）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-12】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」第6条（学長）／第7条（副学長）／第8条（学部長）／第9条（研究科長）／第10条（学科長・専攻科長）	【資料2-2-4】と同じ
【資料4-1-13】	「鎌倉女子大学 学長選考規程」	
【資料4-1-14】	「鎌倉女子大学 学部長選考規程」	
【資料4-1-15】	「鎌倉女子大学 学科長選考規程」	
【資料4-1-16】	「鎌倉女子大学大学院 研究科長選考規程」	
【資料4-1-17】	「鎌倉女子大学 学則」第57条（教授会）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-18】	「鎌倉女子大学 教授会規則」第8条（審議事項）／第9条（専門委員会）	【資料2-1-14】と同じ
【資料4-1-19】	「鎌倉女子大学 教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」	【資料1-2-1】と同じ
【資料4-1-20】	「鎌倉女子大学 入試委員会規程」第1条（名称）／第5条（学生の入学、編入学、再入学及び転入学の決定）	【資料2-1-13】と同じ
【資料4-1-21】	「鎌倉女子大学 教員資格審査委員会規程」第1条（名称）／第5条（教員の教育研究業績の審査の決定）	
【資料4-1-22】	「鎌倉女子大学 学部長会議規程」	【資料4-1-8】と同じ
【資料4-1-23】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 全学教育課程会議規程」	
【資料4-1-24】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第49条（児童学研究科委員会）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-25】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会規程」第6条（審議事項）／第7条（専門委員会）	【資料2-1-25】と同じ
【資料4-1-26】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」	【資料1-2-2】と同じ
【資料4-1-27】	「鎌倉女子大学大学院 入試委員会規程」第1条（名称）／第5条（学生の入学、再入学及び転学の決定）	【資料2-1-24】と同じ
【資料4-1-28】	「鎌倉女子大学大学院 研究科担当教員選考委員会規程」第1条（名称）／第5条（研究科担当教員の教育研究業績の審査の決定）	
【資料4-1-29】	「鎌倉女子大学大学院 大学院委員会規程」	【資料4-1-9】と同じ
【資料4-1-30】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 全学教育課程会議規程」	【資料4-1-23】と同じ
【資料4-1-31】	「鎌倉女子大学 学則」第57条（教授会）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-32】	「鎌倉女子大学 教授会規則」第8条（審議事項）	【資料2-1-14】と同じ
【資料4-1-33】	「鎌倉女子大学 教授会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」	【資料1-2-1】と同じ
【資料4-1-34】	「鎌倉女子大学 学則」第50条（懲戒）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-35】	「鎌倉女子大学 学生の懲戒手続に関する規程」	
【資料4-1-36】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第49条（児童学研究科委員会）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-37】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会規程」第6条（審議事項）	【資料2-1-25】と同じ
【資料4-1-38】	「鎌倉女子大学大学院 児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項に係る学長決定」	【資料1-2-2】と同じ
【資料4-1-39】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第44条（懲戒）	【資料F-3】抜粋
【資料4-1-40】	「鎌倉女子大学大学院 学生の懲戒手続に関する規程」	

鎌倉女子大学

【資料4-1-41】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」	【資料2-2-4】と同じ
【資料4-1-42】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」	【資料2-2-3】と同じ
【資料4-1-43】	令和3年度 事務組織	
【資料4-1-44】	「学校法人鎌倉女子大学 職員任用規程」	
【資料4-1-45】	職務目標報告書に関する資料	
【資料4-1-46】	「学校法人鎌倉女子大学 人事評価規程」	
【資料4-1-47】	「人事評価実施要領」	
【資料4-1-48】	各種委員会一覧	【資料1-2-4】と同じ
【資料4-1-49】	役員名簿／評議員名簿	【資料F-10】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料4-2-1】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 教員人材育成方針」	
【資料4-2-2】	教職課程 教員配置	
【資料4-2-3】	保育士課程 教員配置	
【資料4-2-4】	栄養士・管理栄養士課程 教員配置	
【資料4-2-5】	「学校法人鎌倉女子大学 職員任用規程」	【資料4-1-44】と同じ
【資料4-2-6】	「鎌倉女子大学 教員資格審査委員会規程」	【資料4-1-21】と同じ
【資料4-2-7】	「鎌倉女子大学 教員資格審査規程」	
【資料4-2-8】	「学校法人鎌倉女子大学 人事評価規程」	【資料4-1-46】と同じ
【資料4-2-9】	「人事評価実施要領」	【資料4-1-47】と同じ
【資料4-2-10】	「教育活動報告書」「研究活動報告書」に関する資料	
【資料4-2-11】	「鎌倉女子大学大学院 研究科担当教員選考委員会規程」	【資料4-1-28】と同じ
【資料4-2-12】	「鎌倉女子大学大学院 研究科担当教員選考基準」	
【資料4-2-13】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 FD委員会規程」	【資料3-2-29】と同じ
【資料4-2-14】	2021年度 FDスケジュール	
【資料4-2-15】	2021年度 授業改善アンケート	
【資料4-2-16】	2019年度 授業改善アンケート結果報告書	
【資料4-2-17】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>10. 大学等のIRに関する情報>(10) 授業評価結果	
【資料4-2-18】	2019年度 授業公開及び意見交換（ピアレビュー）／2021年度 授業実践情報交換会	
【資料4-2-19】	キャリア教育・FDセミナー テーマ一覧（第1回～第7回）	
【資料4-2-20】	第7回キャリア教育・FDセミナー 開催通知／実施報告	
【資料4-2-21】	2021年度 新任教員研修FDワークショップ 開催通知／実施報告	
【資料4-2-22】	CEFDニューズレター第18号（令和2年12月発行）	
【資料4-2-23】	2021年度 教務研修会 開催通知（新任教員向け）	
【資料4-2-24】	2021年度 非常勤講師懇談会 開催通知	
【資料4-2-25】	2021年度 授業運営上の手引	
【資料4-2-26】	遠隔授業支援サイト 資料	
【資料4-2-27】	遠隔授業運営セミナー 資料	
【資料4-2-28】	遠隔授業に関するアンケート結果報告	
4-3. 職員の研修		
【資料4-3-1】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 職員研修実施方針」	
【資料4-3-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 SD委員会規程」	

鎌倉女子大学

【資料4-3-3】	職員研修実施計画	
【資料4-3-4】	令和2年度SD「大学教職員の基礎知識」資料	
【資料4-3-5】	2021年度 認証評価受審のための研修 資料	
【資料4-3-6】	2020年度 業務別研修 実施状況	
4-4. 研究支援		
【資料4-4-1】	令和3年度 研究室一覧	
【資料4-4-2】	2022 大学院案内（7ページ【自習室】）	【資料F-2】と同じ （後日送付）
【資料4-4-3】	「研究環境に関する意識調査アンケート」資料（アンケート用紙／集計結果／報告）	
【資料4-4-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 研究倫理規程」	
【資料4-4-5】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学研究倫理委員会及び倫理審査規程」	
【資料4-4-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」	
【資料4-4-7】	令和2年度 研究倫理教育 資料	
【資料4-4-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 研究費の適正管理に関する規程」	
【資料4-4-9】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 公的研究費取扱規程」	
【資料4-4-10】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画」	
【資料4-4-11】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理責任体制及び不正防止体制」	
【資料4-4-12】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の適正な使用に関する行動規範」	
【資料4-4-13】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費による物品購入等の取引に係る業者へ求める行動規範」	
【資料4-4-14】	公的研究費コンプライアンス研修会 資料	
【資料4-4-15】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 動物実験委員会規程」	
【資料4-4-16】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 動物実験等実施規程」	
【資料4-4-17】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 動物実験等実施規程施行細則」	
【資料4-4-18】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開＞12. 大学等のコンプライアンス・社会的責任に関する情報＞(6) 研究不正防止に関する情報／(7) 動物実験等に関する情報	
【資料4-4-19】	「鎌倉女子大学 個人研究費規程」	
【資料4-4-20】	「鎌倉女子大学大学院 個人研究費規程」	
【資料4-4-21】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 学術研究所研究費規程」	
【資料4-4-22】	研究費の状況（学内の研究費）（過去3年間） ※データ編【表4-1-①】	
【資料4-4-23】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学術研究所規程」	
【資料4-4-24】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 学術研究所企画運営委員会規程」	
【資料4-4-25】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第20条（研究支援課）	【資料2-2-3】と同じ
【資料4-4-26】	2021年度 研究費執行マニュアル	
【資料4-4-27】	科学研究費申請に関する研修会 資料	

鎌倉女子大学

基準5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料5-1-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	【資料F-1】と同じ
【資料5-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 就業規則」	
【資料5-1-3】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報保護規程」	
【資料5-1-4】	「学校法人鎌倉女子大学 情報環境利用倫理規程」	
【資料5-1-5】	「学校法人鎌倉女子大学 ハラスメントの防止等に関する規程」	
【資料5-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 公益通報に関する規程」	
【資料5-1-7】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 研究倫理規程」	【資料4-4-4】と同じ
【資料5-1-8】	「学校法人鎌倉女子大学 情報公開に関する規程」	
【資料5-1-9】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開> ・3. 大学等の教育研究上の基本情報>(2)教育研究上の目的/ (4)3つのポリシー ・3. 大学等の教育研究上の基本情報>(3)教育研究上の基本組織 ・5. 大学等の教員に関する情報>(1)教員組織/(2)教員数/ (3)教員の学位・業績 ・4. 大学等の学生に関する情報>(2)入学定員、入学者数/ (3)収容定員、在籍学生数/(6)卒業・修了者数、学位授与数/ (7)進学者数、就職者数/(8)就職状況 ・6. 大学等の教育課程に関する情報>(1)授業科目、授業内容、授業計画 ・6. 大学等の教育課程に関する情報>(2)学修成果の評価、卒業・修了認定の基準 ・3. 大学等の教育研究上の基本情報>(7)キャンパスの概要、耐震化 ・3. 大学等の教育研究上の基本情報>(8)授業料・入学金等費用 ・7. 大学等の学生支援に関する情報>(1)修学に関する支援/ (2)進路選択に関する支援/(4)心身の健康等に関する支援 ・6. 大学等の教育課程に関する情報>(3)修得すべき知識・能力	
【資料5-1-10】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>6. 大学等の教育課程に関する情報>(5)教員養成に関する情報	
【資料5-1-11】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開> ・2. 経営・財務に関する情報>(2)事業報告書/(3)財産目録/ (4)貸借対照表/(5)収支計算書/(6)監事の監査報告書/ (7)役員報酬規程 ・1. 基本情報>(1)寄附行為/(5)役員・評議員名簿	
【資料5-1-12】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開>12. 大学等のコンプライアンス・社会的責任に関する情報	
【資料5-1-13】	中期計画 (2018年度～2022年度)	【資料1-2-14】と同じ

鎌倉女子大学

【資料5-1-14】	鎌倉女子大学 自己点検・評価報告書（平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年度5月1日）	【資料6-2-6】と同じ
【資料5-1-15】	令和3年度 事業計画書	【資料F-6】と同じ
【資料5-1-16】	令和2年度 事業報告書	【資料F-7】と同じ
【資料5-1-17】	「学校法人鎌倉女子大学 ハラスメントの防止等に関する規程」	【資料5-1-5】と同じ
【資料5-1-18】	「学校法人鎌倉女子大学 ハラスメント防止対策委員会規程」	
【資料5-1-19】	SD研修「教育現場におけるハラスメント」に関する資料	
【資料5-1-20】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報保護規程」	【資料5-1-3】と同じ
【資料5-1-21】	「学校法人鎌倉女子大学 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規程」	
【資料5-1-22】	「学校法人鎌倉女子大学 危機管理規程」	
【資料5-1-23】	危機管理マニュアル	
【資料5-1-24】	学生生活の手引 2021年版（76～88ページ【危機管理】）	【資料F-5】抜粋
【資料5-1-25】	「学校法人鎌倉女子大学 防火・防災管理規程」	
【資料5-1-26】	「学校法人鎌倉女子大学 防火・防災管理委員会規程」	
【資料5-1-27】	令和元年度 防災訓練実施について／令和2年度 防災訓練実施要領	
【資料5-1-28】	ANPIC運用訓練に関する資料（学生生活の手引 2021年版（82ページ【安否確認システム「ANPIC(アンピック)」について】）／2019年12月防災訓練時アナウンス）	
【資料5-1-29】	備蓄品リスト	
【資料5-1-30】	普通救命講習会 資料（教職員対象／学生対象）	
【資料5-1-31】	新型コロナウイルス感染症への対策に関する資料（フローチャート／ガイドライン）	
【資料5-1-32】	「学校法人鎌倉女子大学 衛生委員会規程」	
【資料5-1-33】	「学校法人鎌倉女子大学 ストレスチェック制度実施規程」	
【資料5-1-34】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 環境安全管理委員会規程」	
【資料5-1-35】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 化学物質管理規程」	
【資料5-1-36】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 実験廃棄物管理規程」	
【資料5-1-37】	化学物質の購入、管理、廃棄の手引き 2021年度版	
【資料5-1-38】	令和3年度 化学物質の取扱いに関する研修会について	
5-2. 理事会の機能		
【資料5-2-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第5条（役員）／第6条（理事の選任）／第17条（理事会）	【資料F-1】と同じ
【資料5-2-2】	役員名簿	【資料F-10】と同じ
【資料5-2-3】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」	【資料1-2-3】と同じ
【資料5-2-4】	平成30(2018)～令和2(2020)年度 理事会 議案一覧	
【資料5-2-5】	令和2年度 理事会・評議員会 開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料5-2-6】	理事会意思表示書（様式）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料5-3-1】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」	
【資料5-3-2】	各種委員会一覧	【資料1-2-4】と同じ
【資料5-3-3】	役員名簿／評議員名簿	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第5条（役員）／第12条（理事長の職務）	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-5】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」第2条（議長）	【資料1-2-3】と同じ
【資料5-3-6】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」第3条（議長）	【資料5-3-1】と同じ

鎌倉女子大学

【資料5-3-7】	各種委員会一覧	【資料1-2-4】と同じ
【資料5-3-8】	「学校法人鎌倉女子大学 稟議規程」	
【資料5-3-9】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」第3条（議長）	【資料5-3-1】と同じ
【資料5-3-10】	「鎌倉女子大学 教授会規則」第7条（議長）	【資料2-1-14】と同じ
【資料5-3-11】	「鎌倉女子大学 学部長会議規程」第3条（議長）	【資料4-1-8】と同じ
【資料5-3-12】	2021年度 「教育改善・改革プログラム」応募要項／計画書	【資料4-1-3】と同じ
【資料5-3-13】	「学校法人鎌倉女子大学 評議員会規則」	
【資料5-3-14】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	
【資料5-3-15】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規程」	
【資料5-3-16】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第5条（役員）／第7条（監事の選任）／第16条（監事の職務）	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-17】	役員名簿	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-18】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	【資料5-3-14】と同じ
【資料5-3-19】	令和3年度 監事の監査計画書	
【資料5-3-20】	監事監査報告書（平成28年度～令和2年度）	【資料F-11】と同じ
【資料5-3-21】	令和2年度 理事会・評議員会 開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-22】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第20条（評議員会）／第22条（諮問事項）／第24条（評議員の選任）／第35条（決算及び実績の報告）	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-23】	評議員名簿	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-24】	「学校法人鎌倉女子大学 評議員会規則」	【資料5-3-13】と同じ
【資料5-3-25】	平成30(2018)～令和2(2020)年度 評議員会 議案一覧	【資料5-2-4】と同じ
【資料5-3-26】	令和2年度 理事会・評議員会 開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-27】	評議員会意思表示書（様式）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料5-4-1】	中期財務計画	
【資料5-4-2】	中期計画（2018年度～2022年度）	【資料1-2-14】と同じ
【資料5-4-3】	計算書類（平成28年度～令和2年度）	【資料F-11】と同じ
【資料5-4-4】	令和3年度 予算書	
【資料5-4-5】	令和2年度 財産目録	
【資料5-4-6】	外部資金導入状況（平成28年度～令和2年度）	
【資料5-4-7】	「学校法人鎌倉女子大学 創立80周年記念事業募金」パンフレット	
【資料5-4-8】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第30条（積立金の保管）	【資料F-1】と同じ
【資料5-4-9】	「学校法人鎌倉女子大学 経理規程」第32条（資金の運用）	
【資料5-4-10】	「学校法人鎌倉女子大学 資金運用に関する規程」	
【資料5-4-11】	資金運用状況（平成28年度～令和2年度）	
5-5. 会計		
【資料5-5-1】	「学校法人鎌倉女子大学 経理規程」	【資料5-4-9】と同じ
【資料5-5-2】	令和3年度 予算書	【資料5-4-4】と同じ
【資料5-5-3】	令和2年度 補正予算書	
【資料5-5-4】	「学校法人鎌倉女子大学 稟議規程」	【資料5-3-8】と同じ
【資料5-5-5】	「学校法人鎌倉女子大学 資金運用に関する規程」	【資料5-4-10】と同じ
【資料5-5-6】	監査法人・監事・内部監査室の連絡会議 資料	
【資料5-5-7】	令和2年度 監査結果報告書（監査法人）抜粋	
【資料5-5-8】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第16条（監事の職務）	【資料F-1】と同じ
【資料5-5-9】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	【資料5-3-14】と同じ
【資料5-5-10】	令和3年度 監事の監査計画書	【資料5-3-19】と同じ
【資料5-5-11】	監事監査報告書（平成28年度～令和2年度）	【資料F-11】と同じ

鎌倉女子大学

【資料5-5-12】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第10条（内部監査室）	【資料2-2-3】と同じ
【資料5-5-13】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規程」	【資料5-3-15】と同じ
【資料5-5-14】	令和3年度 内部監査計画書	
【資料5-5-15】	令和2年度 内部監査実施計画書／令和2年度 内部監査実施通知書／令和2年度 内部監査報告書	
【資料5-5-16】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画」	【資料4-4-10】と同じ

基準6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料6-1-1】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 内部質保証の方針」	
【資料6-1-2】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開＞9. 大学等の内部質保証に関する情報＞(1)内部質保証の方針	
【資料6-1-3】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 内部質保証委員会規程」	
【資料6-1-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」	
【資料6-1-5】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 IR運営委員会規程」	
【資料6-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第12条（教育調査企画室）	【資料2-2-3】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料6-2-1】	「鎌倉女子大学 学則」第4条（自己点検及び評価）	【資料F-3】抜粋
【資料6-2-2】	「鎌倉女子大学大学院 学則」第3条（自己点検及び評価）	【資料F-3】抜粋
【資料6-2-3】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」	【資料6-1-4】と同じ
【資料6-2-4】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第12条（教育調査企画室）	【資料2-2-3】と同じ
【資料6-2-5】	自己点検・評価報告書項目一覧（平成10年度～令和2年度）	
【資料6-2-6】	鎌倉女子大学 自己点検・評価報告書（平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年5月1日）	
【資料6-2-7】	2020年度 自己点検・評価報告書（記述編）作成要領／作成分担表	
【資料6-2-8】	2020年度 自己点検・評価報告書（データ編）作成要領／作成分担表	
【資料6-2-9】	「学校法人鎌倉女子大学 情報公開に関する規程」	【資料5-1-8】と同じ
【資料6-2-10】	鎌倉女子大学ホームページ (https://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開＞9. 大学等の内部質保証に関する情報＞(2)自己点検・評価に関する報告書／(3)認証評価の結果についての報告書	
【資料6-2-11】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 IR運営委員会規程」	【資料6-1-5】と同じ
【資料6-2-12】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」第12条（教育調査企画室）／第13条（情報教育推進室）	【資料2-2-3】と同じ
【資料6-2-13】	学修環境・行動調査 スケジュール	【資料2-6-1】と同じ
【資料6-2-14】	学修環境・行動調査 2019 分析レポート	【資料2-6-2】と同じ
【資料6-2-15】	2020年度 学修環境・行動調査（調査結果） ※単純集計	【資料2-6-3】と同じ

鎌倉女子大学

【資料6-2-16】	2015年度～2020年度 学修環境・行動調査 経年比較	【資料2-6-4】と同じ
【資料6-2-17】	遠隔授業に関するアンケート結果報告	【資料4-2-28】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料6-3-1】	中期計画（2018年度～2022年度）	【資料1-2-14】と同じ
【資料6-3-2】	中期計画（2018年度～2022年度）と日本高等教育評価機構の評価基準の比較	
【資料6-3-3】	認証評価の結果への改善状況	【資料F-15】と同じ
【資料6-3-4】	鎌倉女子大学 自己点検・評価報告書（平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年5月1日）	【資料6-2-6】と同じ
【資料6-3-5】	鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 アセスメントプラン	【資料3-3-2】と同じ
【資料6-3-6】	中期計画（2018年度～2022年度）（「学修成果の点検・評価」抜粋）	【資料1-2-14】抜粋

基準A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学生の実践的な学びを通じた地域連携・社会貢献		
【資料A-1-1】	令和2年度グリーンプロジェクト活動報告（「緑苑 第55号」72ページ）	
【資料A-1-2】	鎌倉女子大学初等部だより記事「親子deプログラミング～プロロでぼく・わたしのまちを紹介しよう～」	
【資料A-1-3】	「鎌倉女子大学プロロ・プログラミング・プロジェクト（KWP3）」プログラミング教室開催実績	
【資料A-1-4】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「鎌倉女子大学×大船軒 コラボレーション弁当発売」	
【資料A-1-5】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「横浜市栄消防署長より感謝状を授与されました。」	
【資料A-1-6】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「共生社会実現フォーラム(12/15)に出展しました。」	
【資料A-1-7】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「「離島甲子園2019」対馬大会に看護学ゼミナールの学生が救護ボランティアとして参加しました。」	
【資料A-1-8】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「第13回かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画「親子で楽しむ♪あそびの大学」レポート（10/13）」	
【資料A-1-9】	鎌倉市ホームページ記者発表資料「鎌倉女子大学との協定書の締結について」	
A-2. 大学の物的・人的資源の地域社会への提供		
【資料A-2-1】	鎌倉女子大学生涯学習センター2021年度公開講座前期オンデマンド配信プログラム	
【資料A-2-2】	鎌倉女子大学ホームページ 子ども・子育て研究施設「かまくらプロジェクト」	
【資料A-2-3】	鎌倉女子大学ホームページ News&Topics 「神奈川県「大学発・政策提案制度」に本学 学術研究所 子ども・子育て研究施設の提案が採択されました。」	
【資料A-2-4】	第9回「お弁当甲子園」レポート（「緑苑 第55号」70ページ）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。